

平成 2 8 年 第 3 回 定 例 会

## 予 算 特 別 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 館 田 瑠 美 子

副 委 員 長 工 藤 健



# 目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	2
○欠席委員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	3

## 1 日目 平成 28 年 9 月 16 日(金)

開会	4
開議・審査方法	4
○小豆畑緑委員（自民清風会）	4
1 鶴ヶ坂地区の水道について	5
答弁 木浪龍太健康福祉部理事	5
再質疑	6
答弁 木浪健康福祉部理事	6
要望・再質疑	6
答弁 相馬政人水道部長	6
意見・再質疑	7
答弁 水道部長	7
再質疑	7
答弁 水道部長	7
要望	8
2 認知症について	8
答弁 浦田浩美健康福祉部理事	8
再質疑	8
答弁 浦田健康福祉部理事	9
再質疑	9
答弁 浦田健康福祉部理事	9
意見・再質疑	9
答弁 浦田健康福祉部理事	9
要望・再質疑	10
答弁 浦田健康福祉部理事	10
意見・再質疑	10
答弁 浦田健康福祉部理事	11
要望	11

○小倉尚裕委員（新政無所属の会）	11
浪岡教育事務所長の出席要請について	12
委員長の発言	12
休憩	12
再開	12
委員長の発言	12
1 いじめについて	13
答弁 成田一二三教育長	13
再質疑	13
答弁 教育長	13
再質疑	14
答弁 教育長	14
意見・再質疑	14
答弁 教育長	15
意見・再質疑	15
答弁 教育長	16
再質疑	17
答弁 教育長	17
再質疑	18
答弁 教育長	18
再質疑	19
答弁 教育長	19
再質疑	19
答弁 教育長	19
再質疑	20
答弁 教育長	20
要望・再質疑	21
答弁 教育長	21
意見・要望・再質疑	21
答弁 鹿内博市長	22
意見・再質疑	23
答弁 市長	24
意見・要望	24
○天内慎也委員（日本共産党）	25
1 浪岡地区の水害対策について	25
2 浪岡地区の流・融雪溝について	25
3 浪岡学校給食センターについて	25

4	浪岡地区の老人福祉センターについて	25
5	自主防災組織について	25
	答弁 棟方牧人浪岡事務所副所長	26
	〃 横山克広教育委員会事務局理事	28
	〃 鈴木裕司総務部長	28
	要望・再質疑	29
	答弁 総務部長	30
	要望	30
6	教育行政について	31
	答弁 成田一二三教育長	32
	意見・再質疑	32
	答弁 教育長	33
	要望	33
○	竹山美虎委員（市民クラブ）	34
	要望	34
1	契約締結のあり方について	34
	答弁 加藤文男総務部理事	34
	再質疑	36
	答弁 加藤総務部理事	36
	再質疑	36
	答弁 加藤総務部理事	37
	再質疑	37
	答弁 金澤保農林水産部長	38
	再質疑	38
	答弁 農林水産部長	38
	再質疑	38
	答弁 農林水産部長	38
	再質疑	39
	答弁 農林水産部長	39
	再質疑	39
	答弁 農林水産部長	39
	再質疑	39
	答弁 加藤総務部理事	40
	再質疑	40
	答弁 金子牧子都市整備部長	40
	再質疑	40
	答弁 加藤総務部理事	41

再質疑	41
答弁 加藤総務部理事	41
意見・要望	41
休憩	42
再開	42
会議時間の延長	42
○渡部伸広委員（公明党）	43
1 油川の空き家の対策状況について	43
答弁 鈴木裕司総務部長	43
再質疑	43
答弁 総務部長	44
再質疑	44
答弁 総務部長	44
2 羽白富田地区の道路冠水について	44
答弁 八戸認都市整備部理事	44
再質疑	45
答弁 都市整備部理事	45
再質疑	45
答弁 都市整備部理事	45
要望	45
○斎藤憲雄委員（社民党）	46
1 地域問題について	46
答弁 八戸認都市整備部理事	46
要望	46
2 まちづくりについて	46
答弁 八戸認都市整備部理事	46
意見・再質疑	47
答弁 都市整備部理事	47
意見・要望	47
○中田靖人委員（自由民主党）	48
1 アウガについて	48
答弁 増田一経済部長	48
再質疑	48
答弁 経済部長	50
再質疑	50
答弁 経済部長	50
再質疑	50

答弁 経済部長	51
再質疑	51
答弁 経済部長	51
再質疑	51
答弁 経済部長	51
再質疑	51
答弁 経済部長	51
再質疑	51
答弁 鹿内博市長	52
再質疑	52
答弁 市長	52
再質疑	52
答弁 経済部長	53
再質疑	53
答弁 経済部長	53
再質疑	53
答弁 経済部長	53
再質疑	54
答弁 鈴木裕司総務部長	54
意見・再質疑	54
答弁 市長	55
意見・再質疑	55
答弁 市長	55
再質疑	56
答弁 市長	56
再質疑	56
答弁 市長	57
再質疑	57
答弁 市長	58
再質疑	58
答弁 市長	58
再質疑	58
答弁 市長	59
再質疑	59
答弁 加藤文男総務部理事	59
要望・再質疑	59
答弁 市長	60

意見・要望	60
○橋本尚美委員（無所属）	61
意見	61
1 アウガについて	61
答弁 増田一経済部長	61
意見・要望	62
2 青森市民美術展示館のエレベーターの故障について	62
答弁 横山克広教育委員会事務局理事	62
再質疑	62
答弁 教育委員会事務局理事	63
要望	63
3 小・中学校安全・安心対策事業について	63
答弁 成田一二三教育長	63
再質疑	63
答弁 教育長	64
意見・再質疑	64
答弁 教育長	64
意見・要望	65
散会	65
<b>2日目 平成28年9月20日(火)</b>	
開議	66
○中村美津緒委員（新政無所属の会）	66
1 アウガについて	66
答弁 鹿内博市長	66
再質疑	67
答弁 市長	68
意見・再質疑	68
答弁 市長	69
○山脇智委員（日本共産党）	70
1 マンホールカードについて	70
答弁 小松文雄環境部理事	70
要望	71
2 浜田地区の道路整備について	71
答弁 八戸認都市整備部理事	72
要望	72
3 アウガについて	72
答弁 鹿内博市長	73



意見・再質疑	73
答弁 市長	74
要望	74
○秋村光男委員（市民クラブ）	75
要望	75
1 外国人観光客誘客促進事業について	75
答弁 坪真紀子経済部理事	75
意見・再質疑	76
答弁 経済部理事	76
意見	76
2 地熱開発理解促進関連事業について	76
答弁 小松文雄環境部理事	76
再質疑	77
答弁 環境部理事	78
要望	78
3 CO <sub>2</sub> 削減行動推進事業について	78
答弁 小松文雄環境部理事	78
意見	79
4 除排雪対策事業について	80
答弁 八戸認都市整備部理事	80
要望	80
○赤木長義委員（公明党）	81
1 契約について	81
答弁 加藤文男総務部理事	81
要望	82
2 認知症について	82
答弁 浦田浩美健康福祉部理事	82
要望	82
3 臨時財政対策債について	82
答弁 仁藤司史財務部長	83
再質疑	83
答弁 福井正樹市民政策部長	83
再質疑	84
答弁 財務部長	84
再質疑	84
答弁 財務部長	84
再質疑	84

答弁 財務部長	84
再質疑	85
答弁 財務部長	85
再質疑	85
答弁 市民政策部長	85
再質疑	85
答弁 鈴木裕司総務部長	86
再質疑	86
答弁 財務部長	86
再質疑	86
答弁 総務部長	86
要望・再質疑	87
答弁 財務部長	87
意見・要望	87
4 アウガについて	88
答弁 増田一経済部長	88
再質疑	88
答弁 経済部長	88
再質疑	88
答弁 鹿内博市長	88
再質疑	89
答弁 経済部長	89
再質疑	89
答弁 市長	89
再質疑	89
答弁 経済部長	89
再質疑	90
答弁 市長	90
再質疑	90
答弁 市長	90
再質疑	90
意見・再質疑	91
答弁 市長	91
再質疑	91
答弁 市長	91
再質疑	91

答弁 市長	92
再質疑	92
答弁 市長	92
再質疑	92
答弁 市長	92
再質疑	93
答弁 市長	93
再質疑	93
答弁 市長	93
再質疑	93
答弁 市長	93
再質疑	93
答弁 市長	93
再質疑	93
答弁 市長	94
意見・再質疑	94
答弁 市長	94
再質疑	94
答弁 市長	95
再質疑	95
答弁 市長	95
要望	95
休憩	95
再開	96
鹿内博市長からの発言の申し出について	96
○藤田誠委員（社民党）	96
1 消防車両の能力について	96
答弁 吉崎宏二総務部理事	97
要望・再質疑	97
答弁 吉崎総務部理事	98
要望	98
2 避難者への対応について	99
答弁 鈴木裕司総務部長	99
要望・意見	99
3 懲戒処分について	101
答弁 鈴木裕司総務部長	101
要望	101

○館山善也委員（自民清風会）	102
1 冬季観光推進について	102
答弁 坪真紀子経済部理事	103
再質疑	104
答弁 経済部理事	104
要望	104
○村川みどり委員（日本共産党）	104
1 放課後児童会について	104
答弁 能代谷潤治健康福祉部長	105
要望	105
2 面会交流援助について	105
答弁 能代谷潤治健康福祉部長	106
要望	107
3 萱野茶屋のトイレについて	107
答弁 坪真紀子経済部理事	107
要望	108
4 西部給食センターの跡地利用について	108
答弁 石澤幸造教育委員会事務局教育部長	108
要望	108
5 教育行政について	108
答弁 石澤幸造教育委員会事務局教育部長	109
要望・再質疑	109
答弁 成田一二三教育長	110
再質疑	110
答弁 教育長	110
再質疑	110
答弁 教育長	110
再質疑	110
答弁 教育長	110
再質疑	111
答弁 教育長	111
要望・再質疑	111
答弁 教育委員会事務局教育部長	111
要望・再質疑	112
答弁 教育長	112
要望・再質疑	112
答弁 鈴木裕司総務部長	113

意見・再質疑	114
答弁 教育長	114
再質疑	114
答弁 教育長	114
要望	115
○工藤健委員（市民クラブ）	115
1 スクールバスの運用について	115
答弁 石澤幸造教育委員会事務局教育部長	115
要望	116
2 小・中学校の資料保存について	116
答弁 石澤幸造教育委員会事務局教育部長	116
再質疑	117
答弁 教育委員会事務局教育部長	117
再質疑	117
答弁 教育委員会事務局教育部長	117
意見・要望	117
3 選挙経費の債務負担行為設定について	118
答弁 仁藤司史財務部長	118
要望	118
○木戸喜美男委員（自民清風会）	119
1 花岡プラザへの市民バスの乗り入れについて	119
答弁 金子牧子都市整備部長	119
要望	119
2 ごみ問題について	120
答弁 木村敏幸環境部長	120
要望・再質疑	120
答弁 環境部長	121
再質疑	121
答弁 環境部長	121
要望	122
休憩	123
再開	123
○中村節雄委員（新政無所属の会）	123
1 パーキングパーミット制度について	123
答弁 浦田浩美健康福祉部理事	123
再質疑	124
答弁 浦田健康福祉部理事	124

再質疑	124
答弁 浦田健康福祉部理事	125
再質疑	125
答弁 浦田健康福祉部理事	125
要望・意見	125
○渋谷勲委員（自民清風会）	126
意見	126
1 青森市りんごセンターについて	127
答弁 金澤保農林水産部長	128
意見・再質疑	127
答弁 農林水産部長	128
要望	129
2 中央卸売市場の今後について	129
答弁 金澤保農林水産部長	129
意見・再質疑	130
答弁 木村敏幸環境部長	131
再質疑	131
答弁 棟方牧人浪岡事務所副所長	131
意見・要望	131
採決	132
閉会	133

- 1 開催日** 平成 28 年 9 月 16 日（金曜日）  
平成 28 年 9 月 20 日（火曜日）

- 2 開催場所** 第 3 ・ 第 4 委員会室

**3 審査案件**

- 議案第 127 号 平成 28 年度青森市一般会計補正予算（第 3 号）  
議案第 128 号 平成 28 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 129 号 平成 28 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 3 号）  
議案第 130 号 平成 28 年度青森市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 131 号 平成 28 年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 132 号 平成 28 年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 133 号 平成 28 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第 1 号）  
議案第 134 号 平成 28 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 135 号 平成 28 年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計  
補正予算（第 1 号）  
議案第 136 号 平成 28 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 1 号）  
議案第 137 号 平成 28 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 138 号 平成 28 年度青森市病院事業会計補正予算（第 1 号）  
議案第 139 号 平成 28 年度青森市野内財産区特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 140 号 平成 28 年度青森市土橋財産区特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 141 号 平成 28 年度青森市二ヶ大字（築木館・諏訪沢）財産区特別  
会計補正予算（第 1 号）  
議案第 142 号 平成 28 年度青森市郷山前財産区特別会計補正予算（第 1 号）

## ○出席委員

委員 長 舘 田 瑠美子  
副委員長 工 藤 健  
委員 山 脇 智  
委員 竹 山 美 虎  
委員 橋 本 尚 美  
委員 舘 山 善 也  
委員 中 村 美津緒  
委員 天 内 慎 也  
委員 藤 田 誠  
委員 中 田 靖 人  
委員 木 戸 喜美男

委員 中 村 節 雄  
委員 村 川 みどり  
委員 斎 藤 憲 雄  
委員 渡 部 伸 広  
委員 小豆畑 緑  
委員 丸 野 達 夫  
委員 小 倉 尚 裕  
委員 秋 村 光 男  
委員 赤 木 長 義  
委員 渋 谷 勲

## ○欠席委員

なし

## ○説明のため出席した者の職氏名

市 長 鹿 内 博  
教 育 長 成 田 一二三  
企 業 局 長 相 馬 政 美  
代表監査委員 山 形 博  
市民政策部長 福 井 正 樹  
市民政策部理事 相 馬 紳一郎  
市民政策部理事 舘 田 一 弥  
総 務 部 長 鈴 木 裕 司  
総 務 部 理 事 加 藤 文 男  
総 務 部 理 事 吉 崎 宏 二  
財 務 部 長 仁 藤 司 史  
市民生活部長 井 上 享  
環 境 部 長 木 村 敏 幸  
環 境 部 理 事 小 松 文 雄  
健康福祉部長 能代谷 潤 治

健康福祉部理事 木 浪 龍 太  
健康福祉部理事 浦 田 浩 美  
経 済 部 長 増 田 一  
経 済 部 理 事 坪 真紀子  
農 林 水 産 部 長 金 澤 保  
都市整備部長 金 子 牧 子  
都市整備部理事 八 戸 認  
浪岡事務所副所長 棟 方 牧 人  
市民病院事務局長 安 保 明 彦  
会 計 管 理 者 小 鹿 継 仁  
教育委員会事務局教育部長 石 澤 幸 造  
教育委員会事務局理事 横 山 克 広  
水 道 部 長 相 馬 政 人  
交 通 部 長 堀 内 隆 博



**○事務局出席職員の職氏名**

議会事務局次長 八木澤 透  
議事調査課長 齋藤賢剛  
議事調査課副参事 横内英雄  
議事調査課主査 石澤貴志

議事調査課主査 加藤典和  
議事調査課主査 横内智徳  
議事調査課主査 山内克昌  
議事調査課主査 柴田 聡

## 1日目 平成28年9月16日（金曜日）午前10時開会

**○館田瑠美子委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第127号「平成28年度青森市一般会計補正予算」から議案第142号「平成28年度青森市郷山前財産区特別会計補正予算」までの計16件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、お手元に配付いたしております審査順序表のとおり、議案第127号「平成28年度青森市一般会計補正予算」から議案第142号「平成28年度青森市郷山前財産区特別会計補正予算」までの計16件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、お手元に配付しております、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9月12日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は19人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第127号「平成28年度青森市一般会計補正予算」から議案第142号「平成28年度青森市郷山前財産区特別会計補正予算」までの計16件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、小豆畑緑委員。

**○小豆畑緑委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
うべは、久しぶりにきれいな十五夜のお月様を眺めることができました。きょうは、その余韻を引きずりながら質問させていただきたいと思います。理事者の皆さん、よろしくどうぞお願い申し上げます。

最初の質問は、鶴ヶ坂の水道整備についてです。

青森市の水道水源は、市からおおよそ 15 キロメートル離れた堤川の主流で、八甲田連峰の前岳を源としている横内川から給水人口 5 万人、1 人 1 日最大給水量 83 リットル、1 日最大給水量 4150 立米の事業計画で施行され、明治 42 年 12 月に青森県内では初めての近代水道として、通水を開始しております。

水道は、市民の健康で文化的な生活を支えるライフラインとして、必要不可欠な基盤施設であります。本市では、現在の水道を良好な状態で次世代へ確実に継承するため、今後 10 年間について真の豊かさをもたらす水環境を基本理念として、目指すべき方向性を 5 本の柱として掲げております。その 1 つとして、安定した給水の確保、2 つとして、良質でおいしい水の供給などです。

さて、先日地元での町会長と議員の懇談会の席上、鶴ヶ坂町会長より水道の整備をお願いしたい旨の発言がありました。この地区に水道が未整備だということは、知りませんでした。今でもそういうところがあるんですかと、私の友人たちもびっくりしていました。さっそく地元の住民の方にいろいろお尋ねしたところ、疑問に思う点がありますので質問させていただきます。

1 つ目は、この地区では井戸水を使っているわけですが、井戸水の水質検査が行われていたようですが、保健所の業務が県から市へ移管されてから実施されていないようです。それはどうしてでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

**○木浪龍太健康福祉部理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市保健所で水質検査を実施しない理由についてのお尋ねにお答えいたします。

鶴ヶ坂地区の飲用井戸水の水質検査につきましては、青森県において県内各市町村から報告された飲用井戸水等の利用状況や設置箇所の情報をもとに、平成 14 年度から本市が保健所を設置する平成 18 年度まで実施していたところでありました。

本市の井戸水等の水質検査につきましては、保健所の法定業務ではないこと。また井戸水等の利用に当たっては、御自身の責任によるものでありますことから、市保健所では実施していないものであります。なお、県におきましても飲用のみを目的とする井戸が減少してきたこと、水質検査を含めた衛生管理は自己責任が原則であるとの理由により、県全域で平成 26 年度をもって当該事業を終了したと伺っております。

市では、水質検査に関する相談が寄せられた際には、衛生管理は御自身で行っていただくよう御理解いただくとともに、検査を希望される場合は、検査可能である民間の事業者を紹介し自己負担での検査を実施するようお願いしているところであります。

今後におきましても、引き続き「広報あおもり」や市ホームページ等を通じて、適正な井戸水等の衛生確保の啓発に努めてまいります。

○**館田瑠美子委員長** 小豆畑委員。

○**小豆畑緑委員** それまでは県のほうで、町内の何箇所かをピックアップして検査してくれていたのので、皆さん安心していたようですけれども、このごろ春先に水が濁ったり水量が減ってきたりという変化があるんだそうです。それで心配になって今回、町会長からこういうお話が出ました。この水質検査というのは、料金はどのくらいかかるものなのでしょうか。

○**館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○**木浪龍太健康福祉部理事** 再度のお尋ねにお答えいたします。

水質検査料でありますけれども、市内の水質検査のできる業者3社にお聞きしましたところ、飲料水として利用できるかの基本的な検査料金として、税別で7000円から1万2000円ということでした。

○**館田瑠美子委員長** 小豆畑委員。

○**小豆畑緑委員** ありがとうございます。

鶴ヶ坂町内は140戸ぐらいなんです。先ほどもお話しましたけれども、それまでは県でやってくれたわけですから、市に移管になっても全戸というわけではなくて、せめてピックアップして二、三カ所でもいいので。ここは水道が入っていないわけですから、そのくらいやってくれてもいいのではないかと思います。目指すべき市の水道事業の方向性として、この中に水質管理体制の充実というのをうたっております。ぜひとも、井戸水にも適用されるよう要望します。町内の二、三カ所でもいいので何とかやっけてくださるようお願いいたします。

次に、現在使用している井戸水が今お話ししたように春先に濁ったりとか、水の量が減ったりということですので、先ほど申し上げました基本理念の中の方向性としても、安定した給水の確保というのを掲げておりますことから、鶴ヶ坂地区へも水道を整備してもらいたいという要望が出ていますが、市の見解をお示しいただきたいと思います。

○**館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。水道部長。

○**相馬政人水道部長** おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 鶴ヶ坂地区への水道の整備についてのお尋ねにお答えいたします。

鶴ヶ坂地区は、昭和52年に国の認可を得ました青森市水道事業第3期拡張事業におきまして、計画給水区域に編入した地区であります。現在、鶴ヶ坂地区の水道が未整備である地域には、約160世帯、約330人の方々がお住まいで、生活用水として地下水による井戸水が利用されている状況にあります。鶴ヶ坂地区に隣接しております戸門及び支村地区は、平成9年度に水道布設の地元要望を受けまして、平成11年度に水道管を整備した経緯があります。そうしたところ、鶴ヶ坂町会長からも平成11年10月に水道の布設要望書の提出を受けた経緯があります。その際に、同町会住民の方々の水道加入の意思を確認するために、連名による要望書の提出をお願いいたしました。しかし、その後返答がなくて要望が途切れていたために、計

画給水区域内ではあるものの、水道の整備には至っていない状況にあります。

鶴ヶ坂地区は、古くから地下水が豊富かつ良質な地区でありまして、現在におきましても水量・水質ともに安定し、飲用井戸による生活に支障を来していないことから、現時点で水道の整備に対するニーズはないものと考えております。また、本市の水道事業は、多額の企業債の償還と老朽施設の更新や主要施設の耐震化、あるいは水源の水質保全などの多くの課題を抱える一方で、人口減少、節水器具の普及等により水需要が低迷し、料金収入が年々減少する傾向にありまして、今後もこの傾向に歯どめがかからないことが想定されます。

このような状況の中で、鶴ヶ坂地区に水道を整備するためには、配水管などの管路、高台に水道を送るための送水ポンプ設備及び水道水を貯留しておくための配水池が必要となり、これらの整備のための事業費については、概算ではありますが約10億円を要するものと見込んでおります。したがって、鶴ヶ坂地区の水道整備につきましては、これらの課題や財政状況を踏まえながら総合的に判断していかねばならないものと考えております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** 今の答弁の中で、県から市に移管されてから1回も水質検査もしていないのに、安定的にきれいな水が供給されているみたいなおっしゃいましたけれども、検査もしていないのにおかしいのではないですか。そういうことは言えないと思います。検査したならそういうことを言ってもらってもいいんですけども。

答弁の中にありましたけれども、給水区域内での水道がまだ整備されていない地域は鶴ヶ坂以外にもありますか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。水道部長。

**○相馬政人水道部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

鶴ヶ坂地区以外に計画給水区域内で水道が整備されていない地域はありません。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** 鶴ヶ坂以外はないということでした。それでは雲谷とか入内などの遠隔地の水道はどうなっているんですか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。水道部長。

**○相馬政人水道部長** 雲谷地区、入内地区、孫内地区、岩渡地区、そして細野相沢地区、王余魚沢地区につきましては、簡易水道事業により水道事業を整備し、給水しております。また、これ以外としては沢山地区につきましては、簡易水道事業とは別に小規模水道として整備しております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** わかりました。

鶴ヶ坂地区、現在は井戸水で足りているかもしれませんが、しかし、先ほどもお話ししたように濁り水や水量が減るなどにより、安定した水量がいつまで継続するかは予測がつかないことです。市は、目指すべき方向性の中で安定した給水を目指すとうたっています。もろもろの課題は先ほどお聞きいたしました。井戸水はいつまで利用できるという予測はできません。ですから、水道の整備を考えていただくよう強く要望してこの件は終わります。

次に、第3款民生費、認知症についてです。

認知症を原因とするだろうと思われる高齢者の方の徘徊などが、私の身近でもたびたび散見されるようになりました。2人暮らしなのにお弁当を両手いっぱい下げて買ってきたりとか、散歩に行き帰りに自分のうちがわからなくなって、ほかのうちにいって行ったりとか、理由もなく外出してうちへ帰れなくなったりとか、年に何度か私の団地でも耳に入ってくるようになりました。高齢化も進み、何回も同じことを尋ねたり、住所や電話番号を覚えていないなど注意が必要な変化が顕著になってきています。

そこでお尋ねします。本市の高齢者の行方不明者数について、把握しているのであればお知らせいただきたいと思います。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

**○浦田浩美健康福祉部理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）行方不明高齢者について把握しているのであればお知らせくださいとの御質疑にお答えいたします。

本市の高齢者の行方不明者の数につきましては、警察において市町村単位での行方不明者届け出件数を非公表としているため、把握はできないところであります。

市では、行方不明となった高齢者の早期発見・早期保護につなげるために、高齢者等SOSネットワークを構築しております。

このネットワークは、青森警察署及び青森南警察署において、高齢者等の行方不明者の届け出を受理した方で、その御家族等から市等へ情報提供することに同意が得られた場合、行方不明高齢者等の情報について警察署から市高齢者支援課が連絡を受けて、その情報を市から青森市メールマガジンで随時配信して情報提供を呼びかける仕組みとなっております。

このネットワークに基づいて、行方不明となった高齢者として警察から市が連絡を受けた件数ということで申し上げますと、平成27年度は、運用を開始した平成27年6月からとなりますが48件、平成28年度は8月末時点で14件、合わせてこれまで62件の行方不明高齢者があったところであります。

**○館田瑠美子委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** ありがとうございます。

結構な数がいらっしゃるということがわかりました。それでこの徘徊等で行方不

明になった高齢者にはどのように対応しているのでしょうか。お尋ねします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

**○浦田浩美健康福祉部理事** 行方不明になった高齢者への対応ということの再度の御質疑にお答えいたします。

行方不明高齢者等につきましては、警察において捜索が行われますが、市では先ほど申し上げました高齢者等SOSネットワークによって、早期発見・早期保護につながるよう情報提供を呼びかけて対応しているところであります。

具体的には、警察から受理した情報を青森地域広域事務組合消防本部、青森市交通部、青森市町会連合会等の協力団体に提供するとともに、担当地域の民生委員や地域包括支援センター、ケアマネジャー、行方不明となった高齢者が利用している介護サービス事業者へも連絡をして情報提供を呼びかけているところです。同時にメールマガジン登録者へ情報を配信して警察へ直接情報を寄せていただくよう案内しているところであります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** ありがとうございます。

本当にいろんなところと、いろんな団体とネットワークを張りながら対応しているということがわかりました。この徘徊等で行方不明のあった高齢者へのこれまでの対応の中で何か課題とかはありますでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

**○浦田浩美健康福祉部理事** これまで行方不明になった高齢者への対応での課題ということでの再度の御質問にお答えいたします。

これまで高齢者等SOSネットワークで対応してきた中では、多くの方々の御協力のもと徘徊等で行方不明となった高齢者が早期に発見され、無事保護されている状況がありますので、大きな課題ということは現段階でないものと捉えておりますけれども、申し上げるとすれば、より多くの方々に協力者としてメールマガジンに登録いただいて、地域の高齢者を見守る目をふやしていくことができればと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** メールマガジンもそうですけれども、なかなか高齢者になるとできない人もいますので、ここは少しどうやったらいいかを工夫していかなければいけないところだと思います。

私、地元で聞いて感じるのですけれども、徘徊等で行方不明になるおそれがある高齢者の人に対して、身元を確認するために何かつながるグッズというか、何かそういうものを市で考えてみてはどうかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

**○浦田浩美健康福祉部理事** 行方不明になるおそれのある高齢者の身元確認につ

ながるようなグッズの配布についてはいかがかという質問に、お答えいたします。

徘徊等で行方不明になるおそれがある高齢者が、あらかじめ氏名または住所・連絡先などを記入したグッズ的なものを持ち歩くことは、保護されたときの身元確認に有効なものであると認識しております。このことから、行方不明になるおそれがある高齢者の御家族などは、御本人の持ち物に氏名や連絡先を記入した紙を入れておくとか、あるいは衣類や持ち物に氏名や連絡先を記入しておく、またGPS機能付きの携帯電話を持たせるなど、その御本人の状態に合わせてさまざまな工夫によって対応されているところでもあります。また、市で交付しております高齢者福祉乗車証やヘルプカードなどといったものも、身元確認につながる機能を持っていると思います。

小豆畑委員御提案の身元確認につながるグッズということですが、認知症高齢者御本人の状態に合った形で、もしもの場合でも身元の確認ができるよう現在対応されているような方法をお勧めしているところでありまして、改めて統一したグッズ等の配布ということは、現段階では考えていないのですけれども、ただ認知症という特性や、いつ行方不明になるかわからないというような状況を考えますと、他都市においてもそういった効果のある取り組みなどがなくないかということで、情報を集めてまいりたいと思います。

**○館田瑠美子委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** そうですね。どんなグッズがいいのかなかなか私も思い付きませんが、何とか全国の状況を検討していただいて、市のほうも考えていただきたいと思います。

市としても行方不明になった高齢者の対応マニュアルが必要だと思うのですが、本市は作成されておりますでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

**○浦田浩美健康福祉部理事** 行方不明高齢者の対応マニュアルについての御質問にお答えいたします。

行方不明になった高齢者への対応マニュアルにつきましては、先ほどから申し上げてまいりました高齢者等SOSネットワークによって整備しているところです。その内容としては、行方不明になったときの関係団体等への情報提供の流れとか、その内容及び連絡方法、発見されたときの関係団体等への情報提供の流れと連絡方法、また発見された後の地域包括支援センターと連携した高齢者とその家族への支援方法などを定めております。

**○館田瑠美子委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** 短命市返上ということでいろいろ市も一生懸命やっているんですけども、ここ一、二年私のかかわっている団体にもしょっちゅうこのサポーター養成講座の要請が来るんですけども、もう健康に関心のあるほとんどの人が、私の団体でいえばほとんどの人がもう受けているんです。そのとき、腕輪をもらいます



よね。この腕輪をもう少し利用して、やはり行方不明者とつながるようなGPS機能を入れるとか、何かそういうことができないかと思っています。

この認知症サポーター養成講座を受講した人たちは、かなりの数がいるわけですが、この人たちを今後どのように生かしていくのか、市の考えがあったらお伺いしたいと思います。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

**○浦田浩美健康福祉部理事** 認知症サポーターを今後どのように生かしていくのかとのお尋ねにお答えいたします。

認知症サポーター養成講座を受講された方々というのは、基礎知識を身につけたり、対応の仕方などを学んでいただくということで、御家庭で身近な認知症の方々への対応に生かしていただいたり、また職域で受けられている方は窓口業務などに生かされているところでもあります。このような中で地域の高齢者の見守りなどにも御協力いただけるという方には、市の高齢者介護相談協力員としても登録いただきまして、地域包括支援センターが開催している認知症の方やその御家族、また応援者などが自由に集うことができる認知症カフェというところにも御案内して参加・協力をいただいて、活動をいただいているところです。

今後ということにつきましては、この学んだことを地域の認知症高齢者の見守りにも生かしていただけるように、できることをできる形での地域福祉ということで、福祉の活動に生かしていただく、そういったボランティア——仮称ですけれども、地域福祉サポーターなどそういった地域の福祉にも活動いただけるような環境ということを整えてまいりたいと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** そうですね。やっぱり地域の福祉は地域の人たちで支えていけるようなそういう雰囲気というか風潮を、市が醸成していってもらいたいんですよね。それで、自然に地域でできるようにお願いして終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○館田瑠美子委員長** 次に、小倉尚裕委員。

**○小倉尚裕委員** 新政無所属の会の小倉尚裕です。教育費に関連して、浪岡中学生死亡事故についてお尋ねをいたします。

青森市浪岡中学生、2年生の女子生徒が列車にはねられ死亡。そして携帯電話には、遺書としていじめという文言がありました。

そういう中で、8月25日木曜日の事故があった後に、私は8月28日日曜日に遺族のもとを訪れ、仏壇にお参りをいたしました。以前から親御さん、ましておじいさん、そして故人と御縁があった関係で、手踊りの写真を見たときには、やはり言葉が出なかったというのがありました。

浪岡中学校は、本年が創立40周年であります。1学年10クラスを超え、生徒は1200名を超える時期がありました。そして、現在6つの小学校があり、その全ての

の生徒がこの浪岡中学校に入ってまいります。したがって、よいものも悪いものも全てこの中学校では経験をしてまいりました。浪岡中学校は浪岡総合公園の向かいにあり、そして陸上競技場、野球場、テニスコート、そして体育館と、全て中学生の部活動を中心にしてまいりました。したがって、今年度浪岡中学校バドミントン部は、個人戦全国大会3連覇、そして団体も一昨年に続き全国制覇をしました。この中学校には、大阪、東京、北海道と多岐にわたって、有能な指導者のもと、そして素晴らしい施設のもとでバドミントンをやっていきたいと多くの生徒が他県から来ております。それを浪岡地区全体で見守ってまいりました。

このような私どもの浪岡中学校で起きたこの事故は、やはり浪岡地区全体の住民にとって、本当に思いもよらない悲しい出来事であります。

私は、今回2点について質問いたします。1点目は、今回の浪岡中学校生徒死亡事故に関連して、昨年度来、学校から浪岡教育事務所及び指導課にはどのような報告があり、どのように対応したのか。そしてもう1点は、今回の事故にかかわり、誰がどのように責任をとるのか。この2点であります。

まず、第1点目であります。私は、通告の時点から今回の浪岡中学生死亡事故に関連して、学校からまず浪岡教育事務所にはどのような報告があったのか。これについては、浪岡教育事務所の平田教育事務所長からぜひ答弁をいただきたいとお願いをしてまいりました。

まずは、平田浪岡教育事務所長の御答弁をお願いいたします。

**○館田瑠美子委員長** ただいま、小倉尚裕委員から、執行部側の説明員として浪岡教育事務所長の出席を要請する旨の申し出がありました。

この取り扱いについて理事会で協議していただくため、この際、暫時休憩いたします。

この後、開催する理事会の開始時刻は事務局を通じてお知らせいたしますので、開始時刻になりましたら、各会派の理事の方は、議長応接室にお集まりください。

本委員会の再開時刻は、後ほど、事務局を通じて連絡いたします。

## 午前 10 時 36 分休憩

---

## 午後 1 時再開

**○館田瑠美子委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

この際、私から報告いたします。先ほどの理事会において、執行部側の説明員として浪岡教育事務所長の出席を要請する件について協議いたしました。

小倉委員からは、「今回の浪岡中学校生徒の死亡事故に関連して、昨年度来、学校から浪岡教育事務所及び指導課にはどのような報告があり、どのように対応したの

か聞きたい」旨の説明があり、各理事からは、「浪岡地区からでないとも報告できないわけではなく、教育長でよい」、「組織のトップは教育長なので、教育長でよい」といった意見や、「地域の人の方が事情を把握しているのではないか」「教育長、浪岡教育事務所長双方からの話を聞いてもよいのでは」などの意見が出されたため、これらの意見を執行部側へ伝え、回答を待つこととし、理事会を暫時休憩いたしました。

再開後において、理事会に出席した教育長からは、「浪岡教育事務所からの報告は全て私に届いており、私の方で答弁が可能」である旨の説明がありました。

また、浪岡教育事務所長は本委員会への出席はしない旨の回答があり、このことを理事会で確認いたしましたので、報告いたします。

質疑を続行いたします。

小倉尚裕委員。

**○小倉尚裕委員** まず改めて、今回の浪岡中学校生徒の死亡事故に関連して、昨年度来、学校から浪岡教育事務所及び指導課にはどのような報告があり、どのように対応したのかお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 今回の死亡事故に関連した報告・対応についての質問にお答えいたします。

いじめ等に関わる生徒指導上の問題につきましては、まずは教育委員会指導課に報告があり、内容が浪岡地区に関するもの場合は、浪岡教育事務所に連絡することとなっております。

今回の事案につきましては、昨年度来、学校は生徒間によく見られるトラブルの一つとして認識しておりましたことから、この報告のルートにはのらなかったものであります。

教育委員会におきましては、今回の事案が、生徒指導上重大な要素を含んでいたにも関わらず、学校に対してそのことを認知し報告するよう十分な指導ができていなかったことを痛感しているところであります。

今後再びこのようなことが起こらないよう、生徒指導上の問題に関する認知や報告のあり方について検討し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** まず教育長の今の答弁において、昨年度からいろいろ学校等には相談があったとあります。

ではまずこの点について。これにおいては浪岡中学校から浪岡教育事務所へは報告、連絡はなかったんですか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 再度の質問にお答えいたします。

入っておりませんでした。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 私、午前の部で浪岡地区の状況をお話ししました。浪岡地区の小学校は6つあり、そしてこの小学校から全て浪岡中学校に入学してまいります。そういう中で、中学校のほうから小学校の5年生、6年生が入学する以前から中学校、小学校の情報共有として、どのような生徒が中学校に入ってくるのか、そして例えば小学校から不登校であるとか、何らかの問題がある生徒には、特段の配慮をしていた。そういう面で、相互関係、情報の交流・交換について深いつながりのある地域です。現在もそのようなお互いの交流をやっている中でこのような事象が起きてしまった。

したがって、私は学校同士の情報の共有はやっているのは把握していました。その中で、この報告等において、浪岡教育事務所に当然学校のほうから連絡があるものと思っていました。今の教育長の答弁ですと、この事象だけではなくて、通常の部分においても浪岡教育事務所にはこのような報告というものはあるんですか、ないんですか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 今回の事案は、生徒指導にかかわる問題であります。これは、生徒指導にかかわる問題については、教育的な専門性を必要とするということで、指導主事が現在これの対応に当たっているところであります。指導主事は柳川庁舎の指導課に配置されておりますので、浪岡地区にかかわらず全て一旦指導課に報告が上がるようになっております。その上で、重大事態であればすぐに浪岡地区にかかわるものであれば、浪岡教育事務所にも指導課から連絡が入るということでありませう。

そのほか、軽微なものといえますか、それほど重大事態と認識しないものについては、学期末に指導課に上がってくるものを、その後浪岡教育事務所の所長にも示しているものであります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 私は、まず今回の事例において、やはり教育委員会があつて、そして浪岡事務所、この役割、組織の問題。そして報告、そしてまた連絡、それへの対処、これがどういうものであつたのか。これは検証しなくてはいけない。浪岡町において教育委員会があつて、行政と一体となって子どもたちを育てる。ある意味で小学校学区に全ての地域に児童館を設置して、放課後児童登録というのは、もう30年以上も前から浪岡地区ではやってまいりました。地域で子どもたちを育てるといふ認識は非常に高いところですよ。浪岡地区は、浪岡事務所に浪岡教育事務所がある。したがって、浪岡地区の問題においては、浪岡教育事務所で地域と情報を共有しながら、そして浪岡教育事務所長という方をトップとして、当然学校側と共有し

ているものだと思います。私もそう思っていました。

今、教育長からのお話では、学校からの問題はまっすぐ指導課に行く。確かに学校の指導というのは、県の教育指導主事でなければ教育の指導はできない。これは、教育長のおっしゃるとおりです。であるならば、浪岡教育事務所で扱っている業務はどうであるのか。地域の人が考えている業務とは全く違っている。私はその認識を改めて感じました。

この点については、教育長にはやはり組織として、浪岡教育事務所という名前があって、組織の中では教育委員会とは別に浪岡に事務所を持っていて、次長級である教育事務所長もいる。この組織の体系、そして担っている業務については、どのようにお感じでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 現在浪岡教育事務所が担っているのは、例えば施設管理ですか、総務課的なもの、それから、子どもの転入学に関する学務課的なものを担っているところではありますが、生徒指導等の指導的な面については、指導主事が配置されていないということで、指導課のほうで一手に担っているところでもあります。

ただ、今、小倉委員がおっしゃるように、今回の重大事態の発生を考えますと、浪岡教育事務所においても指導的な役割を果たす必要があったのかもという気持ちは、多少持っております。そういう意味では、こういう事態が発生しないためには、浪岡教育事務所の体制といいますか、指導的な部分をどのような形で、より効果的にするために何をすればよいのかということは、今の指導課の指導主事的な役割を浪岡教育事務所にも持たせる必要があるのかもしれないという気もしているところでもあります。その点については、どういう形が最も迅速に対応して今回のような事案にならないのかというのは、少し検証させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** ある意味で合併をして11年、そして地域自治区の延長。組織の形としての延長は、あと6年という形で進みました。浪岡自治区地域協議会を持つ、そしてその中で浪岡区長を持って、そして組織としてこれからも浪岡区長が浪岡自治区地域協議会と話をしながら進めていく。しかし、私はこの教育の部分で、今回の事例を見る中では、合併をして一番弱いところに問題が来たのではないかと。いろいろ、組織の中で浪岡教育事務所という名前がありながら、浪岡の小学校6校、そして中学校があって、全てがこの中学校に来ている形。現場の先生方は、私は今回の件でも一生懸命やっているのはわかります。6月の相談の後にも、担任の先生を含め、部活の先生を含め、さまざま対処してきた。そして現在でも、この死亡事故があってから、先生方は全ての生徒に毎日のように電話で連絡をして確認をしながら、そして、さまざま問題が想定される子どもには、個別で毎日のように家庭訪問をしながら、現場の先生はこれ以上のない対応をしていると私は思っています。

したがって今回の遺族側の親族の方からは、先生方が今までどのような対処をしてきてくれたのか、これは親族が一番わかっていますので、学校側の対応には感謝をしていますという言葉は何度も耳にします。したがって、現場は最善のことをやってきたと思います。問題は、組織のあり方ではないのか。現状の組織が、果たして浪岡地区の問題点を把握できているのか、浪岡教育事務所という名前はあるけれども、実質指導もできない、生徒指導もできない。これが果たして教育事務所と言えるのか。

旧浪岡町でしたので、中南の管轄で、東青ではありませんでした。したがって、教育指導主事の配置にしても、いろいろ県教育委員会との関係で当然そう簡単にはいかないのはわかります。そういう中で、先生方の異動も、当然浪岡町の時代は、中弘南黒ですので、この先生方がある程度年数を経て、東青の先生と徐々に入れかわっていった。そういう中でも、現場の先生は本当に私は最善を尽くして、スポーツの強い、そして学力も応じた学校につくっていただいたと思っています。

しかし、問題は、この組織体系にあったのではないのか。合併という名前のもと、名前だけは浪岡教育事務所、所長は課長ではなく、次長級の方がいる。しかし問題は、生徒指導ができない組織である。それが、浪岡地区にとって本当に浪岡教育事務所として存在をして意味があったのか。

今、教育長のお話を聞けば、今担っている役割は何であるのか。私は聞く中では、庶務・総務の仕事だけではないのか。教育に関しての浪岡教育事務所の役割はどうであったのか。これは十分検証をしなければいけない。浪岡地区の思いは、私は今回の浪岡教育事務所の組織がこうであった、生徒の指導をできる立場の人がいない、これを浪岡地区の住民としてどう捉えるのか。すぐにはできないけれども、当然10年間を経た後で、そして浪岡地域自治区も延長をするという中で、これは検討をしなければだめな部分ではなかったのか。弱いところに今回の問題は、しわ寄せが来たのではないのか。そのような感じを、私は重く受けるものであります。

したがって、昨年6月以来、さまざま生徒が、親御さんが相談をしてきた。その都度学校側では対処してきました。しかし、今回の報告では、学校は生徒間によく見られるトラブルの一つとして処理をした。

親御さんと一緒に子どもがいじめについて相談をしに来た。これは、いじめと言えるのではないですか。教育長の御見解をお尋ねいたします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 今回の事案について、生徒本人から悪口を言われているとか、それからLINE上でいろいろ書き込みがあるという訴えが、先生にもあったところ です。

学校はそれに対して、事情をいろいろ聞いていたところですが、はっきりとこれは相手にもきちんと確認する必要があるのか、その辺のところは少し曖昧になっていて、学校の認識としてはいじめというような言葉を使っての事案として把握しな

かったということでもあります。

ただ、今回こういう重大事態に至っているわけでありますので、その点については学校の認識が甘かったということではなくて、我々教育委員会が学校に具体的な認知の仕方といいますか――いじめの認知というのはケース・バイ・ケース、ものすごく複雑で、そんなに簡単にこれはいじめ、これはいじめでないと判断できるようなものではなくて、かなり複雑なところがあります。

そういう意味で、学校はその辺の判断に悩んだのだろうということを今私としては考えているわけで、そうであるならば、教育委員会としてではもっと学校に対して、こういう具体的にケースを挙げながら、こういうケースはそれに該当する、こういうケースは該当しないという指導をもっと徹底してやるべきであったのではないのかという気が、現在しているところでもあります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** コメントとして浪岡中学校の校長先生が、今回は生徒間によく見られるトラブルの一つとして思っていたというお話をしました。

しかし、学校の現場では、いろんな面の対処をしていました。それは私も、いろいろお話を聞く中で、またその後の状況においてもそのようにやっているのは、私もわかります。親御さんも、学校にも相談にも行った、そして警察にも相談には行っています。しかし、このようないじめ、言葉の暴力、ある意味で通常暴力ではない、SNS等を活用したものというのは、例えばストーカーにしろ、警察で扱うには非常に難しい事例です。したがって、親御さんからすれば当然学校にも相談に行った、そして学校でもさまざま対応はしてくれていました。担任の先生も、何かあれば当然声をかける。そして校長先生にしろ、全ての部活の顧問の先生にしろ、対処はしていたと思うんです。しかし残念ながら、このようになってしまった。

浪岡中学校でも学校に携帯電話は持ち込みを禁止しています。そのようにしていても、このような事例は起きてしまう。これまでも現実としてありました。したがって、今回の件をどのように捉えていくのか。いろいろ学校から指導課のほうに、通常いじめに関しての報告があろうかと思えます。浪岡中学校からはありませんでしたけれども、昨年からのこのようないじめに対する学校側からの、市内の小・中学校の現場から、いじめに関して指導課のほうに連絡があったケースというのは、まずあったんでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 学校のほうからは、いじめに関する報告は、まず1つはいじめが解消したり、それほど重大な事態に陥っていない場合には、いじめの1件1件については、まずいじめがある程度認知できた段階で報告は入ってまいります。それから、学期末にまとめて何件というような報告があつて、どのようないじめがあつたのかというのは学校に来ておりますので、件数といたしますと、これは文部科学

省に報告した平成26年度の数字ですが、認知件数で203という数字の報告が上がっているところであります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 203件と。かなりの件数が上がっている部分だと思います。当然、いじめに関しては、例えば不登校の問題、そして今回のような不登校ではないけれどもこのようなケースがさまざまあるものと思います。

確かに今回の亡くなった生徒さんも、いろいろな面で1年時はさまざま活発に活動をして、意欲のあった子どもさんであったと思います。学年の委員長をやったり、そのような面では非常に意欲があった。部活動も積極的に参加をする、そして校外活動としてさまざまなものを行っている。それが、どういう形でこのようになっていったのか。それは、今回のいじめの問題については、青森市いじめ防止対策審議会の中でいろいろ解明されていくものと思います。

そして、この中でアンケート調査が行われました。9月14日提出を期限としたアンケートでした。私は、まずこのアンケートの中で、やはり保護者の方から相談を受けたのが、生徒さんが書いたいろいろなアンケートの内容を、親があくまで見たという確認をします。署名及び捺印の形です。果たして、このアンケートにおいて子どもの記述を親が確認をする。今回の事例において、これで本当に子どもから本当の話が聞けるのか。私に保護者の方から、「子どもが今2年生で、来年は3年生になる。なかなか子どもが書いた文章でも、これからの進路等を考えれば、ともすればこの文章でいいのかというのも親として思います。このようなアンケートのとり方というのはどうなんですか。」というお話を受けました。当然アンケートは、これからさまざまいろいろな形で進んでいくものと思います。しかし私は、今回子どもたちにアンケートをとって、それを親が確認をする。これで本当に生の声が入ってくるのか。きっとアンケートはこれだけではないと思いますけれども、今回の事象について、これは教育長が審議会にお願いをしているので、なかなかよい悪いは言えないと思います。私は、今回のアンケートのやり方は、子どもが名前を書いて、なおかつ親が名前の記入を確認すると。この形では、本当の声は聞くのは難しいと思いました。この点について、もし御見解を述べていただけるならば、お願いいたします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 青森市いじめ防止対策審議会が行ったアンケート調査についてお答えいたします。

私は同審議会には出席しておりませんので、前回の9月7日の同審議会の中で、このアンケートのとり方というのが審議されました。その中では、正確なアンケートをとりたいというようなことが話し合われて、その中でこのようなアンケートのスタイルになったというような報告は受けております。



ただ、これがいいか悪いかということにつきましては、小倉委員も今お話しになったように、私の立場で言うのは差し控えさせていただきたいと思います。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 現場では今中体連が始まっていく。さまざまな形で生徒が、中体連で外に出て行く機会が多くなります。当然、今までにない目で見られる場面があります。このSNSには、さまざまな形で今情報が出ています。正しいのか間違っているか誰もわからない話が、さまざま出ています。これは、教育委員会でもそれなりの措置はしていると思います。しかし、現状を考えれば、やはり初期対応等含めてどうであったのか。まだまだこの点は、きっと教育長も手だてはしていると思うんです。この点について、御見解をお願いいたします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** このインターネット上の書き込み等の問題につきましては、教育委員会におきましてもネットパトロールを実施しているところで、これで1年間に1000件ほどのホームページとか書き込みを確認し、その削除依頼等を出しているところであります。

それから今回の事案に関しましても、報道があった後さまざまな書き込みがあって、それを気にしている子どもたちもいるところであります。

ただ、この問題については我々が入り込めない部分があって、ネットパトロールでもつかめないところがあるので、まずは一番大事な部分については、そういうような書き込みをしないという少し回りくどい指導になるかと思いますが、子どもに対する情報モラルの教育というようなものを今以上に徹底していく必要があるんだろうとは考えております。

その上で、関係機関と協議しながらどのようにしていけば、そういう載ったものを迅速に削除できるのかという対応もこれから考えていく必要はあろうかと思いますが、まずは情報モラルとしてこういうものに書き込みをしない、そのような教育を徹底してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 今のSNSの中ではさまざまな情報が出ています。そういう中で、県教育委員会との関係が当然あるはずであります。市のほうにも指導課長含めて指導主事という形で、指導する立場としていらっしゃっています。

県教育委員会とこの今回のいじめの対応については、どのように情報をとり、そしてこれから行っていくんでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 県教育委員会との連携につきましては、事故発生当日から県の指導主事がしばらくの間は本市の教育委員会に常駐しておりました。そういう意味で我々側の情報も、県教育委員会の中ではある程度把握しておりますし、それか

ら県も文部科学省とのやりとりというようなもので、我々にいろいろ問い合わせとか周知とか助言というものはしてきているところではあります。

しかし、あくまでも中心になるのは本市の教育委員会であるわけで、我々もいろんなところのこのような似た事案の対応というものは、県教育委員会を通しての情報を入手しながら、対応しているところでもあります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 浪岡中学校の現在のPTAの方といろいろお話しする中で、確かに学校に携帯の持ち込みは禁止をしたと。それは青森市内でも数少ない宣言をした学校であります。当然ほかの学校もあります。現在このような問題が起きて、現場ではやはり自分たちの学校でみずから携帯電話、SNS等を含めて、何らかの撲滅宣言等を発信していきたいという形で、いろいろ前向きな議論をしている方も当然いらっしゃいます。

本来であれば今年度、開校40周年の式典等を含めて教育長、そして市長には御出席をいただいて祝辞をいただく予定でありました。しかし、この式典等も全て中止となりました。また、以前からやっている職場体験も全て中止となりました。いろいろな意味で授業が全て変わってきています。そういう中で今、教育長が県教育委員会とさまざま連携しながら、その中で青森市教育委員会の指導のもとにこの件については行っていくとありました。

改めてお尋ねします。私は今回の事例を通じて浪岡教育事務所のあり方、浪岡教育事務所の持っている仕事の業務内容を含めて、当然見直すべきである。それは浪岡教育事務所に指導主事という指導する立場の方がいて、初めて浪岡地区において統括をした見解で運営できる。そうでなければ、名前だけの浪岡教育事務所は私は要らないと思います。名前だけのものは要らない。このような問題は、弱いところに来た問題だと思っています。

教育長に改めてお尋ねを申し上げます。浪岡教育事務所の現在の教育事務所長が教育を指導する立場でない。私は指導主事がいて浪岡地区を統括すべきだと思いますが、この点の御見解をお尋ね申し上げます。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 現在、指導課の体制といたしましては、それぞれ担当区が決まっております。浪岡地区ですとか例えば高田地区というように決めて取り組んできたところではありますが、今回のこういう悲しい事案を前にするとそれが機能していなかったのだろうというのは、認めざるを得ないものがあるかと思っています。

その意味で、浪岡教育事務所の中に、教育の専門性の高い部分でその地域に短時間で行くことができ、その地域の実態を深く把握しているような者を置く必要があるという気持ちは今持っているところでもあります。まずは、それがどういう形で、例えば人数にしてどういう形でどういう役職の者がということについては、今検証

しているところでありますので、そう遠からず形にしていまいりたいと考えているところであります。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** まずは今回の 13 歳の中学生の死亡事故は、当然これから青森市いじめ防止対策審議会の中でさまざまな形で原因究明、そして対応策という点が議論されてまいろうかと思えます。

私は、それとは別に、浪岡町としてやってきた 40 年間を考えれば、何としても今の浪岡地区における浪岡教育事務所では、教育のあり方には問題がある。したがって、今の教育長の答弁にある、浪岡地区である程度浪岡地区のことが指導できる体制をぜひともつくっていただきたい、これが今回の事例に関しての第一歩になればと私は思っています。

続いて、もう 1 点の質問であります。今回の事故にかかわり、誰がどのように責任をとるのかお考えをお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 再度の御質問の浪岡中学校の生徒死亡事故に係る責任の所在についてお答えいたします。

本市におけるいじめ防止対策につきましては、これまで平成 27 年 3 月に策定した青森市いじめ防止基本方針に基づき、学校、小・中学校長会、警察、青森市 P T A 連合会などと連携しながら、さまざまな取り組みを進めてきたところではあります。

しかしながら、それにも関わらず、このたびいじめが関連した可能性がある生徒の死を防ぐことができなかつたことについては、大変残念でならず、教育委員会の代表者として責任を痛感しているところであります。

現在、青森市いじめ防止対策審議会により、これまでの対応についての検証を含め、調査・審議が進められているところではありますが、これと並行して、学校には子どもたちの心のケアに最大限に当たるよう指示しており、教育委員会といたしましても、その支援に当たっているところであります。

また、誰に責任があるかとなれば、教育委員会の代表者である教育長、私にその責任があるものと考えております。

その上で、現段階におきましては、青森市いじめ防止対策審議会による調査・審議が進められているさなかであります。その中で事実関係を明らかにし、有効な再発防止策を講じるよう、教育委員会として全力でその対応に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 今回の事例は、通常の暴力ではない。したがって、よく言われる言葉の暴力、それも対面だけではなく SNS といった、ともすれば 24 時間あり得る事例であります。本当に市の教育委員会、県教育委員会、そして文部科学省を含め

て、このような事例はさまざま検討しているものと思っています。

当然今回は、ある意味で捜査が警察のほうの手にわたり、さまざまいろいろ検証している。したがって、どの程度まで果たしてこの議論ができるかというのは、本当に慎重にしていかなければいけない。当然、これによつての二次、三次の事例が決してあってはいけない。したがって、現場では県のカウンセラー、そして指導主事を含めさまざまな形で今対処しています。

しかし、この問題の責任はどこにあるのか、これを明確にしなければ、やはり私は今回の問題の結果は見えないものと思っています。やはり責任がどこにあるのか。その中で教育長は、誰に責任があるかといえば、教育委員会の代表である私にあるものと考えている。このように結果責任をはっきりする、これは非常に教育において私は最も大事な点だと思っています。それによつて、初めて現場も、今の教育長の言葉一つによつて認識していく。この結果責任が明確でなければ、組織として責任感を持たない。私は、教育長の今の言葉は非常に重いものと思っています。

したがって今、さまざまな形で審議会等で今回の問題点、そして今後の対応策を取りまとめていくと思います。ぜひとも教育長には、この今行っていることをぜひ見届けていただきたいと思います。その中で、その部分の責任というのは私にあるという発言は非常に重い、そしてまた現場が最も納得する言葉であると思います。

市長にお尋ねを申し上げます。

やはり市長は、子どもの権利条例を含め、子どもについては、医療費の無料化を含め、いろいろな形で政策的に行ってまいりました。市長の今回の中学生死亡事故に関する見解をお尋ねいたします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 小倉委員の、このたびの浪岡中学校生徒の死亡事故に係る私の見解についてお尋ねがありました。お答えをしたいと思います。

まず、このたびの亡くなられた生徒に、心からの哀悼の意を表し、そして御冥福をお祈り申し上げたいと思います。そして、御遺族の皆様方にも心からの哀悼の意を表したいと思います。

私も、亡くなられて数日後に自宅にお伺いをし、御挨拶をさせていただきました。先ほど委員が述べられました写真を見ての感想がありましたが、私もまさに同じような思いをいたしました。御遺族にかける言葉もありませんでした。そして今、委員からはこれについての、市として子どもの権利条例も制定をして、あるいは子ども医療費等、子どもについての施策を特に進めてきた、そして進めている市としての見解を問われたものと思います。

私は、市長に就任をして、一貫して子どもの幸せが全ての市民の幸せに通じる、それは子どもが幸せであればそれでいいというわけではなくて、子どもが幸せになれるということは、まさに家族も地域も周りも全てが幸せでなければ子どもが幸せになれないわけで、そして子どもが幸せであるということは、また周りも幸せにな

れると。そういう思いで子どもの権利条例の制定を議会の議決をいただき制定し、そして本市のいじめ防止の方針の基本的な考え方の一つとして、子どもの権利条例の理念が盛り込まれております。

そういう点では、今回の事案が市のいじめ防止対策審議会ですっかりと検証し、そして調査し、審議がこれからなされるというわけでありますが、その中で本市として進めてきた、子どもの権利条例のさまざまな取り組みのことも、私としてもやはりこれは検証していかなければならないものと思います。

子どもの権利条例のさまざまな取り組みが——今定例会にも子どもの権利相談センターの御質問等がありました。それも含めて、まさに子どもの権利条例の願いは、いじめや虐待や、そういうものをなくしていく。全ての権利をお互いに認め合う、そのことが子どもの権利条例の願いでありました。果たしてその子どもの権利条例の願いが、趣旨がどのように子どもたちに、そして市民に浸透して、そして受けとめられているのか、そのことをまた市としてもこれは検証し、また今後の進め方についても検討していかなければならないものと考えています。

改めて私から、命のとうとさのメッセージを子どもたちに送らせていただきました。まさに命は地球よりも重い。その言葉のとおり自分の命も、そしてまた相手の命も同じようにその重さをお互いに尊重し合い、そして命と権利も、人権も尊重し合う。子どもたちの社会、私たちの大人の社会、地域社会は、そういう社会を目指していかななくてはならないものと思います。

そして先ほど教育長から、組織のあり方についての検証もしていかなければならないという答弁がありました。市の組織の一つとしての浪岡事務所、そして浪岡教育事務所があるわけですから、当然教育長とともに浪岡教育事務所の組織のあり方等についても市としても検証し、そしてまたあるべき姿を検討・協議をしていかなければならないと思います。

改めて、亡くなられた中学生の御冥福をお祈り申し上げます。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 今、市長の言葉にもありましたけれども、機構の部分で、浪岡教育事務所についてです。

今、市長も、ある意味では見直しが必要ではないかというお話がありました。私は今回、浪岡教育事務所長の出席を要請しました。そして、それがやはり執行部側の判断で、出席はしなくてもよいという判断でした。当然、議会内でもさまざまな意見がありました。前例がない、そのような形で出席をするというのは、仮にこういうのを認めれば、そういうのがこれからもあるだろうと。当然そのような意見もあって当然です。

しかし、今回はあくまで機構として浪岡教育事務所が本当に機能していたのか。今回の浪岡地区の事例については全く機能していなかった。連絡が中学校からもなかった。そして中学校からも教育委員会にもなかった。当然教育委員会から浪岡事

務所への指導もなかった。やはりこれは、機構としての問題があったものと私は思っています。したがって、市長にも今回の事例についてのお考えをお聞きしました。

私は、今回市長がやはり浪岡教育事務所長――別に私は、昨年6月から今回の事故においてどのような報告があったのかを確認したかっただけなんです。これは、なかなかそれができなかつたというのは、非常に私は残念であります。

市長に責任というものについてお尋ねいたします。

私は、今回の教育長の、責任は私にありますとの発言は、非常に重いものと思っています。本市にとって浪岡区長、そして佐々木副市長、加賀谷副市長と辞任をしました。私は、全く放り投げの辞任だと思っています。責任もない辞任だと思っています。トップとしての責任というのはどこにあるのか。全ては私にあるというのであれば、当然言葉には重みがあるはずであります。鹿内市長のトップとしての責任という言葉についての御見解をお尋ねいたします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 小倉委員から、トップとしての責任の私の所見・所感を求められました。

まさにトップとしての責任は、全てといたしますか、そこにおける最終的な物事の対応、あるいは処理、そして方向性も含めて、それについての責任を果たしていかなければならないものと思います。ただ、その果たし方はいつどのような形で行っていくのか、トップとしての責任をいつどのような形で果たしていくのか、そのことはまさにその人の価値、あるいはその人の人生、生き様、生き方、そのことによるものと思います。

したがって、私もこれまで責任という言葉が発してまいりましたので、今、委員から言われた責任という言葉の重みをしっかりとかみしめて、私自身のトップとしての責任を果たしてまいりたいと思います。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** やはり今回の中学生死亡事故では、13歳の中学生が亡くなりました。それにおいて、大人の社会としてどういう形でこれを反省して、そしてこれからどう生かしていくのか。私は、そういう中で大人が責任のとり方を見せていかなければならない。教育の現場にこれを教えていくことが最も必要だと思っています。

教育長の私に責任があるものと考えているという言葉が、今のさまざまな現場で頑張っている人に対し、最も大きな一言であったと私は思います。まだまだこれは時間のかかるものです。今の2年生は、卒業するまであと1年半あります。最低限、浪岡中学校で起きたこと、これが同じ同級生で起きたこと、この学校であと1年半はこれをどこかに思いながら暮らしていきます。被害者、加害者という言葉もありますけれども、当然こういう点もさまざまこれから捜査が進んでいく、そしてまた、いろいろ市議会で行っていくものと思っています。

教育長には、変わらぬ決意で進めていただきたいと思います。終わります。

**○館田瑠美子委員長** 次に、天内慎也委員。

**○天内慎也委員** 日本共産党の天内慎也です。

質問は全部で6点お聞きしますが、いつも1つずつ質問をしていますけれども、今回はまず5点まとめて質問し、答弁をいただきたいと思います。

1点目は、浪岡地区の水害対策について、平成25年の台風第18号で、浪岡川の氾濫や道路の冠水がありました。これらは平成25年以前から問題となっていたものであり、台風により大きく被害があらわになって、住民の安心・安全のために対策を求めてきたものであります。対策というのは、川の中の河床掘削、雑木の伐採、あと側溝の整備などです。それでは質問しますが、平成25年の台風第18号による水害以降に浪岡地区で行った対策をお示してください。

2点目は、平成27年第3回定例会予算特別委員会で、浪岡地区の流・融雪溝の台帳整備について質問しましたが、その後の経過についてお示してください。

3点目は、浪岡学校給食センターです。6月定例会の予算特別委員会で取り上げましたが、5月31日にボイラーが故障し、その要因は毎年保守点検整備をしているんだけれども、老朽化で壊れたという答弁でありました。私がある時に指摘したのは、耐用年数をはるかに超えて26年間も使い続けてきたということは、辛抱して長く使っているということを通り越しているので、今後は計画的に修繕や交換を行っていくべきだと求めました。現在、浪岡地区の小・中学校1500食の給食に対しては、青森の給食センターで提供されていますので不都合は生じていませんが、これまでなれ親しんできた給食に早く戻してあげたいという思いで再度お聞きします。質問は、浪岡学校給食センターボイラー及び配管の更新工事の進捗状況をお示してください。

4点目は、青森市浪岡老人福祉センターについて、これまでもこのセンターについては、落雷による電気設備の故障があったり、大広間の畳の張りかえなど、住民から要望があり質問に取り上げてきました。今回の質問をするに当たり、道路を歩いていたら私の顔を見るなり大声で、老人福祉センターの男性入浴施設の蛇口2カ所が2月から壊れていていつになったら直るのだと強い口調で言われました。また、予算がないとかの問題ではないと怒っていました。担当課に聞いたら、2月でなく昨年からだということでもっとだめだと思いました。それでは質問しますが、早急に老人福祉センターのよいサービスが提供できるように蛇口を直してほしいと思うがどうか、答弁を求めます。

5点目は、自主防災組織について、今定例会の一般質問でも防災対策として自主防災組織に対する課題と組織率について聞きました。答弁として、課題は参加人数が少ない、若い人が少ないということで、今後、固定化から拡大と掘り起こしを行っていきたいと述べていました。組織率については、市全体で43.31%で、目標は50%としているとも答えています。現在、410の町会・町内会のうち、158が組織をして

いるということで、訓練や講話が一度きりでよしということではありません。2回から3回ぐらいの支援が必要になります。これからさらに広げていくということは、2名の支援嘱託員がこの間までいたんですけれども、やめて1名に減ったと聞いています。取り組みを支援していく支援嘱託員の増員が必要ではないか、最低でも2名、さらには3名にふやす体制をつくるべきでないか、答弁を求めます。

以上でございます。

○**館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○**棟方牧人浪岡事務所副所長** 天内委員の浪岡地区の水害対策についてお答えいたします。

平成25年の浪岡川の水害についてであります。近年、気象変動等によりたびたび局地的集中豪雨が発生しており、浪岡地区においても平成25年9月16日の台風第18号の際には、1時間当たりの最大雨量26ミリ、24時間雨量120ミリの大雨に見舞われ、県管理である浪岡川が氾濫危険水位2.5メートルを大幅に超える最高3.67メートルに達し、一部堤防を越える被害があったところであります。市では、同日に避難勧告や、その後の避難指示を流域の1846世帯、4476人に発令し、防災無線等で避難を呼びかけたところであります。

また、その他の地区においても道路冠水など多くの浸水被害に見舞われたところであり、その原因としては、豪雨により下流域の河川や水路などの水位が上昇し、排水できなくなったことが大きな要因であったものであります。

水害の対策についてであります。市では、周辺市町村や団体等で構成する岩木川改修期成同盟会及び十川改修促進期成同盟会により、当該両河川の治水能力の向上を図るため、国、県に対し改修事業の早期完了を要望しているところであり、あわせて道路側溝整備事業及び水路護岸整備事業などによりその解消に努めてきたところであります。

また、県では、本市からの要望及び県で管理する浪岡川、王余魚沢川、本郷川、正平津川、赤川及び大釈迦川の河川状況等を踏まえて、河床整理工事や災害復旧工事などを引き続き実施してきたところであります。

加えて、国においては、試験湛水を行っていた津軽ダムが昨日で試験を終え、10月16日に竣工を迎えることと聞いておりまして、流域の治水・利水に寄与することが期待され、また、岩木川流域で発生し得る拡散型氾濫に備え、関係市町村で構成する岩木川等大規模水害に備えた減災対策協議会が本年5月に設立され、本市も8月に加入したところであります。

今後におきましても、引き続き国、県に対し、河川改修工事促進などの要望や県事業で行われる河床整理に係る土砂しゅんせつ工事や雑木処理工事などについて適宜要望していくとともに、市としてもハード対策、ソフト対策両面で水害の予防や減災について着実に進めてまいりたいと思っております。

続きまして、浪岡地区の流・融雪溝についてであります。流・融雪溝の適正管



理を行うためには、国、県、市の行政と住民が一体となっていくことが必要であり、対応によっては、その効果が発揮できなくなるおそれがあります。

また、厳しい経済情勢のもと、少子・高齢化の進展等により除雪におけるパートナーシップを取り巻く環境もまた厳しさを増しているところであり、加えて道路ストックなどインフラの老朽化に伴い今後の維持・更新を検討する必要があり、課題となっているところでもあります。

浪岡地区の流・融雪溝整備は、浪岡中心地区の県道において昭和63年から整備を始め、その後国道、市道の整備を順次進めてきたところであり、経過年数としては25年を超える路線も存在しております。

今後についてであります。このように、雪寒施設である流・融雪溝の管理を取り巻く環境の変化に対応するためには、施設の機能保全における健全度評価と管理計画に基づく修繕・更新を的確に行うマネジメント体制の構築が必要であり、台帳整備が必要不可欠であると認識しているところでもあります。

青森県においては、県で整備した流・融雪溝についての台帳整備を現在進めていると聞いております。

市においても流・融雪溝の台帳整備は、冬期間における安全・安心・快適な道路空間の持続可能な確保を行う上で必要であると認識しているところではありますが、まずは、目視により点検する部分については、市職員により実施することとしたいと考えております。

しかしながら、台帳整備における流・融雪溝内部のひび割れや、材料目地の劣化、変形、磨耗などの構造物機能に係る点検、調査及びデータベース化は多額の費用と期間が必要であることから、限られた予算の中、その優先度を含め内容の検討を行ってまいるとともに、国の補助及び交付金制度や、より有利な制度がないか情報収集に努めてまいります。

いずれにいたしましても、除排雪を補完する施設として流・融雪溝が機能することにより、冬期の交通空間の確保や除雪負担の低減等が図られることから、事故発生等がないように維持管理に努めてまいります。

続いて、3点目の浪岡地区の老人福祉センターについてであります。青森市浪岡老人福祉センター内に設置している老人福祉センターの温泉入浴施設は、65歳以上の方及び老人クラブに加入している60歳以上の方が無料で入浴できる施設であり、現在、年間約9000人の方々が利用しておられます。

老人福祉センターの温泉入浴施設における一部の蛇口のふぐあい等につきましては、本年2月から故障により使用不能となっていることを確認しております。

当該故障箇所につきましては、本年4月に修繕を実施する予定としておりましたが、ほかに緊急的に修繕する必要がある案件が発生したため、限りある財源の中で安全性・緊急性等の観点から早急に修繕すべきもの、また、ある程度時間的に猶予の得られるものなどを整理し、優先度の高い案件から執行した結果、当該故障箇所

の修繕におくれが生じたものであります。

天内委員御指摘の当該故障箇所につきましては一昨日に修繕を完了しているところであり、今後においても施設の不備については可能な限り速やかに修繕を行い、利用者の方々が安心して快適に利用できるよう取り組んでまいります。

済みません。先ほどの答弁の中で、津軽ダムの試験湛水について、昨日で試験を終えたと申しあげましたが、今月 7 日で試験を終えたの間違いですので、謹んでおわびを申しあげ、訂正させていただきたいと存じます。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○横山克広教育委員会事務局理事** 天内委員の浪岡学校給食センターについての御質問にお答えいたします。

去る 5 月 31 日に発生した浪岡学校給食センターのボイラーの故障につきましては、ボイラー本体内部にある水管が破損したことが原因であり、その後の調査により、施設内の蒸気配管につきましても老朽化が進んでおりましたことから、教育委員会では、ボイラー本体及び全ての蒸気配管を交換することとしたところであります。

その後、関係部局の協力を得ながら設計図書を作成し、工事内容の精査等を行い、7 月 26 日に条件つき一般競争入札実施の公告、8 月 18 日に開札をし、8 月 26 日に落札業者と税込みで 2683 万 8000 円で契約を締結したところであります。

工事につきましては、8 月 27 日から着工しており、全体の工程といたしましては、初めに既設の蒸気配管の撤去を行い、その後、新たな蒸気配管の新設と並行しながら、故障したボイラー本体の撤去及び新たなボイラーの設置、試運転、調整等を行うこととしております。現在は、仮設物の設置などの準備を終え、9 月 12 日から蒸気配管の撤去作業に取りかかっているところであります。

工期は 12 月 24 日までとしておりますことから、3 学期から浪岡学校給食センターにおいて給食を提供する予定であります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 天内委員の自主防災組織に係る支援嘱託員の増員についてのお尋ねにお答えいたします。

青森市自主防災組織支援嘱託員につきましては、平成 24 年度から危機管理課内に防災士の資格を有する者を 1 名配置しておりますが、平成 25 年度からは 1 名増員の 2 名体制とし、現在まで自主防災組織の設立準備に関する支援や防災講話、自主防災組織設立後の防災訓練の指導や企画の支援など、自主防災組織の結成と育成を多面的に支援してきております。

このような取り組みによりまして、自主防災組織の組織数は、自主防災組織支援嘱託員の任用前の平成 24 年 3 月 31 日時点から 70 の町会・町内会が組織を立ち上

げ、平成 28 年 3 月末現在では、410 の町会・町内会のうち 158 の町会・町内会で組織されており、その効果は着実にあらわれてきているものと思っております。

市では、自主防災組織が増加し、それに伴う活動もふえていると認識しておりますが、そのことをもって直ちに自主防災組織支援嘱託員を増員するとは考えておりません。

自主防災組織に対しましては、自主防災組織支援嘱託員による支援のみならず、防災資機材等の整備や防災訓練の開催等に係る費用の一部を助成する青森市自主防災組織育成強化特別推進事業費補助金によりまして、その活動を支援しております。

また、平成 27 年度からは、この補助対象事業に新たに人材育成事業を加えまして、自主防災組織の中で防災士の資格を取得する場合、その経費の一部を助成することで、地域における防災リーダーとなる人材の育成を図ることとしております。

市といたしましては、自主防災組織支援嘱託員による現行の自主防災組織の結成や育成の支援体制を継続するとともに、地域における防災リーダーとなる人材を育成することなどによりまして、各組織における質の向上と組織の持続性を高め、地域の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** 意見、要望、再質問をしていきますが、再質問は自主防災だけにします。あとは意見、要望です。順番どおりいきます。

まずは 1 点目の水害対策についてです。答弁でも、これは県の管轄ですのでさらに県に要望を働きかけていきたいとおっしゃっていましたがけれども、私が心配しているのは、浪岡川全体を見るとまだ半分ぐらいまでしか達していないんです。当然ながら、草や木はまた生えてくるということで、終わったころにはまた生えてくる。それは当然のことなんですけれども、おそれがあるということでやはり急いでいただきたいということです。水害対策の面でも急いでいただきたいと思います。

あと、流・融雪溝についてです。前にも言いましたけれども、せっかくだいい流・融雪溝という施設がある中で、水が来ているのにひび割れなどで漏れたりしているということと、台帳管理をすることで、水盤の流れ、水が適正に流れていくということは、やっぱり苦情も減っていくのではないかとということで質問しているわけです。この点については、県はつくる必要があるけれども、市は予算とかいろいろ情報収集に努めるという答弁にとどまっていますが、諦めずに再度働きかけていただきたいと思います。

次は、3 番目の給食センターについてです。8 月 26 日に契約して、27 日から着工、予算は 2683 万円ということで、3 学期から間に合うのではないかとという答弁でした。先ほども言いましたけれども、今後点検を毎年やっていきますが、その交換時期などはきちんと適正な時期に交換をして、ボイラーを丁寧に使っていただきたいと思います。

4番目の老人福祉センターについてです。答弁で2日前につけましたということで、私もきのう見に行ったらついていましたが、これは限りある予算とか言って、確かにボイラーを直すことを追加したというのはわかりますけれども、何か私が質問通告してから急いでつけたようにも見受けられますので、今後そういうことがないように、その前にやはり対応していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

最後に自主防災組織についてですが、総務部長は増員は考えていない、自主防災組織の中でリーダーを養成すると言っていました、確かに自主防災組織の中でリーダーを養成することは大事ですけれども、それは一からのスタートであって、私が言っているのは、地域に入っていけば住民に対する指導員が足りないのでふやすべきだと言っているんですけれども、答弁を求めます。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 支援嘱託員の増員についてのお尋ねであります。

防災士の資格をまず要件としまして、支援嘱託員の採用をしております。現在のところ2名ですけれども、その方々の仕事ぶりというのは、それ以前に比べまして70の町会等がふえております。その後ふえると見込んでおりますのは、ふえた自主防災組織の育成や、組織を結成した後の支援という部分はふえてくるだろうと考えております。

目標値達成のためには、新たに立ち上げる組織の数をふやすというのも実際には必要でありますけれども、立ち上げることのみがその目的ではなくて、むしろ立ち上げた後の維持・育成というところにも重点を置きたいと思っております。そうすると、組織数がふえていくほど維持・育成する対象の組織がふえますので、その分について、支援嘱託員をふやすのも1つの手ではありますが、その組織自体が自前でその活動を継続していけるようなリーダーを育成するという手法で行っていくこともまた、効率的な維持・育成の方策であると考えまして、複数の手段・方法を持ちまして、組織の育成・維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** 答弁を聞いていましたけれども、リーダーを育成していくという意味では、総務部長の意味も一理はあるかなと私は思います。これはなぜ質問するかというと、私の一般質問を防災対策にしたということをもみんなに知らせているわけではないのですが、一般質問が終わってから浪岡地域の人から電話があつて、自主防災を今一生懸命取り組んでいるんだけれども、支援嘱託員が年間155日も出ているとなれば、2日に1回くらい出ているということで、すごく大変で苦労しているということで、すごく心配して電話が来たんですけれども、総務部長がそんなことを言わずに、実際に地域に出ている人たちの話をいま一度聞いた上で、やはり検討していただきたいと思います。要望として終わります。

最後に、教育行政についてですが、私の母校でもある浪岡中学校生徒の死亡事故についてです。残念ながら、これから未来がある2年生の女子生徒がみずから死を選んでしまいました。心から御冥福をお祈りするものであります。

浪岡中学校のこの事故についての趣旨ですけれども、私は事故に至った要因も当然明らかにしなければならない、青森市いじめ防止対策審議会で今議論しているそうですけれども、そのための対策をしっかりとるということ。あと、私はたしか聞いた話によれば、遺族もそのようにおっしゃっていたということだそうですけれども、誰が悪いということではない、遺族の思いに寄り添ってほしいと遺族の方がおっしゃっていたと私は聞いています。そういう考えのもと、質問していきます。

私は今回の事件を調べていく中で、遺族と親しい2名の方と会って、いろいろと話を聞くことができました。1人は手踊りをされていたということだそうですけれども、その関係者の方です。もう1人は浪岡中学校の後援会の方でした。その関係者を通じて遺族から言われたことは、新聞などで報道されているのと同じですけれども、何があったのか青森市いじめ防止対策審議会で事実をしっかりと明らかにしてほしい、まずはそこからだと言われていました。

また、テレビのニュースで祖父がコメントしておりましたが、こういうことが起こらないような世の中になってほしいとも祖父は話されていました。そうした遺族のつらい思いに寄り添いながら、私たちはいじめのない学校と社会に逃げることなく向き合わなければならないと私も痛感したところです。

今回の事件にも言えることですが、最近のいじめは人間関係を利用しながら、相手に侮辱や恐怖を与え、思いどおりに支配しようとするもので、時に子どもを死ぬまで追い詰める事件に発展もし、インターネットによる中傷、傷害、性暴力、恐喝などの犯罪ともつながっています。多くの被害者が、その後の人生を変えてしまうような心の傷を受け、社会に出られないほどの後遺症に苦しんでいます。いじめはいかなる形であろうとも、人権侵害であり暴力です。いじめの問題の課題はさまざまに狭くはないです。多岐にわたりますけれども、時間が余らない予算特別委員会で全部言うことはできませんが、私は2つのことを真正面から取り組むべきだと、大事だと考えます。1つは、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を徹底的に——学校でいえば担任の先生や全体として徹底的に守り抜くこと。2つに、なぜいじめがここまで深刻になったのかを考え、その要因をなくすことです。いじめの芽はどの時代、社会にもありますが、それが簡単に深刻ないじめにエスカレートしていく点に問題があると思います。時間上、簡単に申し上げましたけれども、そのことを踏まえて質問します。

質問は、教育委員会が、学校として教育現場において、教職員がいじめの未然防止、早期発見、早期対応にどのように今後取り組んでいけばいいと考えるか、まず見解をお示しくください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 天内委員のいじめの未然防止、早期発見、早期対応への取り組みについての御質問にお答えいたします。

いじめは、子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題であります。いかなる理由があろうとも、いじめは人間として絶対に許されないとの意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応にこれまで取り組んできたところではありますが、今回の浪岡中学校生徒の事故を受け、教育委員会におきましては、いじめの実態が正確に把握されていない可能性があるという考えに立ち、9月1日に臨時小・中学校長会議を開催したところであります。

この中で、各校長に対して、1つに、校長みずから、いじめは絶対に許されないという指導を児童・生徒に対して行うこと。2つに、いじめの実態を正確に把握するため、緊急にいじめの実態調査を行うこと。3つに、いじめが解消された子どもやいじめの訴えがない子どもへの対応を図ること。4つに、携帯電話、スマートフォンへの書き込み等について、これまで以上に注意喚起すること。5つに、各学校が作成しているいじめ防止基本方針を見直し、学校全体でいじめを早期発見できる体制を構築することを指示したところであります。

これらを踏まえ、各学校において、まずは児童・生徒の心の教育の充実を根底に据えながら、人間的な触れ合いや一人一人を大切にされた学校・学年・学級づくり、何でも言い合える楽しい雰囲気づくりに努めながら、保護者、地域の協力を得て広く情報が学校に入る体制を構築するとともに、アンケート調査、面談の方法等を工夫することで、積極的な把握に取り組んでまいりたいと考えております。その上で、今後、青森市いじめ防止対策審議会による調査・審議を踏まえた再発防止策に基づき、各学校がいじめの未然防止、早期発見、早期対応に全力で取り組めるよう支援してまいりたいと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** 審議会がどのような検証結果を出すか待たなければなりません。明らかに言えることは、今までと同じやり方ではだめだということだと思いません。

先ほど、遺族の関係者2名の方とお話をしましたけれども、その方が言うには、遺書には友人や先生に感謝の言葉があったと話されていました。そのことからすれば、担任の先生は先生なりに努力をして、生徒に伝わっていたのではと私は推測をするものです。ですが、関係者の話からして、私が気になることがあります。それは、新聞などにも書かれていましたけれども、6月にいじめがひどくて父親が学校に相談に来ており、先生がいじめた側に注意をしたということです。その後、7月の3者面談の時に、生徒は担任にいじめはなくなったので大丈夫だと話したとのこと。そして、その後夏休みに入り、その夏休みの中で何かがあったということだと思います。私はこの大丈夫だという言葉、いじめられた立場の言葉は、諦めのサインだと思います。思春期の大丈夫は決して信じてはいけないと思います。それ

で大丈夫だと終わるのではなくて、その後もずっとフォローし続けなければならないということを感じました。

今回の浪岡中学校の事故を最後にするためにも、一部の担任だけが知っているのではなく、全職員が情報を共有して取り組んでいかなければならないと考えますし、全国の取り組みとしては、教職員だけでなく生徒同士が話し合いをして解決をするという取り組みもありました。私はそのように改善をしていくべきと考えますが、見解を求めます。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 生徒同士がそういう話し合いをすべきであるというような今の天内委員のお話でありましたけれども、青森市におきましても、未来ミーティングというのが開催されておりまして、ちょっと今、日にちが定かではありませんが、8月19日か20日の土曜日だったと思います。市内の小・中学校から64名の生徒を集めて、いじめをなくするためにどのようなことを自分たちがしなければならないのかというような取り組みをしているところでありまして、教育委員会といたしましても、委員が今お話しになっているように、子どもたち自身による取り組みは極めて大事なものだと考えているところでもあります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** 今、私が強調したのは、大丈夫だという言葉そのままだに放置するのではないということです。そこを私は強く求めたいと思います。この全国的に見ても、大丈夫だよという言葉を見逃して、数々の事件がありました。2010年の滋賀県大津市の事件、2013年の名古屋市、2015年の岩手県の事件があります。これだけの事例があるので、事故の要因について、やっぱり真剣に取り組んで考えていかなければならないと要望します。

最後に、今回いじめのツールとなったスマートフォンを利用したLINEです。多くの人が使っているという側面とともに、このツールにはトラブルを引き起こす要因があります。その利用に注意が必要だということが、今後の課題なのではないでしょうか。中学生がLINEを使い会話をするということを考えれば、高校生よりは発達途中の段階で、友達との会話においても、高校生と比べて言葉に迷いながら、選びながら、ぎこちなさが残るそういうコミュニケーションではないかと思えます。その発達途中段階での会話がLINE上で文字として残り、やりとりをするわけです。文字ですからLINEは短いやりとりです。ですから、誤って入れたとしても勘違いされやすいものです。そこから誤解が生まれ、関係がこじれていくのではと思います。そのためには、教職員間でもスマートフォン、LINEの危険性の知識を習得することが大事だと思います。今回、時間の関係上紹介できませんでしたが、このスマートフォンとLINEの危険性について研究をしている人がいます。元弘前大学の先生なんですけれども、そのことを私をもっと勉強をして、次回

の一般質問で生かしたいと思います。

これで終わります。

**○館田瑠美子委員長** 次に、竹山美虎委員。

**○竹山美虎委員** 市民クラブの竹山美虎でございます。質問に入る前に、若干お話をしたいと思います。今までも、一般質問あるいは予算特別委員会の中で話が出ておりますけれども、市長、言葉の重みということを、ぜひいま一度かみしめていただきたいと思います。

市の将来を考えて、さまざまな施策を行っておりますけれども、今の現状を見るとどうしても、いろいろな意味で停滞を来していると私は思っております。少しでも前に進んで、将来明るい展望を見出せるような青森市にぜひしていきたいものだという事を申し上げたいと思います。

時間がありませんので、早速質問したいと思います。

議案別冊平成 28 年度青森市一般会計・特別会計補正予算 8 款土木費 5 項住宅費に関連いたしまして、市営住宅小柳第一団地 E 棟新築工事について、お伺いいたします。

これは、今定例会に提案されている議案第 145 号の契約案件でもありますけれども、今回の契約業者が先般の議会棟改修工事に伴う水漏れ事故の契約者と同一業者であるということで、市の契約に関する考え方を整理したいという思いから、あえて質問をするものであります。早速質問します。

議会棟改修工事に伴う水漏れ事故の状況と、それにかかわる指名停止措置についてお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。加藤総務部理事。

**○加藤文男総務部理事** 竹山委員の議会棟改修工事に伴う水漏れ事故の状況と、指名停止措置についての御質問にお答え申し上げます。

まず、水漏れ事故の状況についてお答えいたします。

去る 7 月 14 日に発生いたしました議会棟改修工事に伴う水漏れ事故であります。予定の工事は、議会棟の屋上において既存の防水層を撤去し、融雪設備と空調の室外機を設置した後に新たな防水層を施工するという内容でありました。

着工に先立ち、市の監督員と請負業者の現場代理人は、あらかじめ仮設シートによる止水対策方法、水漏れ対策について協議しており、その後に請負業者が防水層の撤去作業を完了しております。

しかしながら、請負業者の現場代理人は、防水層を除去した後のコンクリートスラブが健全に見えたことから、多少の雨であれば漏水しないだろうと判断し、止水対策を講じず、そのままの状態ですぐ事故当日を迎え、水漏れが発生したという事になります。

現地を詳しく調査いたしましたところ、水漏れの原因となった屋上のコンクリートスラブは、過去に行った防水工事の接着剤が表面に一部残っていたために、表面



上見分けはつかないものの、細かく見ると多数のクラック、ひび割れがあり、そこから雨水が浸透したものと考えられるとのことであります。

したがって、このたびの事故は、請負業者の現場代理人の誤った判断によって、仮設シートによる止水対策を講じなかったことが原因であり、請負業者もその事実を認めているところであります。

次に、水漏れ事故の損害についてであります。この事故による損害の状況について、1つに、議場、委員会室、会派控室等の壁・床・天井に、水漏れによる汚れ及び異臭が発生したこと。2つに、議員が個人所有しているパソコン1台、カラーボックス1個が水にぬれたこと。3つに、内部養生のため、市道路維持課のブルーシート、養生テープ等を使用したことであります。なお、人的な被害はありませんでした。

いずれにいたしましても、議員の皆様には、このたびの事故により御不便・御心配をおかけしましたことに、心よりお詫び申し上げます。

次に、指名停止措置についてであります。本市においては国や他自治体と同様に、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領モデルに準拠して、指名停止要領及び指名停止要領運用基準を定めております。

今回の事故につきましては、指名停止要領及び同基準に定める「過失による粗雑工事」、「契約違反」、「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」の指名停止措置要件に該当するかどうかの検討を行ったところであります。

まず、「過失による粗雑工事」に該当するかどうかであります。粗雑工事とは、工事目的物の引き渡し完了後に、契約条件を満たさない施工内容のことをいうものであります。今回の事故は工事の施工中に発生したものでありますことから、指名停止措置要件には該当しないこととなります。

なお、施工中に不備があれば改善指示を行い、検査時に不備があれば修補命令を行うこととなります。

次に、「契約違反」に該当するかどうかであります。今回の事故の原因であります現場代理人の判断ミスは、設計図面・仕様書等において明示した契約条件の違反には当たらず、この契約の目的を達することができないとは認められないことから、指名停止措置要件には該当しないこととなります。

なお、今回の事故による損害箇所の改善及び修補は可能であり、請負業者が責任を持って修補することを文書により確約しております。

次に、「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」に該当するかどうかにつきましては、その都度、本市の過去の事例や他自治体の事例との均衡や整合性を踏まえた上で判断する必要があります。今回の事故につきましても、他自治体の事例と比較した結果、損害としては大きいものとは言えないこと、議員、来庁者、職員などの死傷につながるような事態は発生しなかったこと、また、今後もその可能性がないことを踏まえ、比較検討した結果、措置要件には該当しないと判断したもので

あります。

したがって、今回の事故に関し指名停止措置を行わなかったものでありますが、結果として当該事故が発生し、工事目的物の修補及び公衆への損害を与えるに至ったことは誠に遺憾であり、今後の再発を防止すべきとの観点から、請負業者に対し、文書及び口頭により厳重に注意を行ったところであります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** 答弁ありがとうございました。

今の答弁の中身によると、指名停止要領あるいはその運用基準の中で判断をして、指名停止等の措置には当たらないという判断をしたと。1つは過失による粗雑工事は、工事の完了後における対応ということになるんだらうと思います。契約については、この契約違反には当たらないと。修補することも業者から確認をとったと。それから安全対策、公衆への影響、この部分については過去の事例を見て判断をします。総合的に、今回はそういう措置の部分まではいかないという判断をしたと。ただ、この事故については市としては遺憾だと。再発防止のために文書で厳重注意をしたと。そういう経過でいいですね。

今回の事案でなくても結構なんですけれども、もし工事の途中で重大な事故があった場合は指名停止措置を行うのか。そのことをちょっと教えてください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。加藤総務部理事。

**○加藤文男総務部理事** ただいまの、工事の途中での重大な事故に係る指名停止についてのお尋ねにお答えいたします。

本市におきましては、さきに述べましたとおり、指名停止要領及び指名停止要領運用基準を定めているところでありますが、重大な事故とは、工事の途中で現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されるような事故のことを指しまして、この場合には安全管理の措置が不適切であることは明白でありますので、指名停止措置要件の「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」に該当するものとして、指名停止措置を行うこととなります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** 多分この運用基準でいうと、別表1の5番でしょうか。公衆損害事故あるいは安全管理措置の不適切さに伴って死亡者を出した場合とかでいいですね。そうしたらちょっと視点を変えて、平成20年に発生した青森市りんごセンター火災事故について振り返ってみたいと思います。

青森市りんご貯蔵施設については、当初のスケジュールに基づいて、平成19年10月に本体の工事に着手、平成20年秋に供用開始ということで、平成19年9月に契約を締結いたしました。

この工事は、本体の建築工事、電気設備工事、CA冷蔵庫設置工事、選果機設置工事、給排水及び空調設備工事、外構工事の6つの工事を、おのおの単一業者または共同企業体に発注という共同工事方式で総事業費は31億5500万円、この財源として、国の強い農業づくり交付金と合併特例債を活用して、そのうち18%の5億8000万円弱を市が負担するということで始まりました。その後、完成目前の平成20年8月23日に、6時間近く燃え続けた火災によって消失。原因は、溶接作業の火花が可燃物に引火したことが原因と推定されました。

この火災のときに、業者の作業モラルと共同工事における定期的な打ち合わせ、監督、安全管理、指導の難しさが課題となって、このことを教訓として、市で共同工事の関係について検証するということになっておりました。

その後、この火災は当時の請負契約上、契約の解除には該当しないということで、工期延長による契約の変更、解体撤去作業、建設工事の再開ということで進めて、平成22年2月1日から指定管理業務が開始され、4月から本格的に稼働いたしました。

青森市は、この解体経費と再建築費として1億5000万円強の追加負担となりました。この1億5000万円強については、業者に請求をして、15年で回収するということになっておりましたが、このことについて若干整理も含めて質問したいと思います。

平成20年青森市りんご貯蔵施設工事現場で発生した火災事故において、市はこの施工業者にどのような指名停止措置を行いましたか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。加藤総務部理事。

**○加藤文男総務部理事** 平成20年のりんご貯蔵施設工事に係る指名停止措置についてのお尋ねにお答えいたします。

平成20年8月23日、青森市りんご貯蔵施設工事現場において、CA冷蔵庫設置工事中の火災により、建設中の貯蔵施設が全焼し、作業員1名がやけど、1名が骨折を負う事故が発生しております。

同年12月25日、青森南署が、火災事故における業務上失火及び業務上過失傷害事件として施工業者の従業員を書類送検し、その後検察が略式起訴を行い、弘前簡易裁判所より当該従業員に罰金の略式命令が出されております。

このことを受けまして、市では指名停止要領及び指名停止要領運用基準の「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」に該当することから、施工業者に対し、平成21年1月21日から同年3月20日までの2カ月間の指名停止措置を行っております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** 平成21年1月から3月までの2カ月間の停止措置を行ったということであり、あと私が調べてははっきりしなかった部分があったので、そ

のことについても若干質問します。当初 31 億 5500 万円で国の交付金と合併特例債を活用して 5 億 8000 万円弱の市の負担という話をしましたけれども、最終的にこの工事費は幾らになったのか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○金澤保農林水産部長** 再度の御質問にお答えいたします。りんごセンターの最終的な事業費という御質問でしたけれども、約 30 億 2500 万円となっております。

**○館田瑠美子委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** ということは、当初の予定よりは安く上がったということだろうと思います。

ところで、この火災原因はきちっと特定をされましたか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○金澤保農林水産部長** 火災原因、出火原因についての再度の御質問でございました。

当時の青森地域広域消防事務組合消防本部の調査結果によりますと、建設中の冷蔵室内で、溶接の火花が床材を敷く前の下地処理剤であるプライマーを塗った際に使用した棒つきローラーに着火し、これを移動させようとした際に、プライマーの揮発滞留蒸気に引火し、延焼、拡大したものと推定するとなっております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** ここにも、共同工事における安全管理、それから難しさというのがあるんだろうと思います。違う業者が同じ空間でいろんな作業をするときに、時間をずらすとか、日にちをずらすとかということがあれば、もしかすると防げた事故だったのではないかと。

ところで、そのことについて、いわゆる共同工事における毎日の打ち合わせ、定期的な安全についての打ち合わせ、それから工事全体の安全管理・監督指導の難しさが、当時も課題としてありました。

市として、このことを教訓として検証するとしていましたけれども、検証はされましたか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○金澤保農林水産部長** 再度の御質問にお答えいたします。

竹山委員御指摘の検証につきましては、平成 20 年第 3 回定例会におきまして当時の農林水産部長が、分割あるいは J V 等の共同作業と火災の因果関係について、火災の原因が特定された段階で検証してみる必要があるのではと思っていると答弁したことを受けての御質問かと思えます。

火災事故後に、弘前労働基準監督署から市に対しまして、りんご貯蔵施設設置工事における労働災害防止に係る要請文が出されております。その中に、火災の直接の発生原因としては、当該工事の施工業者が、塗装作業と同日に近接した時刻に行っ

ていた結果として塗装剤に引火し、火災が発生したと認められることと記載されているほか、市の工事の発注時において、施工と塗装の作業を別の日に行わせるとか引火防止用シートの養生など、安全な工法の選定に対する配慮が欠けていたとの指摘はありましたけれども、JVや分離発注の問題点に関する記載はなかったものであります。

これらのことを受けまして、当時の市の対応といたしましては、作業工程における安全管理上の問題として捉え、火災原因者に対し防火対策、安全管理のさらなる徹底を指示したということでありました。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** 今の話は、弘前労働基準監督署からいろいろと文書によって出てきたものがあつたと。その中で、JV等については記載がなかったという話だったんですけども、私は、市が発注者としてこういう工事を発注する場合、やはり気をつけなければならないことが内在しているのではないかとということで、実は検証したんですかという話をしたんですけども、多分今の話であれば——再度検証したかどうかでいいんですけども、お願いします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○金澤保農林水産部長** 検証したかどうかという改めての御質問ですけども、文書等を調査しましたが、検証したという報告書等のものは見つかりませんでした。

**○館田瑠美子委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** わかりました。多分これ以上追及してもその部分については出てこないだろうと思います。

ところで、解体経費と再建築費で1億5000万円を追加で青森市は負担することとなりました。それで業者に請求をして、15年間で回収するということになっていましたけれども、これは回収の現状というか、状況はどうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○金澤保農林水産部長** 再度の御質問にお答えいたします。

市が追加負担した解体及び再建築に要した経費は、合計で約1億5200万円です。回収につきましては、当初は平成21年度から平成35年度までの15年間で回収する予定としておりましたけれども、火災原因者からの申し出によりまして、平成21年度から平成24年度までの4年間で回収することとして変更契約を交わしております。既に回収済みとなっております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** わかりました。これについては4年で解消したということですね。

今度また議会棟の関係に戻りますけれども、今回の議会棟の水漏れ事故で、仮に市民課で水漏れが起きて住民票発行等の業務が停止したり、あるいは他のシステム

に障害が出て業務に著しい支障を来したとき、市民に大きな迷惑をかけたときは、指名停止措置はどうなりますか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。加藤総務部理事。

**○加藤文男総務部理事** 仮に市民課で事故が発生した場合の指名停止措置というお尋ねでありました。

今回の水漏れ事故が仮に市民課で発生し、例えば住民票発行等の業務が停止した場合などはどうなるかということだと思いますが、その原因、あるいはその公衆に与えた損害の程度・影響などを踏まえた上で、本市における過去の類似事例、あるいは他自治体の指名停止の事例を参考に慎重に検討することとなります。したがって、市民課業務に支障を来したという仮定をもって、指名停止の要件に該当するかどうかの判断は一概にはできませんので、御理解願いたいと思います。

**○館田瑠美子委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** 多分、加藤総務部理事の話は、運用基準に基づいて対応することだと思えます。

それでは、今回の議会棟改修工事に伴う水漏れ事故で、業者と市は、この間どのような対応をしたか。それから今回の水漏れ事故に伴って、市職員の動員人数、それからこれにかかわって職員が延べ何時間程度仕事をしたか、お示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○金子牧子都市整備部長** 議会棟改修工事に伴う水漏れ事故への対応についてのお尋ねにお答えさせていただきます。

去る7月14日に発生いたしました議会棟改修工事に伴う水漏れ事故につきましては、14日当日には、水漏れを早急に停止させるべく発生原因となりました屋上部分へ止水シートを敷設するとともに、屋内の水漏れ箇所へビニールシート等を設置し、水漏れの初期対応を図ったところであります。

7月15日から17日にかけては、再発防止の緊急工事といたしまして、屋上に仮の防水工事を行いますとともに、水漏れでぬれている屋内の各室の強制乾燥や電気機器の点検等を行い、7月18日には、各室の椅子・机などを従前の位置に戻し、復旧を終えたところであります。

このような全ての作業は、業者による対応を基本としたところでありますが、7月14日の水漏れ発生時には被害を最小限にとどめるため、市職員が中心となり、屋内の水漏れ箇所に対するバケツやビニールシート等での集水作業に当たったところであります。

7月14日の応急対策作業には、延べ43名、延べ150時間程度、市職員が対応に当たったところであります。

**○館田瑠美子委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** ありがとうございます。

市の職員43名、150時間程度という話がありました。

夜も泊まって対応した職員はいましたか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。加藤総務部理事。

**○加藤文男総務部理事** 御質問は時間外勤務の時間、人数がどれくらいということかと思えます。

人数的には当方で押さえているのは13人で、時間的には延べ102時間であり、金額的には28万7000円程度でありました。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** それで、市でこうむった損害については、業者に請求はしましたか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。加藤総務部理事。

**○加藤文男総務部理事** 市の損害分についての業者負担のお尋ねかと思えます。

このたびの水漏れ事故に起因した損害について、少し詳しく申し述べさせていただければと思います。先ほどの答弁でも申し上げましたが、1つに議場、委員会室、会派等控室の天井・壁・床に水漏れによる汚れ、異臭、その対策として、乾燥対策を実施しております。汚れが残っている部分については、改修工事にあわせて請負業者の負担で対応するという事、それから2つ目の、議員が個人所有しておりましたパソコン1台、カラーボックス1個が水にぬれた部分ですが、パソコンは請負業者が修理費用を負担しておりますし、カラーボックスは請負業者が現物を弁償しております。それから3つ目に、内部養生のために都市整備部道路維持課のブルーシート、養生テープ等を使用したことにつきましても、請負業者が現物を弁償しております。そして、先ほどの事故に従事した職員の時間外勤務・手当等についても、業者から既に文書で支払うという確約をいただいております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** ありがとうございます。

一連のこの契約に関する部分について、全てこの競争入札参加資格業者指名停止要領あるいは運用基準に基づいて対応しているということなんですけれども、ちょっと振り返ってそのことを考えてみると、いずれも結果責任でやっていますよね。

私は、今回の水漏れ事故というのは、プロの——基本の基本ですよ。雨が降るのをわかっている、それで防水層を剥いで、あとは何もしないってこれはあり得ないでしょう。

それから、公衆には被害が及ばなかったのも、指名停止措置はなしと。でも実際、職員は寝ないで働いているじゃないですか。それで時間外手当を含めて、通常の業務でないものを数日間職員はやっているんですよ。これが、何も影響はないって、私は考えられないんですよ。特に、結果に基づいて措置をするというのは当然わか

ります。でも工事途中における対応も、私は当然必要だと思うんです。

それで、さっきりんごセンターの話もしましたけれども、このときに共同工事の難しさというのが課題となって、それを検証するということになっていて、多分、労働基準監督署からの部分だとかをもって対処したんだろうと思うんだけど、全く検証していないわけじゃないんです。

ただ、こういうのは一部署ではなくて、全庁的に水平展開をして、次に事故が起こらないように考えるというのは、私は当然あるべきだと思う。

今回の市営住宅の小柳第一団地も、まさに共同工事ですから、当然安全管理というのはしっかりとやってもらわないといけない。私は、経験年数だとかそういうのを言うつもりも毛頭ありません。そんなことを言っていたら、技術が向上するわけじゃないし、いつまでたっても上を目指せない。だから、そういうことを言っているんじゃないんですよ。

ただ先般も、小倉委員だったかな、これまで3億円弱の実績しかない会社がいきなり20億円。本当に全体を見て管理していけるのかという危惧はありますけれども、ただ、これは現行の入札制度での判断だと思うので、これについてとやかく言うつもりもありません。

1つだけ。ヒヤリハットが積み重なると重大事故になりますので、そういうことは業者にしっかりと指導していただきたい。私も現場で何人も仲間を亡くしていますから。きのうまで一緒に働いていて、けさ突然、仕事で亡くなった——これは、毎日の仕事の積み重ね、その時々を検証と安全に対する意識ですよ。なので、ぜひそこは、これまでのことも踏まえて対応してほしいと思います。

あと、契約のあり方については、また別の機会に提案をしたいと思いますので、以上申し上げて終わります。

**○館田瑠美子委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時50分からといたします。

### 午後3時17分休憩

---

### 午後3時50分再開

**○館田瑠美子委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際申し上げます。本委員会の開催要領では、会議時間は午後5時までとなっておりますが、橋本尚美委員の質疑終了まで、あらかじめ会議時間を延長したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** それでは、あらかじめ会議時間を延長いたします。



質疑を続行いたします。

次に、渡部伸広委員。

**○渡部伸広委員** 公明党の渡部伸広でございます。

議案別冊 74 ページの総務費に関連してお伺いします。

油川地区にはいくつか空き家があります。そのうちの一つについて、対応状況をお示しいただきたいと思えます。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 渡部委員の油川の空き家の状況についてのお尋ねにお答えいたします。

油川地区にあります空き家について、市では平成 23 年 2 月に屋根の雪が危険であるという青森警察署からの通報を受け、覚知するに至りました。平成 24 年 3 月には、落石により近隣に被害を及ぼしそうな危険な小屋が相続関係者等によって解体され、その危険はなくなりましたものの、翌年には空き家の本体の屋根雪や敷地内の立ち木が隣家に危険を及ぼしているという通報がありまして、市及び消防で応急措置を行いますとともに所有者に関する調査を行いましたところ、所有者が既に死亡していたことから、相続関係者に対しまして文書にて適正管理を要請したところであります。

その際、相続関係者からは「解体費用の捻出ができず、当分の間、取り壊しはできない。建物の状況を見ながら対応したい」との連絡がありました。

その後も屋根トタンが剥がれ廃材が飛散している状況にあり、市及び消防で応急措置を行ったものの、早目に対応が必要であると判断し、平成 27 年 7 月にこの物件を放置危険空き家に位置づけまして、相続関係者に通知文書を送付し現状を改めてお知らせしますとともに、適正管理について要請いたしました。

現在、空き家の状況は、すぐに倒壊するなどの危険性は低いものの屋根の一部が剥がれ、外壁トタンの劣化など建物の損壊が生じてきておりますことから、引き続き相続関係者に適正管理に努めるよう粘り強く要請いたします。

先ほど答弁の中で、小屋の落石によりと申しましたが、正しくは落雪でした。謹んでおわびし、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 当該空き家の両隣の方にもお話を伺ってきましたけれども、確かにすぐ倒壊する危険性はないのかもしれませんが、先ほど御答弁にありましたとおり、屋根のトタンが剥がれて風で飛散をするといったことから、台風とか風が強い日は非常に不安であるという話をされておりました。市側からも連絡をされているようですけれども、なかなか返答が来るのも遅いというか、1 年ぐらい音沙汰なしといったこともあります。対応する市の職員の方も大変だと思っておりますけれども、そのようなケースというのはここばかりではなくてたくさんあるかと思うので

すけれども、その中で急を要するような場合の対応についてはどのようにされることになっておりますか。

○館田瑠美子委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

急を要するような危険な空き家でありますけれども、例えばタイミング的に急を要するということもありますし、例えば雪自体が通学路に落ちてくるような場合とか場所等の要件もありまして、それらに関しましては基本は危機管理課及び人手とすれば消防ということで、危機管理部門にて緊急の危険性の排除というものを行っております。

以上でございます。

○館田瑠美子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 わかりました。青森市空き家等の適正管理に関する条例では、市の判断で解体処理をするといったことも記載されているわけですが、そのような事例というのは今までありますか。

○館田瑠美子委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

青森市におきましては、青森市空き家等の適正管理に関する条例があります。それには、市としてその解体というところまでの手順、手法としては想定しておりますが、今のところこの条例を根拠として解体まで至った事例はありません。

以上でございます。

○館田瑠美子委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 わかりました。この項はこれで終わります。

続きまして議案別冊 86 ページ、土木費に関連してお伺いいたします。

平成 27 年第 4 回定例会におきまして、羽白字富田地区で発生した冠水対策について調査し、対応策を検討してまいりたいということでありましたが、その後の対応状況についてお示してください。

○館田瑠美子委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 渡部委員の羽白字富田地区の道路冠水についてのお尋ねにお答えいたします。

青森北高校前バス停付近の羽白字富田地区で発生いたしました道路冠水につきましては、ことしの春に関係部局と連携し、付近の流水系統等を調査したところであります。

その結果、冠水は主に南側水田約 15 ヘクタールに降った雨が南北の農道の側溝を通して流下し、公共下水道羽白雨水 1 号幹線と合流する付近で発生したものであります。また、流末に当たります羽白雨水 1 号幹線には、約 15 センチメートル程度の土砂が堆積していることが確認されたところであります。

羽白雨水 1 号幹線の管理者であります環境部においては、平成 27 年度に当該地

区の上流側約 330 メートルのしゅんせつ作業を行い、今年度は8月中旬に当該地区から下流側約 150 メートルを実施したことにより、雨水の流下能力の改善が図られたところであり、来年度以降におきましても下流域のしゅんせつを継続して実施することであり、それによりさらに流下能力の改善が図られ、道路冠水も軽減されていくものと考えられるところであり、

今後、しゅんせつの効果を見守るとともに、さらに付近流域の調査を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 羽白雨水 1 号幹線を平成 27 年と平成 28 年にそれぞれしゅんせつをしたということで、しばらく状況を見るということであり、これは農業用水も排水もということがありましてさまざまな要因が考えられます。大雨警報によってパトロールを開始するとも聞いております。市内で大雨警報が出た際のパトロールをする箇所はいくつかあると思いますが、主だった箇所とどれくらいあるのかをお聞きします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○八戸認都市整備部理事** 渡部委員の再度のお尋ねにお答えをいたします。

都市整備部におきましては、道路・河川・水路及び公園街路樹など気象情報等を見ながらパトロールを実施することとしております。道路につきましては鉄道と交差するアンダーパス部分を中心に市内ではおよそ 9 カ所、その他これまで道路に水があふれやすい箇所 12 カ所、また河川・水路等につきましては 16 カ所、その他公園の施設等 11 カ所、市内全域で 48 カ所を超える場所につきまして事前にパトロールをし、排水ポンプに異常がないか、あるいは道路のますにごみなどが詰まっているか、また公園施設や街路樹に異常がないかなどを確認しているところであります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 48 カ所あるということで、たくさんありますけれども、当該箇所につきましてもパトロールの優先の対象と考えてよろしいですか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○八戸認都市整備部理事** 再度の質問にお答えをいたします。

そのように考えているところであります。

**○館田瑠美子委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** そんなたくさん住んでいる地区ではないのですが、やはり冠水となると自分たちで土のうを積んだりしなくてはいけないということもありまして、また場合によっては原因が特定しづらいということも、やるとしたら非常に大変な箇所でもありますので、よろしく願いいたします。

以上終わります。

**○館田瑠美子委員長** 次に、斎藤憲雄委員。

**○斎藤憲雄委員** 社民党の斎藤です。よろしくお願いいたします。

私からは、地域問題についてであります。

沖館川の土手の問題でありますけれども、市道から沖館川土手に通じます階段についてであります。この沖館川の土手については、近所の多くの住民が散歩に使っておりますけれども、この土手の階段について、高齢者の方から手すりをつけていただきたいという要望が出ております。というのも土手は県の所管であり、市道から土手に通じる階段がある箇所は市の所管になるのでしょうかけれども、その階段をつくったのは誰なのかがわからないということで、どちらに要望を出してよいかわからないということもあり、あえてここは質問を出させていただいたということでもあります。

要は、階段に手すりを据えつけていただきたいということでもあります。

以上です。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。都市整備部事。

**○八戸認都市整備部理事** 斎藤委員の地域問題についてのお尋ねにお答えいたします。

二級河川であります沖館川は、沖館川多目的遊水地から海に至る延長約 4.4 キロメートルの区間を青森県が管理しております。このうち河口付近などの住宅地におきまして、川沿いに設置している河川管理用通路を、地域住民が日常的に通路あるいは散策路として利用しているところでもあります。

沖館川左岸の富田地区では、河川管理用通路に上がるための階段が市道の行きどまり部分に設置してありますが、この階段につきましては、いつどういう経緯で設置されたかは不明となっております。

今後、階段設置箇所の用地調査などを行いまして、河川管理者である県と協議し、手すりの設置について検討してまいりたいと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 斎藤委員。

**○斎藤憲雄委員** 今、検討してまいりますということですので、ぜひ期待を持って実現をお待ちしておりたいと思います。

続きまして、まちづくりについてでありますけれども、率直にお聞きいたします。青い森公園の敷地内にコンビニエンスストアが建設されました。ここについて市の関わりはどのようになっていたのか御答弁をお願いします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○八戸認都市整備部理事** 斎藤委員のまちづくりについてのお尋ねにお答えいたします。

青い森公園は、本市中心部に位置する県管理の都市公園で、昭和 60 年に面積 1.8 ヘクタールの近隣公園として開設し、周辺で働く方々や中心市街地の来訪者などが

ら広く利用され親しまれてきたところでもあります。県においては、今後も公園利用者に親しまれる公園であり続けるため、公園利用者へのサービスや利便性の向上、公園の魅力の向上、公園の維持管理コストの縮減を目指すこととし、当公園に売店や飲食店などの便益施設を設置・管理する事業者を平成 27 年度に公募により選定し、現在はコンビニエンスストアが立地しているところでもあります。

事業者の選定に当たりましては、県が青い森公園便益施設設置管理者審査委員会を設置し、市は県の依頼を受けまして同審査委員会の委員に市職員が就任し、委員の一人として、候補者の選定審査等に関わっていたものであります。

**○館田瑠美子委員長** 斎藤委員。

**○斎藤憲雄委員** 御答弁ありがとうございます。

都市公園といいつつも子どもさんたちの遊具がありますから、市民の皆さんは非常によく使われているのですけれども、あそこの公園にコンビニエンスストアというのに違和感があるのですよ。軽い喫茶店というか、例えばもうちょっとおしゃれ、こじやれたオープンカフェみたいなのであればまだわかりますけれども、コンビニエンスストアということになると公園敷地内に車がどんどん入っていったりし、景観上も非常によろしくないと思っています。

そしてもう1つは、これまで本市としては、第2期青森市中心市街地活性化基本計画において、あの地域は中心市街地のエリア内であって、まちづくりの中心にもなっているわけでもあります。そういう中で、やはり県の用地だから県が勝手に物をつくるとかとなっていくと、やはり二重行政の弊害がそこに出てきている。

そういった勝手なことをされても困るので、やはりこういった建造物を建てる場合、あるいはまちづくりの計画のさなかで、そういう県の用地だから勝手につくる、あるいは土地を貸すのだといったことではなく、やはり市と県との連携なりそれぞれの計画を尊重しつつ、物事を進めていくのが必要だと思います。

これから県に対してそういった事業計画のすり合わせなりを含めて、市としてのそういった態度はどのように持って行くのか、お示しいただきたいと思います。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○八戸認都市整備部理事** 斎藤委員の再度のお尋ねにお答えをいたします。

県と市との連携ということだと思っておりますが、中心市街地活性化を初めとして本市のまちづくりにつきましては、これまでも必要に応じて県との情報共有に努めるとともに、円滑な事業推進等のために協議も行ってきたところでもあります。

今後につきましても必要に応じて、あるいはしっかりと連携を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 斎藤委員。

**○斎藤憲雄委員** あと多くは申しませんが、少なくとも青い森公園便益施設設置管理者審査委員会の委員として入っているわけでもありますから、やはり市の意

思といったものを県に十分に伝えるようにしていく必要があるかと思えます。

とりわけ、この県の考え方として、恐らく公園利用者へのサービスや利便性の向上、公園の魅力度向上、公園の維持管理コストの縮減というのを維持管理費の借地料で賄っていこうという考え方ではありましようけれども、公園利用者へのサービスの利便性の向上とか公園の魅力度向上というのは、コンビニエンスストアがそれだけの効果があるかといえば非常に疑問を感じるのです。ただ単にとってつけたものに思えます。

要望としては、とにかく県と市とそれぞれの事業計画のすり合わせで、二重行政を何としても排除して、やはりそれぞれの自治体の維持、地方公共団体としての意思をお互いが尊重し合うような都市計画に持って行っていただきたいと思えます。

以上終わります。

**○館田瑠美子委員長** 次に、中田靖人委員。

**○中田靖人委員** 自由民主党、中田靖人です。商工費に関連してアウガについて質問していきたいと思えます。

まずは、今回提案されております条例案の概要について、御説明をお願いいたします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○増田一経済部長** 条例案の概要についてお答えいたします。

市はアウガの円滑な公共化に向け、一定の猶予期間を確保し、青森駅前再開発ビル株式会社を混乱なく整理することが必要であると認識しており、それまでの間、同社の営業継続に必要な資金確保については、修繕積立金の取り崩しによる方法が妥当であると考えております。

このため本定例会において、アウガ区分所有者集会における青森市の議決権の行使に関する条例案を御提案しているところであり、その内容につきましては、アウガ区分所有者集会において、修繕積立金特別会計から、同社の第25期損益見込みに基づく資金不足額5500万円、売上預かり金3100万円、営業保証金7560万円及び弁護士報酬等の合計額から同社の現金・預金4240万円を控除した額を支出する旨の決議に、市として賛成しようとするものであります。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** ありがとうございます。

今回、再度提案された条例案ですけれども、これまでのこの条例案をめぐる流れを整理していきたいと思えます。

まず、6月27日にアウガに関する議員説明会が開かれて、市側からの第1回目の提案がありました。そのときは2億円で提案されております。日程追加を議会に諮りましたけれども判断材料がないということで、全会一致で廃案となる。その廃案の理由は、主に、整理方法や整理時期が明示されていないので、判断材料にならないこと。2億円という目的外使用の中身を市が精査していないということが明るみ

になったということ。また、修繕積立金を間接的公金とみなしているのに、なぜ使用することを認めるのか、こういったことが理由として挙げられて廃案になっていたという経緯がまずありました。

その後にかかれた各派代表者会議で、公共化が延びることを見越してつけた予備費の部分を削って提案をしてはどうだということが、その経過の中でありました。そして、予備費の5000万円を引いた1億5000万円で、ある程度めどがついたということ、再度これを議員間でもんだ上で、この数字ができ上がってきたということだったと思います。ただ、そこからまた再度、議員間で討議をしていく中で、営業保証金、それから弁護士費用のみの提案にしようという流れになりました。

そして7月1日、議会運営委員会に市長が提案をします。そして修繕積立金の使用金額は営業保証金7600万円とそれから弁護士費用を所要額という表現にして、提案されております。これは議会側からの提案であったので、市長もこれは可決の見込みが高いと見ていたと思いますけれども、議会での市長の辞任に対する答弁があやふやな状態が続いた、それを聞いた議会が市長の発言を信用することができないということで、これがこの条例案にそのままかぶさってくるということになります。急転直下でしたけれども、市長の辞任をめぐる言動に対しての不信感が高まるということでありました。

議会答弁で、市長は次のようにおっしゃっています。辞任の時期は申し上げられない、公共化が着実に進むとなった段階で、責任が果たされたのであれば職を辞する。こうおっしゃっています。そのまま採決に突入するというので、7月5日の臨時会でこの条例案は諮られましたけれども、結果は賛成13、反対21、賛成少数で否決という結果でありました。否決を受けてから、市長はマスコミの取材に対して次のようにコメントしております。議会からの逆提案なのに否決された、全くの想定外だとおっしゃっていました。

そして8月。先議で条例案を提出しようとしていました。まちづくり対策特別委員会のほうで審査をした結果、来年3月までの全店舗退店、またこの全店舗退店については取締役会の承認を得ていないということが明るみになったということや、賃借料ゼロでの計上は、関係者との協議が調っていないということが明るみになり、結果からすると、市側が条例案を取り下げることになりました。

そして今回。内容を変えての提案となりますが、しかし内容を見てみると、私は最初の条例の内容とほぼ同じだと思っております。つなぎ資金の変更は月日がたっておりますので数字だとかが変わっていると。それから売上預かり金も変更していると。これらは最初の提案から日数が経過しているので、これはさっきも言いましたけれども変わらざるを得ないという認識です。弁護士費用は所要額という表現になっています。そこから現預金を引いた額、1億1920万円プラス所要額。内容をざっくり言うところこういうふうな形になると思います。数字や弁護士費用を所要額という表現にしたなどの修正を除けば、先ほども申し上げましたけれども、内容的に

は最初の条例の提案内容と同じであると思いますけれども、経済部長の見解はどうでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○増田一経済部長** お答えいたします。6月に提案された内容と同じではないかということでもあります。

金額は違っておりますけれども、考え方としては同じだと思います。ただその段階で、6月の段階では2億円の数字そのものが精査されていないというお話がありました。今回その点については、精査しているというところが若干違うと思います。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 6月の時点と違うのは、きちんとその数字の精査を踏まえた上での今回の条例の提案であるということでありました。

それでは、今回の条例案の中に、弁護士報酬等として所要額が見込まれています。具体的な金額は示されておりません。つまり、これはかかった分がその都度支払われるということになると思います。最初は2000万円を見込んでいたと思いますけれども、弁護士の報酬のほかに何が見込まれるのか、まず追って質問していきたいと思います。裁判所への預託金は幾らでしたか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○増田一経済部長** 最初の2億円の中の2000万円の話ということですか。ちょっとお待ちいただけますか。

[中田靖人委員「ごめんなさい、最初ではなくて今回の条例のやつです」と呼ぶ]

**○増田一経済部長** 今のですか。今回のものにつきましては、預託金が幾らとかと見ているわけではありませんので、想定しているのは預託金ですとか、テナントさんが当然今年度を超えての契約もあり、テナントさんへの契約書に基づく違約金みたいなものが出てくると思いますので、その分を想定しているということでもあります。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 次で聞こうと思ったんですが、青森駅前再開発ビル株式会社の整理に当たって、今、経済部長がおっしゃっていましたが、弁護士のテナントとの交渉。要は契約期間が来年の3月末ではない、それ以降のやつが約14店舗あるんですよね。そこの契約が3月以降もあるというのを整理するために、弁護士を弁護士費用で雇いながら、その違約金を各テナントに払っていくために所要額という表現にしているということですね。わかりました。

今聞いても違約金の中身については明示できないと思うんですけれども、具体的に想定されている金額はありますか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部長。



○**増田一経済部長** 違約金につきましては、それぞれのテナントさんとの契約内容で異なりますので、それについては今のところ想定している金額はありません。

○**館田瑠美子委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** つまり各テナントと交渉していく中で、その違約金というのが確定していくということになるので、現段階では金額が幾らかかるのかは明らかにすることができないということがわかりました。

次に行きます。今回の金額、1億1920万円に違約金、預託金、弁護士報酬がプラスされるということになると思いますけれども、その都度修繕積立金から支払われるということになると思うんですが、今回の条例案を見ると、附則の第2条でうたわれていることが効力を持つことになると思うんですが、要はこの条例が効力は1日で終わるんだけれども、弁護士費用とか違約金のところについては、その後も効力を発生するという内容の条文だったと思います。ということでよろしいですよ。

○**館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**増田一経済部長** 弁護士費用のところについては、その理解であります。

○**館田瑠美子委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** ありがとうございます。

今回の条例案のうち、資金不足額として5500万円が計上されておりますけれども、この算出の根拠についてお示しいただけますか。

○**館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**増田一経済部長** 5500万円の資金不足額の根拠であります。平成28年9月から平成29年3月までの期間でもって、それぞれ収入支出を出しまして、その差し引き額として約5500万円という金額を算出しております。

○**館田瑠美子委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** 今の御説明にありましたけれども、平成28年9月から平成29年3月までの期間に限定をして、収入支出を勘案して資金繰り、つなぎ資金としての5500万円を出したということでありました。

再度言いますけれども、来年の3月までの運営資金ということによろしいですね。

○**館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**増田一経済部長** お答えいたします。

積算上は来年の3月までということになっております。

○**館田瑠美子委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** 来年の3月までに退店させるのは無理であるということが青森駅前再開発ビル株式会社のほうで正式に取締役会で決定しているはずであります。これは市長も存じ上げているはずですよ。

次に、市長に聞きます。来年の3月を超えて青森駅前再開発ビル株式会社をもたせるのが今後必要となってくると思うんですが、来年の3月で全部終われば

いいんですが、仮に延びた場合、この資金繰りが足りなくなった場合には、どうい  
うことが想定されるんでしょうか。市長、お答えください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 来年の3月以降という部分であります。現時点において、今、担  
当部長が答弁しましたように3月までの試算をしております。

それ以降の部分につきましては、その青森駅前再開発ビル株式会社の整理時期等  
が今後協議して決定することと予定されておりますが、その整理時期はまだ決定さ  
れておりません。したがって現時点で来年3月以降の部分について触れていきま  
すと、その整理時期の部分についてもまた、同社がこれから整理時期を関係者と決定  
していくということになり、その関係者と同社との協議にも影響してまいりますの  
で、そういう観点から現時点においては、来年4月以降の部分については申し上げ  
ることはできません。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** ただいまの市長の答弁の中で出てきましたけれども、青森駅前再  
開発ビル株式会社と協議をしていくと。整理時期については、明らかにすることが  
できないと。なので、来年4月以降については現時点ではここでは発言することが  
できないということです。

つまりは、ちょっと裏を返すと、これは資金繰りのお金が足りなくなった場合に  
は、再度条例案を提案することもあり得るんでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 今のお話は来年4月以降のお話ですか。それとも……（「来年4月以  
降です」と呼ぶ者あり）そのお話しでしたら、今申し上げましたように、整理時期  
等の関係はまだ定まっておりませんので、来年4月以降にその部分のする、あるい  
はしないは、現時点において申し上げることは、整理時期等の協議に支障が出てき  
ますので、申し上げることはできません。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 市長は現時点では明言できないということでしたけれども、単純  
に考えればわかると思うんですよね。来年の3月までの資金繰りで出しているのが  
5500万円、それまでに整理がつかなかった場合、これが特別清算かどうかは今明言  
できないと思いますけれども、弁護士費用を盛っている時点で任意整理を始めたい  
という市のメッセージですから、答えは1つしかないんですよね。ここから、今回  
の条例案を見ると、市の目指している整理方法というのが、もう実は見えてくる。  
それで、来年の3月以降、青森駅前再開発ビル株式会社と協議するとおっしゃって  
いましたけれども、要はその整理方法のところを決めるのは同社ではなくて市のほ  
うですよね。そうなってきたときに、同社が存続していなくてはならない。破産し  
てはならないので、4月以降もつなぎ資金が必要になってくるということになると  
思います。来年3月までに終わることができない、アウガ公共化もそこをめぐりにす

るのは厳しいということが明らかになっており、そういう意味では今回の条例は来年3月までの期限つきということになりますので、その後4月以降、再度つなぎ資金が必要になってくるということが明らかです。市長は答えませんが。何度聞いても多分お答えにならないと思います。

切り口を変えたいと思います。市がアウガに拠出している共有部分も含めた管理費は年間幾らでしょうか。

○館田瑠美子委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 今のお尋ねは、5階から上の公共部分と駐車場の分ということでしょうか。5階から上の公共部分につきましては、平成26年度の決算であります。約2億8900万円です。

〔中田靖人委員「市がアウガ全体にですか」と呼ぶ〕

○増田一経済部長 そうです。共益費とか占用部分を含めましての話です。

あと、駐車場もありますので、駐車場の維持管理経費が1億4800万円くらいです。

○館田瑠美子委員長 中田委員。

○中田靖人委員 現時点でいうと、維持管理経費として約3億8000万円ということでしょうか。

○館田瑠美子委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 済みません、私の言葉がはっきりしなかったかもしれません。もう1回言います。5階から上の公共施設の維持管理が約2億8900万円です。駐車場が1億4800万円ですので、これを足すと4億3700万円です。

○館田瑠美子委員長 中田委員。

○中田靖人委員 それでは一般質問のときにざっくり私のほうで出した経費を話しましたけれども、市のほうでもアウガを仮に全館公共化した場合の維持管理経費を積算されていると思うんですけども、それについて算出の根拠も含めて、ちょっと詳しく説明してもらってもいいですか。

○館田瑠美子委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 ちょっと詳しくお話ししたいと思います。

先ほどの5階から上の公共施設の維持管理経費を2億8900万円と申し上げました。この面積が1万1157平米ちょっとぐらいあります。それで、実はアウガは地下から4階までの部分と、あと金融機関の部分がありますので、その面積を合わせますと1万6193平米ちょっとあります。それで、先ほどの2億8900万円を1万1157平米で単純に割りまして、それで平米単価を出して店舗と金融機関を足しました先ほどの1万6193平米ちょっとあるんですけども、これで割り返すと4億2100万円ぐらいになります。よって、最初に申し上げた5階から上の2億8900万円と駐車場の維持管理費の1億4800万円と、今単純に面積で割り返した店舗と金融機関の1万六千何がし平米に係る4億2100万円を足しますと、大体8億6000万円弱

の経費になるというように見込んでおります。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 現状で言えば4億円だけれども、全館公共化した場合には約2倍の8億円になると。ただ、市が地代で払っていたたしか4700万円がなくなるので、そういう点では経費の削減というか、持ち出しの部分では少なくなるということですね。

今回の条例案の中で、準公金扱いの性質のものを条例案で議決した前例というのは、これまで青森市であったんでしょうか。総務部長のほうがいいんですかね。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** お答えいたします。

これまでで、準公金扱いのものを支出するための条例案というのは、少なくとも私が覚えている限りではありません。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 多分、過去をひもといてもないのかなと。今回の条例案というものはあるんですか。ただ、ひもといていかないという点では特殊な条例案であるということがわかります。条例案は出されておりますけれども、青森駅前再開発ビル株式会社の修繕積立金ですので、特にその関連予算がないということです。私はこれまでも話してきましたけれども、そもそもこの修繕積立金の目的外使用というのは、議会に諮る性質のものではないと私は思っています。本来であれば、市長がみずからの責任で決断すれば、それは目的外使用が認められるわけですので。ただ、それは顧問弁護士等に相談したようでありますけれども、市長のほうでみずからの判断だけでやったのではないということで議決を経るということの判断で、今回の提案に至ったということであります。

ただ、これは先ほども言いましたけれども、修繕積立金は市と金融機関と店舗共有者、この3者で合意すればいい性質のお金ですので、私としては市長が本来であればみずからの責任で、これまでの経営の先送りをしてきた結果で修繕積立金に手をつけざるを得ないという状況になったわけですので、その点では議会に諮るべきではないと考えます。

切り口を変えます。鹿内市長が就任されて7年がたちますけれども、その間多くの社長が青森駅前再開発ビル株式会社の社長を務められてまいりました。市長はこれまで、同社の経営判断は取締役会で決定してきたと議会の答弁ではおっしゃっています。また、社長の就任についても、市としては推薦をしてきたけれども、それについても最終的には取締役会で諮って決定してきているので、基本的には同社のほうで決定してきたことだとおっしゃっています。

ただ、果たして全ての社長就任に際して、全く市長はかかわっていないとおっしゃることはできませんでしょうか。市長に答弁願いたいんですが。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** その人選等については、それは相談させていただいたり、また相談に応じさせていただきました。しかし、最終的にその決定は、取締役会、そして株主総会での手続、手順でありますので、最終的にはそういう手続、手順の中で決めていったということであります。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 市長はそのようにおっしゃると思いますけれども、これまでの中には、市長みずから要請して社長に就任していただいた方もいらっしゃるはずで。また、やめていただく際にも、市長みずから諸条件をつけられたことにのめないということでやめてもらうしかないということで、市長のほうからそれを要請してきたという経緯もあったはずであります。それは、今ここで聞いても市長はお認めにならないと思いますが、そういったことを勘案すると、経営に対して重大な関与をしてきたということはやはり認めざるを得ないと思います。

「新生アウガを目指して（案）」、この（案）の状態のものをもとにして今回条例案を出されているんですが、この「新生アウガを目指して（案）」について見ていくと、大きく2つの柱がある。1つは会社のあり方、もう1つはアウガの方向性。この会社のあり方というのは、つまりは会社の整理方法であると思います。アウガを公共化、次のステージに上げていくためには、破産は何としても回避をしなければならない。できるならば特別清算、ソフトランディングで、現段階では任意整理を進めながら、本来であれば次のステップに進みやすい形をとっていきたいと私は個人的には考えております。

先ほども言いましたけれども、今回の条例案の中で弁護士費用を盛っている時点で、その方向性が私と一致しているということは、条例案の中身を見ればわかります。総務部長が一般質問で、準公金という言葉が使われてなかったですか。総務部長は使われていたと思うんですけども、準公金ですね。拠出金であるとはいえ、つまりこの修繕積立金というのは準公金に当たるということを明言したわけであり。つまり、鹿内市長がこれまで公言してきましたけれども、アウガには公金投入は絶対にしないということをおっしゃってきましたが、この準公金というものが、ちょっとこう抽象的な表現ですけども、これはやはり公金投入に当たると私は思います。

それについては市長、どのようにお考えでしょうか。お答えください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 準公金と申し上げてまいりましたのは、市の負担金として、議会の議決をいただいて修繕積立金に出しました。そしてその修繕積立金を今度は取り崩して、修繕積み立て以外の目的に使いたいということでの今回の議案であります。

したがって、そういう面で純粋な公金ではなくて、そういう意味で準公金という言い方をしたわけですが、そういう点では準公金も公金も、公金の中で私は理解しているということであります。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 市長はこれまでアウガには公金投入はしないとおっしゃってきた。それを、準公金という表現とはいえ、公金投入するという決断をしたということについての市長の見解を聞いたんです。もう一度お願いします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** これまで申し上げてまいりました公金、たしか青森駅前再開発ビル株式会社の支援というか、同社の経営のために出資、あるいは融資等の公金投入は、それはこれまで私が市長に就任をして、2億円の融資という形でしてまいりましたので、そういう公金投入はいたしませんと申し上げてまいりました。

しかし、今回のこの修繕積立金は、確かに私は今、公金と準公金があるけれども、それは公金だと申し上げましたが、それはこれまで申し上げてきました、市として会社の経営のための出資、融資とは異なり、修繕積立金という、それは市だけではなくて地権者の皆さん、それから会社として、それから金融機関がともに積み立ててきた資金であります。そして、その積み立てした資金を店舗共有者の皆さんから、それは今回使ったらどうだろう、取り崩したらどうだろうという提案をいただきました。そして、その御提案をいただいて、今、議会に御提案申し上げているのは、市がアウガを公共化していくために、そして混乱なく会社を整理していくために必要な期間、そして必要な資金、そしてそこには中田委員からもお話がありました、整理に必要な弁護士にかかわる経費等もあります。

したがって、それは従来アウガの経営をしていくための出資、あるいは融資という性格と、今の場合には、アウガを公共化していくための経費。それをしかも全て市の一般会計からという考えではなくて、まさに修繕積立金という、積み立てをしていた店舗の皆さん、地権者、金融機関、そういう方々からの御提案をいただきながら、そして公共化に向けて、そのためには猶予期間を設けて、混乱なく会社を整理するための資金としてそれを活用させていただきたいということで提案申し上げますので、確かに公金という扱いの意味合いは、言葉としては同じかも知りませんが、その持っている意味合いといいますか、目的といいますか、そこは私はおのずと違うものだと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 市長が考える公金投入、これまでの青森駅前再開発ビル株式会社を支援するための出資、融資の性格のものではない、だからいいでしょうというようなお話だったと思いますけれども、要はつなぎ資金ということなんですよ。その時点で会社を支援しているということになりますよね。だからそれは、責めるポイントではないと私は思っているんです。これはつないでいかないといけない。

では、なぜつないでいかなければならなくなったかというところなんです。見ていかなくちゃいけないのは、これまで経営の問題を先送りしてきた、それで修繕積立金、そもそもこれはその名のとおり、修繕するために3者で積み立てしてきたお

金です。それに手をつけざるを得ないという状況に来ているということなんです。それについては、会社を倒産させないようにするためにつなぐ資金として、今回は提案せざるを得ないということだと思います。

先ほど経済部長のほうからの説明でもありましたけれども、アウガを公共化した場合、その維持管理経費が約2倍になるということがわかりました。この点については、市長はどうお考えでしょうか。そのランニングコストがこれだけかかっている。イニシャルでは20億円くらいかかるとは思いますけれども、その点についてはどういう見解をお持ちでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 現在のその試算においては、そういう数字は当然先ほどの積算を申し上げましたので、それは出てまいります。

したがって、例えば、使用料をいただく場合でありますとか、そういったことも今後、公共化していった場合にでも当然それらのことも出てくるわけでありまして。したがって現在の先ほど申し上げた8億円はそのまま全てを市が負担するという考え方には至らないだろう。今後当然、公共化をしていく中で、どういう公共的な機能がそこに入り、そして地下のほうには現在の海鮮市場を中心として食ということにしておりますので、当然食ということは市がレストランを直営するわけにはいかないわけでありまして、当然そこには商業機能といいますか、あるいは商業者、事業者がそれをお借りするなどといったことも考えられるわけでありまして。

当然それは今後、アウガの公共化を進めていく中で、フロアをどういうフロアにしていくのか、何にしていくのかということも議論した中で、今の8億円をどういう形で財源を確保していくのか、いかにしてそれを減らしていくのかということは、これから中にどういう機能を入れるかによっては、その8億円という数字は変わってくると、また縮減できるし、私はそれは縮減をしていかなければならないと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** それは、今、中期財政見通しの中でも、行財政改革を進めながら、なるべく基金を50億円確保していかないといけないという方針を市として打ち出しておりますので、その対象はアウガも含めてそうなるということは理解できます。

「新生アウガを目指して（案）」の16ページに、本市の厳しい財政状況、アウガ再生に向けた今後の財政需要を踏まえ、来庁者に御不便をおかけしないことを前提に、立体駐車場から平面駐車場にするということがうたわれています。これは、市役所庁舎について、これまで議会でもいろいろ話し合われてきました。前に、小倉議員のほうからも出ておりましたけれども、財政規模の圧縮が目的だから立体駐車場から平面駐車場にするということを市は決定してきたということを議会の答弁ではおっしゃっています。

アウガの再生に向けて今後の財政需要を踏まえると、やはり庁舎で考えているよ

うな立体駐車場から平面駐車場にすることでの経費の圧縮。アウガをこれから公共化していくために、市長はそのようにおっしゃいましたけれども、具体的にどういったことで経費の圧縮ということを考えていかれるのでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 先ほど申し上げましたように、これからどういう機能を何階に入れていくかということは、当然、その機能によって国からの交付金なり、補助金なり、まさに市にとって有利な財源の確保を一方でしていかなければならない。そして一方においては、運営経費等はできるだけ縮減を図っていくやり方をしていかなければならない。ただ現時点において、どういう機能をそこに入れるかということがまだ決定をしておりませんので、当然、それは今後確定をしていく中で、国からの、あるいは現在の補助制度なり、あるいは交付金制度なり、それが本市の財政に有利なもので、財政運営をしていかなければならないと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** アウガの公共化を図る上で、国や県の制度を活用していくというお話でした。ということは、概算でもこれから出していったときに、そういったもろもろの制度を活用して、これぐらいお金をかけないで、アウガの公共化を図っていきますというところまでうたうのが「新生アウガを目指して（最終版）」ですか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 現時点において、どういう財源をそこに当てはめるか、そこまでの確定には至っておりません。当然その前に、リニューアルの経費・費用なり、あるいはランニングの経費なりを試算していかなければなりませんし、そういうことを試算した上で、そしてその上でまたさらに財源をどうするかということをしていくことになろうかと思えます。ただ、それが全て「新生アウガを目指して（最終版）」に事細かに具体的にどういう補助金なり、その補助金を幾ら幾らとまで書き込めるかどうか、それは現時点で、今の段階ではまだ最終版ができておりませんので、明確にそこまで申し上げることはできないということでもあります。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 今の市長のお話ですと、事細かにそれを「新生アウガを目指して（最終版）」の中に落とし込むことができないということですので、ある程度最終版というのは、ビジョン的な、こういった方向性でいきます、概算だけでもこういった形でやります、それで、できれば国、県、こういったものの支援制度を活用しながらいきますとうたう感じで終われるということですね。事細かにそれを数字のところを羅列して書くことはできないということのお話でしたので、ある程度安心はいたしました。

実は、概算を出していくとなった場合には、青森市のほうで公共施設等総合管理計画において整備していくということがうたわれております。これは最新の市の財政プラン 2016 ですけども、この 17 ページを見ていくと、今後検討が進められて



いく主な事業という中に、アウガ対策の経費が見込まれています。それから、公共施設等総合管理計画も入っております。これらのものが莫大な経費として、今後中期財政見通し、市の財政の中に組み込まれてくると。現段階ではそれがまだ反映されていないということです。今後これだけの大きなものが入ってくるということが見込まれています。

しかし、行財政改革を進めなかったら、たしか平成 31 年度で基金が枯渇するはずです。行財政改革を進めていく中で、何とか基金 50 億円は担保していきたいというのが市の方向性であったかと記憶しておりますけれども、それらに照らしていくと、この新生アウガの最終版を整備していくに当たって、市長のお考えをちょっと確認したいんですけれども、公共施設等総合管理計画との整合性はとられるんでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 当然、現在の公共施設等総合管理計画が現状にあるわけですから、それと整合性をとったものでなくてはならないと考えます。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** そうすると、アウガの中に何を入れるのか。これは先ほど言いました「新生アウガを目指して（案）」の中での会社のあり方と、それからアウガの方向性の 2 つの柱のうちのアウガの方向性の中では、アウガの中に公共施設として何を入れていくのかを決定して、それを公共施設等総合管理計画と整合性をとりながらやっていくということだったと思います。

ということは、「新生アウガを目指して（最終版）」ができるということは、イコール公共施設等総合管理計画も完成するということになると思うんですが、その認識でよろしいでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。加藤総務部理事。

**○加藤文男総務部理事** 中田委員のお話は、ファシリティマネジメント基本方針のことかと思えます。

ファシリティマネジメント基本方針は、あくまで市の全体的な考え方、方針でありますので、今後の 30 年間を見越した基本的な考え方を整理したものであります。青森市の場合はそのファシリティマネジメント基本方針が公共施設等総合管理計画を指すものでありますので、今後、例えば個々の事業、アウガもそうなんですけれども、それを公共施設の計画として決めていくということではなくて、ファシリティマネジメント基本方針を踏まえて個々の事業を検討していくという整理になるので、そこは御理解いただければと思います。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** ただ、先ほど市長がおっしゃっていましたが、たしか、これはちょっと確認してほしいんですが、時間がないので後からでもいいです。2 つあるものを 1 つにする。これであれば、起債して優遇措置がある制度があるはずな

んですよ。アウガについてもそれを活用していくという。これから公共施設等総合管理計画にしても、それぞれ単体であるものを1つにしていくことで、起債して優遇措置があるというものを活用していくということになると思うんですよね。それ以外のものも全部あるんですか——ごめんなさい、これは後でいいです。時間がないので。そこは、私はその莫大な積算の中では今数千億円という金額が出てきているはずなので、最終的にはファシリティー・マネジメントの観点から、公共施設をどのように再配置していくのかというところは、しっかりとやっていただきたい。それを「新生アウガを目指して（最終版）」にうたうというのであれば、そこでの整合性をちゃんととらないといけないということです。

最後になりますが、一般質問でも話しましたけれども、今議論になっているところで言えば、青森市の市役所庁舎、それからアウガの公共化を図っていく、そのための入り口としての今回の条例案であります。もう1つには本当は青森駅もありますね。この大きな3つの巨大プロジェクトをどのように進めていくのかというのは、大変大きな市の課題であると思います。

その中であって、市長はこの3つを進めていくんですよね。再度確認しますけれども、この3つはやっていくんですね。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 3つの事業は進めてまいります。青森駅については、既にJR東日本、県と基本協定を締結いたしました。そして5年間で都市機能については協議をするということでもあります。アウガについては、今議論をいただいているように、公共化を目指して進めます。庁舎につきましては、現在実施設計として10階建てと立体駐車場を進めております。その実施設計を、いずれ成果品が出てまいりますので、しかし立体駐車場にするか、平面駐車場にするか、その部分については今の時点で最終判断する必要がないので、平成31年度まで時間がありますので、そこまでに立体駐車場にするか平面駐車場にするか、その段階までに判断をするということで、今進めているところであります。

**○館田瑠美子委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** ありがとうございます。

青森駅も、それからアウガについても、それから市役所庁舎についてもやっていくということでした。今後アウガ、それから青森駅、それから公共施設等総合管理計画、こういったものが——青森駅はもう入っています——公共施設等総合管理計画とそれからアウガの再生、これに関する経費が中期財政見通しに反映されてきたときに、私は大変厳しい状況になってくるのかなと思います。

そのときにどういった制度を活用していくのかというのを一刻も早く明示していただきたいと思います。先ほど、市長のトップとしての責任という話が出てきました。市長職を継続するのも責任の果たし方かもしれないけれども、私は、トップだからこそ責任をしっかりととって、そしてめどがついた時点でみずからの身の処

し方をしっかりと明らかにするのも、トップとしての責任のとり方であると思います。これまで市長が、就任されてから7年間、さまざまなことがありましたけれども、私は今回、6月定例会で市長の口から一定のめどがついたときには辞任をするということを、直接言葉として聞きました。それを踏まえるならば、私はトップとしての責任として、その身の処し方をしっかりととっていただければとお伝えして終わりたいと思います。

**○館田瑠美子委員長** 次に、橋本尚美委員。

**○橋本尚美委員** 無所属、橋本尚美です。

時間の都合上、早口で質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、アウガについてです。すぐに質問に入ろうと思っておりましたが、ちょっとこの流れを聞いていまして、言わずにいられないことが1点だけ出てきましたので、言わせていただきます。

総務省から出されている第三セクターの経営健全化等に関する指針なんです。それについて抜粋も一部ありますが申し上げます。「第三セクター等の経営は、地方公共団体から独立した事業主体として、自らの判断で責任に基づいて遂行することが原則であるが」。ここから先が肝心なところです。「経営が悪化した場合の経営健全化、特に抜本的改革については」。この抜本的改革というのは、特に債務超過であるということも後に記されておりますが、「地方公共団体が主導することが必要である」と書かれてあるんです。これまでの議論の中で、御答弁では協議中というお話がありました。この総務省の指針ではしっかりと地方公共団体が主導することが必要であると書かれてありますので、このことを申し述べさせていただきました。

それでは質問に入ります。

アウガ経営者である青森駅前再開発ビル株式会社が万々が一破産した場合、これまで市を含むアウガ区分所有者が積み立ててきた修繕積立金は、誰のものになるのか、簡潔に御答弁をお願いいたします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○増田一経済部長** お答えいたします。修繕積立金につきましては、アウガ管理規約等に基づきまして、アウガの建物・設備の周期的・計画的に行う修繕に充てることを目的にしているものであります。

橋本委員御紹介のとおり、区分所有者であります店舗、金融機関、市の3者が積み立てしているものでありまして、区分所有者の共有財産として、管理者であります青森駅前再開発ビル株式会社が管理しているものであります。修繕積立金につきましては、市の顧問弁護士から、1つに、区分所有者の共有財産であり本来はアウガの建物の修繕に充てるもの。2つに、建物の所有者が変わっても新たな所有者に引き継がれるべきもの。3つに、同社の資産としてみなされないなどの御意見をいただいていることを踏まえ、仮に同社が委員が懸念しているような状況になった場合においても、修繕積立金はこれまでどおり区分所有者の共有財産であると認識し

ております。

**○館田瑠美子委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** ありがとうございます。

公共化をこれから進めていくという段階ではありますが、実際に修繕が必要となったときに、今度は市民に負担を強いての修繕をしなければいけないということになると私は考えております。やはり、これは一部公金を含む、特に約6割近い金額を市が積み立てに出しておりますので、しっかり市民のために保全しておかなければならないものだと考えております。

アウガに関する質問は以上ですけれども、要望としまして、この先一挙に複数、退店されるテナントさんが続々と出てくるのが想定されます。現在もこれまでもやっております商店街の空き店舗の対策事業で、補助金として店舗の賃借料とか改装の費用の一部分を助成するという制度があります。これを手厚くするなり、また新規ではなくてもあおもり地域ビジネス交流センターにおいても相談するという対応を充実させていただきたいと要望して、これで終わります。

次の質問は、青森市民美術展示館のエレベーターのことで。

9月10日土曜日に青森市民美術展示館に行きまして、エレベーターに使用禁止の張り紙がありまして驚きました。以前から、エレベーターがガタガタとして、ちょっと怖いなど感じたこともあるのですが、聞くところによりますと37年間も使用しているということで経年劣化は当然のことと思います。

そこで質問です。その詳しい状況について、お示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○横山克広教育委員会事務局理事** 橋本委員の青森市民美術展示館のエレベーターの故障についての御質問にお答えいたします。

青森市民美術展示館のエレベーターにつきましては、去る9月7日の保守点検において、経年劣化に伴うふぐあいによりエレベーターがフロアに停止した際に、人が乗り込む箱、いわゆるかごの床面とフロアの床面が最大で7センチメートル程度の段差が生じることが確認されました。保守点検ではこれらの修理ができず、安全性を確保できない状況となったため、9月8日からエレベーターの使用を停止したところであります。

当該エレベーターの修繕につきましては、部品が受注生産となり数カ月の時間を要する可能性がありますことから、利用者の皆様には当分の間御不便をおかけすることとなりますけれども、早期の再開に努めてまいりたいと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** 既に部品が廃盤となって入手できない場合などを考えますと相当の期間がかかりそうですが、青森市民美術展示館は4階までありますし、館内に1つしかないエレベーターなので再開までの間、階段を上れない方への対応をどのように考えているのか教えてください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○横山克広教育委員会事務局理事** 今、お話がありましたように階段を上れない方の対応でありますけれども、実は青森市民美術展示館の階段は、非常に幅が狭くて勾配も急であります。それで、人手による介助等も考えたんですが、危険性が伴うということで、実際のところは対応が困難なものと考えております。

それで、現在予約・申込み等をされている方々につきましては、状況をお話ししながら他の市民ホール、文化会館などで調整できないかとか、そういう話を指定管理者を含めて協議を進めているところでありますので、実際は階段を上れない方への対応は、先ほど言いましたように困難と考えておりました。

**○館田瑠美子委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** 代替の施設が準備できる場合は、そのような手順で急遽変更をかけられるのかと思いますが、どのみち速やかにその部品の調達ですとか予算化など迅速な対応が必要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

たまたま、青森市民美術展示館のエレベーターが故障したわけですが、市内には公共施設で古い建物、古いエレベーターが幾つかあるかと思っております。築40年を超す建物が全体の2割、築30年を超すもので50%以上あります。総合的に管理をしていってファシリティーマネジメントの計画に基づいて、順次スピード感を持って取り組んでいただきますように要望して、この質問は終わります。

最後の質問は、小・中学校安全・安心対策事業についてです。

教育委員会で行っているサイバーパトロールの取り組みについてお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** ネットパトロールの取り組みについてお答えいたします。

教育委員会では、平成21年度から教育研修センターにおいて職員2名によるサイバーパトロール、いわゆるネットパトロールを実施しており、トラブルの原因になり得る書き込み等の発見とその根絶に努めているところであります。

ネットパトロール員は、子どもたちが利用しているSNSの中で閲覧可能なサイトを監視し、不適切な書き込みや画像を発見した場合は学校へ情報提供したり、サイト管理者へそれらの削除依頼をしたりしております。平成27年度の実績といたしましては、ネットパトロール員の把握・監視したSNSの件数は3931件であり、そのうち学校へ情報提供した件数は108件となっております。

これらの中で不適切な書き込み等につきましては、実名や学校名等の個人情報の公開、飲酒や喫煙、外泊等の不良行為や悪口、からかい等の誹謗中傷の掲載、無断での写真アップロードなどとなっております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** LINEに関しては、閲覧が不可能ということ聞き取りのときに伺っております、本当に悩ましいこのLINEという構造だと私も思っており

ました。

2つ目の質問が、教育委員会では教職員の情報モラルに関する指導力向上のために、どのような取り組みをしているのかということでお聞きします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 再度の御質問にお答えいたします。

教職員の情報モラルに関する取り組みについてであります。教育委員会では、全小・中学校の情報教育担当教員を対象とした研修講座を行い、インターネットのトラブルへの対応方法や個人情報の取り扱い等について、より具体的で実践的な研修を実施しているところであります。また、インターネットを初めとする通信機器は常に進化し、子どもたちもその進化への順応が早いことから、教職員もまた常に新しい情報を理解し対応していくことが不可欠であると考えております。

このことから、教育委員会では平成28年度から3年間をかけて、全ての小・中学校の教職員を対象に指導課職員が学校に出向き、実際のインターネットトラブル等を紹介するとともに、教職員が児童・生徒及び保護者に対して、情報モラルに関する指導や啓発を推進できるよう、情報モラルに関する出前講座を実施しているところであります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** 今年度からはさらなる出前講座という形で研修を始めたということで、皆さん御尽力されているかと思いますが、やはりそれがいじめの抑止力にどうつながっていくのかというところが大事、肝心なところかと思えます。

そこでお尋ねします。SNSなどによるいじめを防止するために、教職員や保護者が子どもたちにどのように指導すべきか、教育委員会のお考えをお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 教職員や保護者が子どもたちにどのように指導すべきかという御質問にお答えいたします。

まず教職員におきましては、心の教育の充実を根底に据えながら、人間的な触れ合いや一人一人を大切にしたい学校・学年・学級づくり。また、何でも言い合える楽しい雰囲気づくりに努めること、そして、地域社会との情報交換の場を設け、地域と幅広く連携することにより、地域が行う行事等の中で相手を思いやる心や協力する大切さを、体験を通して気づかせるような指導をすることを基盤にしていくことが大切であると思えます。その上で、いじめは絶対に許されないということ、そしてSNSなどを利用する際の心得などについて指導を徹底する必要があるものと考えております。

また、保護者におきましては昨年度、市PTA連合会、市小・中学校長会、教育委員会の3者が連携・協力して策定した子ども向けのリーフレット「携帯電話・ス

スマートフォン・ゲーム機など使い方の約束！」及び保護者向けの利用ガイドラインなどを利用して、利用時間の設定や人を傷つける誹謗中傷の言葉を使わないなど、子どもたちに適切な使用を働きかけること、さらには家庭の深い愛情や精神的な支えの基盤である親子の会話や触れ合いの場を確保するなど、子どもの小さなサインを見逃さないよう取り組んでいくことが大切であると考えているところです。

教育委員会といたしましては、学校、家庭、地域が子どもたちと向き合い、協働しながら、それぞれの役割を果たすとともに、子どもとの信頼関係を構築し、いじめ防止に一体となって取り組んでいくことが大切であると考えているところであります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** ありがとうございます。

やはりスマートフォンとか携帯とかLINEなど、そういったツールも危険性があるということの認識が大事だということもさることながら、やはり今おっしゃってくださったような、もっと掘り下げたところのもの、心の問題だと私も思っております。人を傷つけてはいけないということや、人への思いやり、その根っこのところがしっかりと健全に育つように、私たち大人たちも一丸となって子どもたちと向き合っていくって、子どもたちみずからが気づくという、そういった接し方を日常的にやっていかなければいけないのではないかと思います。

浪岡地区の女子中学生の事件のことにに関して、ほかの委員もたくさん話してくださいましたので、私からは引き続きよろしく申し上げますと申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。

**○館田瑠美子委員長** 本日の委員会はここまでで終了し、9月20日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。

**午後5時20分 散会**

## 2日目 平成28年9月20日（火曜日）午前10時開議

**○館田瑠美子委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、9月16日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
アウガについて質問いたします。

さかのぼること昭和52年、青森地域商業近代化実施計画策定に端を発し、青森駅前再開発事業として、24年の歳月を経て平成13年、多くの市民の期待に応じてアウガはオープンいたしました。

当時、新しいものをつくる喜び、そして楽しさはあつたに違いありません。しかしながらあれから15年の歳月がたった現在、生む喜び、楽しさよりその後始末のほうが大変だということは十分身にしみてわかった次第であります。これからは、相当な覚悟、決意、熱意がなければアウガは生まれ変わることは困難だと思われま

す。しかし、アウガはなくなるのではなく、再生、生まれ変わることを選びました。生まれることが喜びであれば、生まれ変わることはさらに大きな喜びがこれからのアウガには託されていることと思います。今定例会、大きな前進が期待されております。

そこでお尋ねいたしますが、アウガの将来像について現在市はどのようなお考えなのか、お示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村美津緒委員のアウガについての御質問にお答えいたします。

市は、市がアウガの全ての土地及び床を取得する公共化により、多くの市民に利用されている市民共有の財産であるアウガを、交流人口の拡大に向けた役割を發揮し、本市のまちづくりの重要な役割を担っていく施設として生まれ変わらせ、その灯をともし続け、中心市街地活性化を牽引する核的施設として、新たな視点から再生させることとしております。

アウガ公共化後の床の利活用方法としては、現時点では、去る5月2日修正版の「新生アウガを目指して（案）」で将来のアウガの姿としてお示ししているとおり、地階は新鮮市場中心の食のフロアとし、1階から4階は他の計画等と連携を図りながら、市民等が集い、交流・連携し、つながりを生み出し、多様な活動を展開できる施設となるよう、にぎわいの創出に貢献できる機能を基本に配置し、それとの相乗効果を生み出せるような庁舎機能の配置を想定いたしております。



最終的には今後、「新生アウガを目指して（最終版）」をお示しし、庁内検討会議の設置、有識者等で構成する意見聴取会議の開催、パブリックコメントなどの活用により、広く市民等の意見を踏まえ、床の利活用方法を決定し、周辺商店街等へのにぎわい効果や経済効果といった波及効果を高め、中心市街地活性化を牽引する核的施設として、アウガ再生を図ってまいりたいと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** 御答弁ありがとうございました。

アウガについて、よく皆さんも聞かれると思うんです。アウガをどういう方向に持っていくんだと。それでは、あなたはアウガを将来どうしたいですかと聞くと、いろいろこうしたいという話が返ってきます。そのとき、それでアウガの周辺、そしてアウガはにぎわいますかと、そういったやりとり。アウガをどのようにしよう、アウガに対して夢を語る事がとても楽しくてしようがありません。

ここで、アウガ建設計画は、もう足かけ約半世紀がたとうとしております。青森市の中心市街地のシンボルタワーであるこのアウガをまた復活させる際に、私たちが当事者であることを、私は誇りに感じております。

そこで、5月2日に渡された「新生アウガを目指して（案）」の修正版であります。その中でフロアに関する説明がありました。そこで、3つほど市民からいただいた声と私のその思いと共通したことを提案、要望というか、そのことに対する市の考えをお聞きしたいんです。

1つ目、新鮮市場、飲食店は地下になっております。私、これは地下ではなくて1階へ設置することをぜひ検討していただきたいと思います。その理由は、やはりいろいろ地下にこもるにおいもあるんですけども、アウガの地下、新鮮市場、そして大都会のデパ地下みたいなものはちょっとアウガにはふさわしくないというものを感じております。なので、飲食店、そして新鮮市場はぜひ1階への設置の検討をお願いしていただきたい。

2つ目、そうすると地下がまた有効活用できるようなフロアへと変わります。ねぶたのはやしを練習する場所は、今もワ・ラッセ等で二十数団体が抽選により練習場所を確保していると聞いております。また、練習する場所はあるものの、やはり騒音で困っている、近隣の小・中学校の体育館で練習するものの、やはり音が響くもので、騒音に悩まされている団体もあると聞いております。そこで、アウガの地下ではやし方の練習をすることによって、観光客もはよしの練習する場所を見ることができ、防音・遮音壁を簡単に設けることで幾つもの団体が同時に練習する場所も確保できると考えられます。そこで、地下にねぶた祭のはよしの練習場所を設けるような検討をしていただきたい。

3つ目であります。青森市はスポーツの町であります。青森市ではなく、青森県を本拠地とするプロバスケットチーム、青森ワッツがまず1つ。そして青森市を本拠地としJリーグ加盟を目指すサッカークラブチーム、ラインメール青森。そして

カーリングのチーム青森。これらの事務所をぜひ誘致していただきたいと思っております。そのことによって、プロ化を目指す夢あるスポーツ選手との交流の場にもなります。また、今どこに行ってもスポーツ選手、スポーツチームのグッズを販売しているところが限定的で、てんでんばらばらなところにありますので、ここに来れば青森市のプロスポーツチームのグッズが買えるという場所がアウガにあれば、私は人は来るものと考えております。教育・文化・アートゾーンがあるならば、これはスポーツゾーンもあっておかしくはないと思っております。

以上のこの3つ、まずどのように御検討して下さるのか市の考えをお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 今、中村美津緒委員から3つの御提案をいただきました。5月2日の「新生アウガを目指して(案)」修正版の概要版の7ページに、将来のアウガの姿とフロアイメージを記載しております。

その中には、例えば4階には、市民生活交流ゾーン、そして教育・文化・アートゾーン、具体的には情報コーナー、市民協働交流サロン、あるいは作品展示スペース。3階には、多世代交流ゾーン、例えば子どもセンター、子育て相談室、あるいは高齢者いきがい広場などであります。2階には、ビジネスゾーンと若者まちづくりゾーン、例えばビジネス交流拠点、あるいはまちなかキャンパス等であります。1階には、物産・飲食ゾーン、商業ゾーン、エントランスゾーン、例えば青森特産物コーナー、子ども関連ショップ、あるいは市民の集いの広場などあります。地階には新鮮市場ゾーン、飲食ゾーン、例えば農産物等の販売など、そして現在の新鮮市場、そして飲食ゾーンとして地産地消フードコートなどとし、これらをイメージとして記載いたしております。

にぎわい交流機能との相乗効果を生み出せるような庁舎機能の配置ということで記載しておりますが、先ほど申し上げましたように、今後これらのフロアについては具体的に導入する機能を検討していくこととなりますが、その中で、先ほど委員からいただきました3つの御提案も含めて今後検討されるものと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** ありがとうございます。

話は急に変わります。

第三セクターの魚菜センター。山口県萩市に年間140万人が殺到するまでの成功をなし遂げた人気のある道の駅「萩シーマート」というところがあり、それを見に行きまいりました。それで、青森市には道の駅が2つあります。西の浪岡地区にある道の駅「なみおか」アップルヒル、それで、東には道の駅「ゆ〜さ浅虫」。浪岡アップルヒルは、年間170万人を超えるにぎわいのある道の駅であります。恐らく、青森県で一番の集客力がある道の駅ではないでしょうか。その道の駅「なみおか」アップルヒルは、駐車場スペースは141台。ユース浅虫は温泉が利用できまして、

地域の皆さんにもものすごい根強いファンがいて、愛されている道の駅であります。駐車場台数は216台。西の道の駅「なみおか」アップルヒルから東のユーサ浅虫までの距離は約40キロメートル。そのど真ん中に位置するのがアウガであります。アウガの駐車場台数は522台、そして隣接する駅前地下駐車場は96台。これらはかなりの駐車場台数があります。

これは笑われるかもしれませんが、逆転の発想で、日本初となるかもしれませんが、県庁所在地がある青森駅の真ん前、町の中に位置する道の駅アウガ。そのために、駐車場を無料にしなくてははいけません。また、渋滞に陥るかもしれません。いろんな設備もみんなで知恵を出し合ってやりくりしなければいけません。渋滞が起きるからそれは考えられないだろうと結構言われたんですけども、しかし、渋滞が起き、中心市街地がにぎわうぐらい人がわんさか来るような中心市街地であってほしいと願うものであります。アウガに車をとめれば、八甲田丸、ワ・ラッセ、新町通りと色々な散策のできる唯一の道の駅になると思っております。本当にこれは、よくおかしいと言われる、そしてまた思われるんですけども、アウガが再生した将来の話をすることによって、結構子どもたちもその輪に入ってきます。これからは、アウガをどのように生まれ変わらせるのか、いろんなわくわくした話し合いが私は必要だと思えます。

最後に、市長にお尋ねいたします。道の駅アウガについて、市長はどのようなお考えなのかお示しただけませんかでしょうか。お願いいたします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 道の駅アウガ、非常に積極的な、創造的な御提案をいただき、ありがとうございます。よく海の駅というのもありますし、まちの駅というのもありますし、あるいは人の駅というのもあるかと思えます。青森の町は、鉄道からも発展をした町でありますし、また海からも発展をした町でもありますし、もちろん林業からも発展した町でもありますから、新生アウガをこれから目指していくという観点では、そういう町のど真ん中のアウガについて、さまざまな発想なり御提案が今後生かされるべきだろうと、出されるべきだろうと思えます。

ことし1月にアウガ再生プロジェクトチームからいただいた報告書の最後に提言がありますが、その提言は、「アウガは、非現実的な事業計画をもとに設立されたため、いまま開業時からの過剰な債務に苦しめられている」。しかし一方で、「Interactive Community AUGA」を提言しているわけですが、そこには「Interactive Communityの成否は、青森市民と地元企業が自ら担い手としてアウガのプロジェクトに参画するかどうかにかかっている」と。そして、「その中で青森市の主な役割は、過去の負の遺産の整理、新たなスタートのきっかけづくりである」。このきっかけづくりは、「施設の整備」そして「市民への呼びかけ」と括弧書きで書いています。最後に、この提言はこう締めくくっておりますが、「一人でも多くの青森市民が、自らアウガ再生に関わることを期待し

たい」。まさに、プロジェクトチームからの提言の最後のこの言葉が、今、中村美津緒委員から御提言のありました道の駅はその一つだろうと思います。

よって、そういう提言を生かし、そしてアウガのプロジェクトに一人でも多くの市民がみずから担い手として参画できる仕組みなり進め方を今後していかなければならないものと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 中村美津緒委員。

**○中村美津緒委員** ありがとうございます。

これから楽しい将来のアウガづくりに私も一議員として携わって行ってまいりたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

**○館田瑠美子委員長** 次に、山脇智委員。

**○山脇智委員** 日本共産党の山脇智です。それでは、早速質問していきたいと思えます。

初めに、マンホールカードの発行について質問します。

下水道広報プラットフォーム、通称G K Pという公益社団法人日本下水道協会や国土交通省などで構成される団体が、全国の地方公共団体と連携し、ことし4月1日からマンホールカードの配布を開始しました。

マンホールカードは、全国にあるデザイン性のあるマンホールのふたをカードにし、その写真や設置場所、デザインの由来などが記載されているものです。4月1日には28都市30種類が発行され、8月1日には第2弾として40都市44種類が発行されています。指定の場所に行くことによって、1人1枚を原則に無料で受け取ることができるもので、郵送などで手に入れることはできません。

今このカードを集めるために各都市を回るコレクターや、また外国人観光客がこのカード目当てに各地を回るなどしていることが報道されるなど、ブームになりつつあると言われていています。足利市で配布しているマンホールカードには、受け取るために行列ができたことも報道されていました。

デザイン性のあるマンホールふたは全国1700自治体1万2000種類あると言われていています。青森にもねぶたとハネトがデザインされたマンホール、また浪岡地域には御当地キャラのぼさらくんがデザインされたマンホールがあります。ホームページで見ていただければわかるんですけども、他都市でカード化されているマンホールと比べても何ら遜色のないよいデザインのマンホールのふたです。G K Pでは今後第3弾、第4弾とカードの配布を企画していると聞いています。

そこで質問しますが、観光政策として本市でもG K Pと連携してマンホールカードの配布を行うべきと思いますが、市の見解をお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。環境部理事。

**○小松文雄環境部理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）山脇委員のマンホールカードについての御質問にお答えいたします。

マンホールカードは、主に下水道業界団体をメンバーに設立されました下水道広報プラットフォームにおきまして、平成 28 年度から全国の自治体ごとにデザインが異なる下水道のマンホールのふたのデザイン写真とデザインの由来が記載された、手のひらサイズのカード型下水道広報用パンフレットのことであります。

具体的には、カードにマンホールのデザインやデザインの由来、配布場所、ホームページのQRコード等が記載されているものであり、希望者へ下水道関連施設等で無償で配布されております。その種類につきましては、現在 68 自治体で 74 種類のカードがあります。

自治体がマンホールカードを導入しようとする場合、先ほど申し上げました下水道広報プラットフォームへ制作希望申請書と必要書類を提出することとなっております、その際、事前の審査が必要となります。

また、カードの配布場所は下水道処理場などの下水道に関連した場所、観光案内所等のうち 1 カ所に限定されているほか、希望者 1 人につき 1 枚限定で必ず手渡しするなど、全国統一的なルールが定められております。かかる費用は、2000 枚単位で税込み 3 万 7800 円、1 枚当たり約 19 円となっております。

本市におきましても、下水道事業に関わる広報活動について、これまで周知啓発用のパンフレットを説明会等で配布するとともに、毎年 6 月に企業局水道部の開催しているウォーターフェアにおきまして、下水道事業展示会の開催や小・中学生に対する終末処理場の施設見学等、継続的に広報活動を実施してきたところであります。

マンホールカードは、国におきましても下水道広報のツールとして地方公共団体と連携し、さまざまな場面におきまして活用することとしているほか、全国展開の広報がなされることで、観光客増加の効果も期待できますことから、本市におきましても、公益社団法人日本下水道協会のアドバイスを受けるなど、その導入につきましても検討してまいります。

**○館田瑠美子委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** ありがとうございます。

今言ったように、配布枚数は大体一律で 2000 枚、多くても 4000 枚ということで、予算も 3 万 7800 円ということでそんなにかからなく、なおかつ観光客が来ることも見込まれて、G K P のホームページなどでも宣伝するので、大変取り組みやすい事業だと思います。

マンホールカードの前、2007 年に発行されたダムカードというものもあるんですけども、これもブームとなって全国集めて回るコレクターがいたと聞いています。今ブームの兆しがあつて実績もあるマンホールカードの第 3 弾、あるいは第 4 弾の配布のときには本市でも配布が始まっているように、今言った取り組みを進めてくださるよう要望して次の質問に移りたいと思います。

次に、前回の予算特別委員会でも質問したんですが、浜田字玉川の見性寺北側の

道路の整備について質問したいと思います。

この道路は長年私道として全く整備がなされてこなかったものであり、大変他の道路と比べても側溝の傷みが激しく、なおかつ下水道も入っていないという場所です。

そこで質問しますが、この浜田字玉川の見性寺北側の道路の整備について、市ではどのように考えているのかお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○八戸認都市整備部理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）山脇委員の道路整備についてのお尋ねにお答えいたします。

浜田字玉川の見性寺北側に位置する当該道路につきましては、道路延長約 140メートル、道路幅員約 6.5メートルで土地所有者より平成 28 年 3 月及び平成 28 年 5 月に市に寄附されており、今年度中の市道認定に向けた作業を行っているところであります。

地元町会に整備について御相談をしたところ、昨年度から寄せられております整備要望箇所の工事を先に進めてほしいとの意向がありましたことから、別路線約 30メートルの側溝整備工事を発注したところであります。この路線の整備には今後 2 年から 3 年を要するものと見込まれますことから、この側溝整備完了後、改めて優先度について町会と御相談してまいりたいと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** この場所についてなんですけれども、現在やっている場所が完了し次第また優先度について協議するということなんです、やはり全くこれまで手がつけられていなかったことから夏場はにおいがきつくて、またボウフラや虫が湧くといった相談も寄せられています。

浜田玉川町会は結構大きな町会ですので、この地域の住民が切望しても全体から見るとなかなか手がかからないという現状はあると思うんですけれども、やはり長年にわたって手がつけられず放置してきたということを考えれば、早急に整備していくことも必要ですし、また下水道も入れてほしいという強い要望があります。できるだけ早くこの整備の見通しが立つように、市でも引き続き検討していただくよう強く要望して次の質問に移りたいと思います。

次に、アウガについて質問をしていきたいと思います。

本来アウガの修繕積立金を約 1 億 1900 万円程度、それと所要額を取り崩して支援をするという条例案が出されて、私は常任委員会では賛成に回りました。今回の条例案については、やはり会社を整理していくための今回の修繕積立金の取り崩しという面で私は理解しています。

そこで最初に質問したいと思うのですが、常任委員会において修繕積立金取り崩しの条例案が可決されましたが、最終的には青森駅前再開発ビル株式会社の整理時期及び「新生アウガを目指して（最終版）」の公表時期についてどのように考えてい

るのか、市の考えをお示しください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 山脇委員のアウガについての御質問にお答えいたします。

市は、青森駅前再開発ビル株式会社と連携を図りながら、関係者、金融機関及び店舗共有者間で同社の整理方法や時期、そして同社に対する債権の取り扱い等について意見調整を行っているところであります。

今後できる限り早期に結論を出した上で会社のあり方として取りまとめ、アウガの方向性とあわせ、委員からお尋ねの「新生アウガを目指して(最終版)」を策定し、議会や市民の皆様にお示ししたいと考えております。

なお、今定例会において提案し御審議をいただいている条例案が可決され、修繕積立金を取り崩しして弁護士報酬等を含む会社の資金を確保することができるならば、弁護士が主体となって関係者の交渉が進められることとなり、関係者間の意見調整は進展をするものと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 私は、今回の提案は可決されるべきものだと思っています。なぜなら、やはり青森駅前再開発ビル株式会社の整理をどのようにするにしても、今、資金がなくなって破産する事態だけは回避しなければならないと思います。お金がなくなって破産するというのと、将来的に仮に破産を選択するとしても、今、予算を確保した上できちんとした準備をするという面は大変重要だと思います。

今、アウガの整理として残されている方法は特別清算、そして任意整理、破産。特別清算と任意整理については交渉があるので、相手との交渉がまとまらなければできないという面があると思います。交渉を終えなくても特別清算についてはできるという面もあるのですけれども、その辺についてはなかなか言えないというのは当然理解しますし、今回の提案で市はまだ時期は明言していないですけれども、今回の条例案に盛り込まれている第 25 期損益見込みに基づく資金不足額が来年の 3 月となっていることを踏まえれば、やはり 3 月までには私が今言った中でとれる選択肢で、恐らく市では必ず結論を出していただけるものだと思います。

今、仮にこの条例案が可決されなければ、テナントの保証金も全くない、そして何の計画性もなく会社が破産して、どういう整理方法がとられるかもわからない。こういう状況だけは絶対に避けるべきであり、私は今回の条例案は必要なものだと考えています。

ですので、この 3 月末までの損益見込みに基づく資金不足額が 3 月までですので、まずはやはり、今、入っているテナントに保証金をしっかり返還して、長ければ来年、再来年まで残っているテナントもあるんですけれども、やはりこの 3 月というのを一つのめどにして、こういった方々に対してしっかりと保証金を返還して退店してもらおうという対応もとることも必要だと思います。今回この条例案が可決されれば、そういった弁護士の予算も含めて認められるということですので、恐らく事

態が前に向かって進むものと思います。

私、今、るる述べてきたのですけれども、この3月までには結論を出してほしいと思うんですけれども、市では今回のこの条例案の損益見込みに基づく資金不足額の期間も含めてのこの時期について、ちょっともう1回改めて認識を表明してもらいたいと思うのですが。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 3月という時期のお話がありました。これまでも御答弁あったと思いますが、この3月につきましては半数のテナントの契約更新時期が平成29年1月から3月となっていることを踏まえ、来年3月までの期間の損益見込みとしたものでありまして、来年3月までに商業施設・青森駅前再開発ビル株式会社を整理するという前提とした意味合いではありません。

したがって、今後の整理時期につきましては、青森駅前再開発ビル株式会社からは同社の整理時期について市として言及をすることは、今後同社が行うテナントとの協議の支障となるとの見解が示されております。このことから、同社の整理時期を3月までと、あるいは4月以降どうするのかというお話については、今申し上げましたように同社から今後の協議の支障となるという見解が示されておりますことから、その時期について私のほうから明言することは差し控えさせていただきます。

**○館田瑠美子委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** さまざまな問題があつていろいろ言えないこともあるのでしょうけれども、このテナントとの交渉にしても、やはり相手がある交渉事は当然うまくいく場合といかない場合が両方あります。青森駅前再開発ビル株式会社の整理方法にしてもそうですよね。特別清算で、今交渉がまとまればという方法で、市は進めているのですけれども、どうしてもまとまらないものはまとまらないということがあると思うんです。当然、うまくいくことだけ考えてやるという方法なのかもしれないけれども、やはりうまくいかなかった場合にどうするべきなのかということも考えておくというのが、しっかりとした責任のある団体のやることだと思います。議会に今示せないことはさまざまあると思うんですけれども、やはり条例案が可決された上では、こういった会社の整理をどのようにしていくのか、テナントとの交渉をどうやっていくのかということもしっかりと明らかにしていただきたいと思います。

その上で今、このアウガの問題が大変深刻な事態になっています。全国の第三セクターを見ても破綻処理の方法はさまざまですけれども、やはり最終的には早く処理をしなければどんどんそれまでの費用がかさんでいってしまう、早く処理をするべきだといったさまざまな研究結果などもありますので、アウガの今回の条例案について私は賛成の立場ですけれども、可決された際には速やかに会社の整理に向けて、市の考えをしっかりと示した上で行っていただくように強く要望して質問を終わります。



**○館田瑠美子委員長** 次に、秋村光男委員。

**○秋村光男委員** 市民クラブの秋村光男でございます。時間がありませんけれども一言だけ申し上げさせていただきたいと思います。

それはアウガに関してでありますけれども、私はやっぱり公共化するべきだと思っています。そういう意味からすると破産は避けなければならないと思うんです。ですから、そうなりますと市が進むべき道というのはかなり限定されてきます。任意整理の方法はありますけれども、このアウガのような資本金 10 億円を超えている大企業ですので、任意整理は私は向かないと思う。

そうしますと残るのは特別清算なんです。特別清算をやるにしてもクリアしなければならない問題があります。ありますけれども、最初に株主総会を開きながら会社を解散します。その後に清算人をつけながら金融機関やら、あるいは区分所有者からの債権の話、この協約書をつくっていくわけですね。そのことによって公共化を進めていけると私は思うんです。ですから、できるだけ早い時期に青森市は特別清算に向かって進んでいるんだと、進めているんだということを、言葉では言いあらわしにくいかもしれませんが、市民にとって、議員にとって、そのように市は進めているのだという受けとめができるような対応をぜひともしてほしいということを1つ要望しておきます。

質問は、補正予算の中の事業計画についてお伺いしたいと思います。

まずは、外国人観光客誘客促進事業であります。これは 297 万 1000 円の補正額がついているわけですが、この促進事業の内容・中身を教えていただきたいと思えます。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○坪真紀子経済部理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）外国人観光客誘客促進事業についての御質問にお答えいたします。

今定例会に補正予算として提案している外国人観光客誘客促進事業につきましては、国が新たに創設した東北観光復興対策交付金を活用し、本市の冬の魅力を生かしながら、さらなる外国人観光客の誘客促進を図るために実施するものであります。

その内容であります。本市及び鱒ヶ沢町、青森県が連携いたしまして八甲田並びに鱒ヶ沢のスキー場を活用して集客を図るものであります。今冬1カ月程度予定されている台湾と青森空港を結ぶチャーター便を念頭に置き、1つに、旅行エージェントを招聘し、スキー場や関連施設、また観光コンテンツを体験してもらい、新たな旅行商品の造成と販売を促すこと。2つに、台湾からスキーインストラクターを招聘し、グレンデや施設の状況、難易度などを体感してもらい、台湾の方にその情報を発信してもらうこと。3つに、チャーター便利用の外国人観光客への満足度向上とアフタースキーの充実を図るため、日本文化体験等のアトラクションを行うこと。4つに、冬季のスキー旅行を中心としたキャンペーン、旅行商品説明会などありますが、台湾で開催される観光博への出展及びPRを行うこととしておりま

す。

八甲田のスキーは、良質のパウダースノーとダイナミックなコースが外国人観光客に定評があり、これまでも海外から多くのスキーヤーが訪れているところであり、今回の事業を契機に八甲田でのスキーや樹氷など青森ならではの魅力を強力に国外に発信し、冬季における観光振興と外国人誘客を促進してまいりたいと思います。

**○館田瑠美子委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** ありがとうございます。

青森の観光といったときに最大のイベントはねぶたなんですけれども、ねぶたの観光客というのはやはり頭打ち、限界だと思います。そうなりますと、青森は何を売るか。春は桜、夏はねぶた、秋は紅葉、冬は雪、やはりこの雪を売らなければならないとずっと私は言ってきました。特に台湾は雪が降りませんので、台湾の観光客に青森の雪の魅力をどう売っていくのかということが非常に私は重要なことだと思うんです。

今回この予算計上、補正後が4223万2000円ですが、これは観光客を1回だけ呼ぶわけではないと思うんですけれども、その辺はどんなもんですか。台湾から何回か呼んでくるということなんですか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○坪真紀子経済部理事** 再質問にお答えいたします。

現在空港の発着枠の申請をしているところだということで県から伺っておりますが、期間は1カ月で、複数便が台湾から飛んでくる予定と伺っております。

**○館田瑠美子委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** できるだけ多くの台湾の方に青森の雪の魅力を堪能していただければありがたいと思います。以上で外国人観光客誘客促進事業については終わります。

次は、地熱開発の促進関連事業についてお伺いしたいと思います。今回の補正で初めて予算がついているんですね。当初予算には盛られていないんです。つまり国からの補助が10分の10ですので、国のお金によって全てこの事業を展開するというので、当初青森市は余りやる気がなかったんですね。予算化が全然されていませんから。たまたま今回国から来たのでやっていると私は受けとめていますけれども、この民間事業者の地熱発電の進捗について、今取り組んでいる状態とその事業の概要についてお伺いいたします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。環境部理事。

**○小松文雄環境部理事** 秋村委員の地熱開発の進捗状況及び地熱開発理解促進関連事業についての御質問にお答えいたします。

民間事業者による地熱開発として、現在、八甲田北西地域、八甲田西部城ヶ倉地域及び八甲田田茂菴沢地域の3カ所で地熱発電に向けた調査が行われております。

八甲田北西地域では、株式会社大林組、東日本旅客鉄道株式会社及び川崎重工業株式会社の3社から成るJVが、平成25年度から地表調査を開始し、昨年度には調査井の掘削を行い約2200メートルまで掘進しましたが、噴気と呼ばれる地下の熱水だまりからの蒸気の吹き上げがなかったため、今年度は場所を変えて、新たに昨年度の掘削地点よりも東側の地点での地表調査を予定しております。

一方、八甲田西部城ヶ倉地域では、オリックス株式会社及び株式会社城ヶ倉観光の2社から成るJVが平成26年度から地表調査を行っており、来年度以降、ホテル城ヶ倉付近での調査井の掘削に向けて調整を進めております。

また、八甲田田茂菴沢地域におきまして、今年度から新たに株式会社東晴が地表調査を行っております。本市では地熱開発と温泉資源保護の両立に向けた情報共有・相互理解を図るため、昨年度、開発事業者・温泉事業者・本市の3者で構成される「八甲田地区における地熱資源調査事業に関する連絡協議会」を設置するとともに、地熱開発による温泉への影響を公平かつ専門的に判断するため、今年度、専門委員を招聘してモニタリングデータ管理委員会を連絡協議会の中に設置し、関係者間の調整を図る環境をさらに充実させたところであります。

次に、地熱開発理解促進関連事業であります。関係者間との情報共有・相互理解をさらに深めるとともに、広く市民の皆様の地熱への関心を高めるための取り組みとして、昨年度に引き続き経済産業省・資源エネルギー庁所管の地熱開発理解促進関連事業支援補助金を申請し事業採択されたところであります。

今年度の地熱開発理解促進関連事業につきましては、本市の果たすべき役割である関係者間の相互理解と信頼関係を強化することや、市民の皆様の地熱開発への理解を広げていくことを目的に実施するものであります。

具体的な取り組み内容といたしましては、1つに、モニタリングデータ管理委員会の運営に係る専門委員の継続的な招聘。2つに、モニタリングデータの運用面での先行地域との情報交換や発電施設の視察。3つに、広く市民の皆様に興味を持っていただくための分かりやすいシンポジウムの開催とその様子を含めたテレビ番組の放映などの継続した取り組み。4つに地元紙への新聞広告掲載を予定しております。

昨年度と同様の内容もありますが、継続してこれらの施策に取り組むことで、市民の皆様や温泉事業者の地熱開発に対する理解を、より一層促進することができるものと考えております。今後も地熱開発が円滑に進むよう、また地熱利用による地域活性化が実現するよう鋭意取り組んでまいります。

**○館田瑠美子委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** ありがとうございます。

今、御説明いただきましたように、青森市の立ち位置というものがわかりました。当初予算に組み込まれていなかったところに国の補助金が入ってきて、100%補助事業として取り組んでいるというところから見ると、私は、もし仮に国からの支援がな

くなれば、この事業はやらなくなると理解しています。それではまずいのではないかと考えれば、現在青森市が置かれているこの立ち位置を、やはり中身を調査事業者なり温泉事業者の中にもう少し割って入っていてもいいのではないかと私は思うんです。

今のままだったら、国からの補助金がなければこの事業は継続できません。そうでなくて、何とかしてこの事業を継続したいということからすると、もう少しこの調査事業者とか温泉事業者の中に割って入っていてもいいのではないかと思うのですが、その辺いかがですか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。環境部理事。

**○小松文雄環境部理事** 地熱開発にもっと積極的に市も割り込んで取り組んでいくべきではないかとの御質問にお答えいたします。

八甲田地区では、既に3つの民間事業者が地熱開発を行っておりますが、今後の事業進捗のためには、地元温泉事業者との合意形成が重要となっております。全国的には地熱開発に当たり、温泉資源保護の観点から、温泉事業者と開発事業者間の合意形成が課題となっている事例がありますことから、本市では、八甲田地区における地熱資源調査事業に関する連絡協議会を設置して、開発事業者と地元温泉事業者間の合意形成に向けた調整を行っております。

具体的には、周辺の温泉の温度や湧出量等のモニタリングデータをもとに、地熱開発が温泉資源へ影響を与えないための基準値を作るため、モニタリングデータ管理委員会を連絡協議会内に設置し、地熱の専門家を招聘した上で温泉の温度低下等の異常が発生した際の対応を協議しており、このことが温泉事業者の不安解消につながり、結果として開発事業者の事業進捗を支援しているものであります。このような関係者間の信頼関係の構築に向けた環境づくりにつきまして、市としても積極的に取り組んでいるところであります。

**○館田瑠美子委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。そして、万が一国からの補助金が削減された、あるいはなくなったというような状態が起きたとしても、市としてもこの事業を継続して取り組んでいただきたいということを要望します。終わります。

次は、これも補正に組み込まれている事業なんですけれども、CO<sub>2</sub>削減行動推進事業についてお伺いしたいと思います。これは、補正前は15万9000円しか予算化されていないんです。果たしてこの15万9000円で何をやろうとしていたのか。今回、補正額が少しつきまして、桁が2桁ほど上がりましたがけれども、この推進事業の概要についてお伺いいたします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。環境部理事。

**○小松文雄環境部理事** 秋村委員のCO<sub>2</sub>削減行動推進事業の概要についての御質問にお答えいたします。

本市では、地球温暖化対策として青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を平成23年3月に策定し、CO<sub>2</sub>削減に向けエコドライブなど効率的な運転や家庭における生活行動の見直しにつつまして、意識啓発に取り組んできたところであります。

委員お尋ねのCO<sub>2</sub>削減行動推進事業の概要につつましては、家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取り組みを促すため、市町村長が先頭に立ち、国民一丸となって省エネや低炭素型の製品、サービス、行動など温暖化対策に資するあらゆる賢い選択をしていこうという国民運動である「COOL CHOICE」を踏まえた取り組みを地域内の各種団体と協力して、通年にわたり継続的に展開するために必要な普及啓発事業であり、環境省が本年度から新たに創設した補助事業を活用し実施しようとするものであります。

本市では、運輸部門・民生家庭部門のCO<sub>2</sub>排出割合が高いといった市域特性を踏まえ、その要因の一つとなっている自動車運転への意識啓発が重要であるとの認識のもと、「エコドライブの環を広げよう」をキーワードに、ふんわりアクセルで地球温暖化にブレーキをかけるエコドライブ普及啓発を中心としたキャンペーンを実施することにより、市民に対する一層の意識啓発を図ることを目的に当該補助金を申請し、先般、事業採択を受けたところであります。

事業の具体的な取り組み内容といたしましては、1つに、市民や運転業をなりわいとしている事業者の方を対象としたエコドライブ講習会を実施することによって、これまでの運転の問題に気づき、見直すことでエコドライブの必要性やメリットを体感していただくこと。2つに、地元スポーツチームとの連携により試合会場などでエコドライブ体験会を実施することで、より多くの賛同者の「環」を広げること。3つに、エコドライブ講習会やスポーツチームとのタイアップに係る広報・周知活動を、さまざまなメディアを活用しながら統一キャンペーン的に複合的に展開することなど、市域全体に効果が及ぶ啓発活動の実施などを予定しており、このキャンペーンの中でエコドライブ以外にも地球温暖化防止に資する取り組みに関する啓発も行うこととしております。

今後においても、地球温暖化防止に向けた普及啓発事業を通して理解を促すとともに、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすいさまざまな取り組みを推進することで、市民の皆様の意識改革や自発的な取り組みの拡大・定着が図れるよう、市として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** ありがとうございます。

CO<sub>2</sub>削減に反対する人は誰もいないと思うんです。今ふんわりアクセル奨励ということで、この行動を1人が取り組むことによって、どのくらいの削減になり、どれくらいのガソリンの節約になるのかということを私は事務局の関係者の方から

いただきました。ここではあえて求めませんけれども、やはり私はちょっと考えてみて、今、職員に通勤手当が出ていると思うんです。通勤手当が一番高い方は、恐らく車で遠方から来る方で、かなり支給されている。車でなければ通勤できないという方はそうなんですけれども、逆に歩いてきた人が一番通勤手当が出るというような発想はいかがなものでしょうかということをご提案して、次に移ります。

次は、除雪の関係です。ことしの春先に札幌市に行ってきました。除雪の関係でいろいろ話を聞きながら、いろいろ考えさせられるところはあったんですけども、やはり札幌市も除雪費がかなりかかっているんです。青森市は 30 億円前後ですけども、札幌市は 100 億円を超えています。

どうやったらその予算削減ができるのだといろいろ検討しているようですけれども、やれることは全て今やって、なかなか難しいのだと話をされていました。その辺青森市の場合、これまでいろいろと除雪経費の削減のために取り組んできていると思うのですが、さらなる除雪費を削減していくための取り組みがありましたら、市の考え方をお伺いいたします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○八戸認都市整備部理事** 秋村委員の除排雪対策事業についてのお尋ねにお答えいたします。

本市における除排雪経費につきましては、平成 24 年度においてシーズン契約の基準値について、前年度まで 400 センチメートルから 600 センチメートルだったものを 500 センチメートルに見直したことにより、降雪量による委託料がふえたこと。また、平成 24 年度において、補助幹線の委託料をそれまでのシーズン契約から単価契約に見直したこと。さらには、近年の労務単価の上昇や機械損料の改定などによる除排雪単価が上昇したことなどにより、作業委託料が増加している状況にあります。

このことから、市ではコスト削減のため、パトロールにより降雪状況把握と作業指示の徹底、作業日報や出勤状況による日々の予算管理の徹底、単価契約路線等において必要以上に時間がかかった業者への指導、路線排雪等を実施する場合の見積書の精査の徹底、雪捨て場を稼動する際に雪捨て場の整正に必要な重機の台数等の調整などの対応をしてきたところであります。

今後におきましても毎年度の課題を検証し、必要に応じて見直し作業を実施し除排雪体制を維持しつつ、効率的な除排雪の実施に努めてまいりたいと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** ありがとうございます。

これまでもいろいろと経費削減について取り組んできたと思いますけれども、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

よく聞かれるのが、除排雪に 30 億円もかかるのかと、何でそんなにかかるのかと

聞かれることがあるんです。これまで市の除雪費が30億円かかるということをも、もう少しみ砕いて、例えば棒グラフであれば棒グラフの細分化をすとか、円グラフなら円グラフでもって細分化すると。これは札幌市でやっているんですよね。30億円なんだけれどもその中に何々が入っているんだということをも、ぜひ市民に知らせていただきたいと思うんです。

そのことによって、除雪は金がかかるんだと理解していただけたらと思いますので、ぜひともこれから市民の皆さんに除雪費はこれとこれがかかるのだと知っていただくためには、ぜひ円グラフなり——円グラフだけに固執しませんが、30億円の中身はこんななんですよというものを、ぜひとも市民の皆さんにわかりやすい方法で教えていただきたいということを要望して終わります。

**○館田瑠美子委員長** 次に、赤木長義委員。

**○赤木長義委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）12時くらいまでおつき合いいただければと思います。

2款総務費に関連して、競争入札参加資格者のうち建設登録業者の種類ごとの決定を現在の2年に1度から毎年に変更するべきではないか、お答えください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。加藤総務部理事。

**○加藤文男総務部理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）赤木委員の契約に関する建設工事登録業者の種類ごとの等級の決定についての御質問にお答えいたします。

本市の物品、委託を含めました競争入札参加資格の有効期間は、事業者の事務作業や経費負担の軽減、安定的な経営計画のために、毎年度ではなく2年間としており、それに合わせて建設工事登録業者の等級の決定につきましても2年に1度行うこととしております。

等級につきましては、青森市競争入札参加資格等に関する規則及び青森市工事種類別等級の決定に関する要領に基づき、建設業法に基づく経営事項審査の総合評定値のほか、市が独自に評価する5つの項目、1つには、市発注工事に係る工事成績。2つには、障害者の雇用状況。3つには、青森市民の雇用状況。4つには、応援協定の締結状況。5つには、環境に関する取り組み状況の各項目の点数を合算した総合点等により決定しております。

これを毎年度行うこととした場合、最新の事業者の情報を反映した等級を決定することが可能となる一方で、先ほど申し上げましたとおり、建設工事登録業者が等級決定に必要な情報を市に毎年度報告することによる事務作業の増加や、等級が毎年度変更になる可能性があることにより、事業者の経営計画の安定性に影響を与える懸念があります。このため、市といたしましては、国や県、他都市の状況などを参考にしながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 慎重に検討するということですので、これはしっかりとやっていただきたいと思います。特に2年に1回だときちんとした経営状況の把握ができないことがあります。したがって、そこは毎年出させることによってきちんとした判定ができる。業者は大変かもしれないけれども、その経営内容を把握することが市の努めだと思うので、その辺はしっかりとやっていただければと思います。これは要望にとどめて終わります。

次に、民生費に関連して、認知症の早期発見を図るため、市ホームページに簡単に認知症がチェックできるサービスを導入する考えはないかお答えください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

**○浦田浩美健康福祉部理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）赤木委員の認知症について、市ホームページでの認知症チェックのサービスの導入についての御質問にお答えいたします。

市では、昨年12月に認知症への早期対応のために、認知症の状態に応じて必要となる医療及び介護サービスの流れを示す青森市認知症ケアパスのパンフレットを作成し市内の全世帯に配布したほか、市のホームページにも掲載したところであります。この認知症ケアパスのパンフレットでは、認知症の注意が必要な変化として、家族が気づく4つの初期症状、注意が必要な10の変化の項目を掲載し、これらの症状や変化に気づいた場合は、本市の相談機関及び医療機関へ迷わず相談し、ためらわずに受診することをお勧めしております。

市といたしましては、認知症への早期対応のため認知症ケアパスの普及啓発に引き続き努めてまいりますとともに、今後、市ホームページにより、認知症について気になる方がその症状等について簡単に確認ができる方法について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 御答弁ありがとうございました。

認知症対策で、昨年ケアパスをやりました。それで全てではないと思います。しかもここ近年、各市町村において自分で認知症かどうかを判断できるものを各自治体のホームページに掲載しているところがふえてきました。そういうことを考えていったときに、これから青森市も高齢社会の中でこの認知症の問題というのは大変重要な問題になりますので、1日でもそういうことが自分自身でわかるような仕組みとしてこの制度はぜひ導入していただきたい。そんなにお金がかからない業務ですけれども、しっかりと検討した中でぜひ実現していただければと思います。この項はこれで終わります。

続いて、歳入22款市債、臨時財政対策債について。

臨時財政対策債の発行は、将来世代への負担の先送りと考えます。臨時財政対策債の発行を抑えるべきと考えますが、市の考えをお示してください。



**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。財務部長。

**○仁藤司史財務部長** おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）赤木委員の臨時財政対策債の発行についての御質問にお答えいたします。

臨時財政対策債は、その発行可能額を全額発行しなくても、その元利償還金相当額の全額が後年度の普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に15年、あるいは20年分割で算入されるものであり、これは地方公共団体の財政運営に支障が生じることはないよう講じられているものであります。

一方で、地方が発行する臨時財政対策債の償還額を国が担保するとはいうものの、地方の借金であることに変わりはありません。発行しなくても後年度の基準財政需要額に算入されるということを踏まえ、発行の抑制に努めるべきものとの認識は委員と同様であります。

しかしながら、本市におきましては財源調整のための基金取り崩しを毎年度当初予算に計上している状況にあること、また実質公債費比率や将来負担比率が他の中核市に比べて非常に高い状況にあることを踏まえ、まずは一層の行財政改革の推進や事業の見直し、選択と集中などにより効果的・効率的な行財政運営となるよう努めて、財源調整のための基金取り崩し額を圧縮すること。次に、借入先が市中銀行等に割り当てられ、利率が財政融資資金などより高く、実質公債費比率にも影響を及ぼす財源措置のない地方債の発行を抑制すること。そして最後に、借り入れしなくても財源措置があり、また比較的利率が低い臨時財政対策債の発行を抑制すること、こういった優先順位によるべきものと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 非常に難しいお答えでありましたけれども、この臨時財政対策債のことは一般質問でも質問させていただきました。簡単に言うと、今お話のあったとおり国や地方、特に青森市が歳出の削減をしていくということで臨時財政対策債の発行は抑えていく必要がある。しかし、一方国が決めた流れの中で法定の分をきちんと出してほしいということをおっしゃっているものだと思います。

ただ、国は国の都合がある中で地方財政計画というものがあって、それのはみ出た部分については臨時財政対策債という対応になっているかと思えます。そういうことであれば、当然市としてもその部分については、やはり行革を進めていかなければいけないという認識があります。これは行革にかかわる福井市民政策部長になるかもしれませんが、今のことも踏まえてきちんと行政改革を進めていく。要は、市民サービスを維持していくために行革を進めるという認識でよいのか、福井市民政策部長にお聞きしたいと思えます。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。市民政策部長。

**○福井正樹市民政策部長** おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）再質問にお答えいたします。

ただいま赤木委員からお話がありましたとおり、市民サービスを今後ともきちんと

と継続していくためにも、やはり行革にはこれまでどおり力を尽くしてまいりたいと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** これは財務部長なのか市長なのかどちらかなんですけれども、逆に一方、現状の問題として市民サービスを維持するためには、この臨時財政対策債を発行しなければ市民サービスが維持できないといった状況なのかどうか、その辺お答えをさせていただきたいのですが。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。財務部長。

**○仁藤司史財務部長** お答えさせていただきます。

臨時財政対策債につきましては、普通交付税の振りかえという形で措置されているものであります。現状、本市の財政状況を見ますと、例年基金の取り崩しなり地方債を発行しての財政運営となっております。当然、交付税も入っております。したがって、現状では基金取り崩しをした上で地方債も借り入れ、臨時財政対策債も発行した上の財政運営となっておりますので、現状では必要になってくるものと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 私の言っている質問に答えていないと思うのですがけれども、要は市民サービスを維持するために、現状では臨時財政対策債を発行しているといった状況でいいのかどうか、いいのか悪いのかは多分簡単にわかると思うのですが、そこをお答えさせていただきたいのですが。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。財務部長。

**○仁藤司史財務部長** 現状の当市の予算状況、予算規模では臨時財政対策債を発行した上での現状のサービスとなっておりますので、それは必要なものと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** ということは、逆に言うと臨時財政対策債を発行しなくても市民サービスが維持できるのであれば、発行を抑えていくという考え方でよろしいですか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。財務部長。

**○仁藤司史財務部長** お答えをいたします。

本市の財政運営を行っていく上での基本的な考え方としては、市民サービスに可能な限り影響を及ぼさないこと、それから安定的な財政運営を行っていく等ということで、当然効率的な行財政運営、行財政改革を進めた上で実施していくということでもありますので、まずは先ほども申し上げましたように一層の行財政改革の推進、それから事業の見直し、選択と集中などによりまして効果的・効率的な財政運営に努めるということが非常に重要であります。その上での優先順位として、先ほどお答えいたしました、現状は基金の取り崩しをしておりますので、まずは取り組み

の上で基金の取り崩しを減らしていく、それから比較的利率が高い財源措置のない地方債の発行を抑制するといった上で、優先順位としては最後になりますけれども臨時財政対策債の発行を抑制していくというような形になろうかと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 当然だと思います。基金の取り崩しをしないのは当然ですよ。そこから始まって最後に臨時財政対策債と。いずれにしろ、市民サービスを維持できるのであれば、その優先順位があるとしても臨時財政対策債は発行を抑えていくといったことをおっしゃられたと思います。

再度、財務部長に確認いたします。理論上で結構です。臨時財政対策債を発行した金額そのものを基金に積み立てるということは可能なのでしょうか。教えてください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。財務部長。

**○仁藤司史財務部長** 1点確認ですが、それは発行した場合でも……。

[赤木長義委員「うん、そうです。発行した場合その金額をそのまま基金に積み上げることは可能かと聞いている」と呼ぶ]

**○仁藤司史財務部長** 発行した上でということですか。現状、その基金の取り崩しをしているという状況でありますので、それも含めてということになります。したがって、現状は臨時財政対策債を発行した上でさらに基金の取り崩しが必要になっているということですので、現状を踏まえたとその分を基金に積むというのはなかなか難しい状況であります。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 難しいということでした。了解です。財政状況の部分と臨時財政対策債の関係は何となく理解はできました。

これは再度、福井市民政策部長に確認しますが、同じことになるかもしれません。持続可能な青森市の財政基盤の確立のために行財政改革を行うということによろしいですよ。そこを、短くお答えいただければと思います。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。市民政策部長。

**○福井正樹市民政策部長** 再質問にお答えいたします。

行政改革の推進につきましては、もちろん市民サービスを継続的に提供するために、財政環境をきちんと整えていくという意味での行政改革の推進だと認識しております。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 認識は一致ということで、ありがとうございます。

現状、これは総務部のほうになるかもしれません。行財政改革も含めて定員管理をきちんと実施をしていると思いますけれども、現状の定員管理計画は今ある仕事に対して必要人数を当てはめようと私は認識しているのですけれども、その認識で正しいでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** お答えいたします。

現状の定員管理計画ですけれども、その策定に当たっては、スパンを5年見ていますけれども、その5年間に発生する予想される事務量も勘案した上で策定しております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 定員管理計画と行革の関連性はわかりました。再度財務部長に確認いたします。

市の歳出の削減として、10%のシーリングの手法を長年とってきたと思います。どこまで絞れるんだという状況になっているかと思うんですけれども、そういった形の中で確認しますが、この選択と集中、スクラップ・アンド・ビルド、先ほどもおっしゃられたと思います。それは、言葉だけの話なんですけれども、そこにきちっとした数字を当てはめて歳出を削減するといったやり方はできないでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。財務部長。

**○仁藤司史財務部長** お答えいたします。

中期財政計画なり財政プランというものを更新して、お示ししております。その中で、行財政改革の推進ということで目標となる数字、行財政改革と収入確保と経費節減、シーリング等、その他行財政改革ということでおおむね63億円という数字を出しております。基本的にはこれに沿った形で、これを目標として進めていくということであります。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** いずれにしろ、その目標に沿った形の中で進めるということは、そこにスクラップ・アンド・ビルドも出ているということによろしいのですよね。そう認識した上で、質問は進めます。

先ほど、定員管理計画の話をしました。逆に定員管理計画、要は仕事を減らすことを先に持って行って、それから人を減らしていくという発想はできませんか。現状だと計画をつくるだけけれども、人の減り方というのは何かふえていくようなところもあったりして、要は定員管理計画というのは、本当の仕事量の見直しをした上で策定するべきだと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** お答えいたします。

定員管理計画の策定に当たって、先に仕事量があって、それに必要な人員ということについては、通常計画自体の考え方はそのようにしております。その際に、先に仕事量を減らした上で人数を算定すべきというお尋ねでありますけれども、それは多分理想的なアプローチの方向だと思います。ただ現状として、現在ある仕事量に対して必ずしも実人員としては足りていない状況があります。

そういった意味で、総量としては今のところ事務の量を削るというよりは、現在必要があって進めている事務の量に合わせた数の職員数の定員管理計画を策定しております。将来的に行政改革等で事務の見直しもしくは事務の削減ということが可能になる環境が整えば、そのような定員管理計画の策定という環境もまたおのずと整ってくるものと考えております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** そこは人口減少社会を見据えた上で、そういった考え方に立っていかなければいけないのではないかと。理想論だとおっしゃいましたが、そういう努力はしていただければと思います。

あと要望で終わります。私としては、先ほど仁藤財務部長が臨時財政対策債を発行したものを基金として積み立てるのは無理だというお話があったので、それはそのまま積みませんが、できれば臨時財政対策債を……。財務部長、補足したいのがあるのなら先にどうぞ。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。財務部長。

**○仁藤司史財務部長** 済みません、失礼いたしました。ちょっと答弁の補足をさせていただきたいと思うのですが、先ほど臨時財政対策債を発行した上でその分を基金に積むのは難しいと御答弁を差し上げました。

当初予算の段階では基金の取り崩しを前提とした予算編成となっておりますので、臨時財政対策債の発行分を基金に積み増しするというのは難しいという御答弁でありますけれども、結果としては、今年度決算で言いますと決算剰余金なりを基金のほうに積み増ししていますので、結果としては臨時財政対策債を発行した上で基金の積み増しはしているという状況になります。

ただ、当初予算の段階では、当然その分基金の取り崩しを含めての予算編成となっておりますので、その時点で臨時財政対策債を発行した上で積み増すのは難しいという御答弁としたいと思います。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** わかりました。

臨時財政対策債は基本的に交付税で返ってくるという大前提に立つのであれば、臨時財政対策債を発行してもそれを基金として残せば、それが一番いいのではないかとというのが私の考え方なんです。そうするためには、やはりそういう目標を立てて行革をどこかできちんとやるということで、臨時財政対策債を出したとしてもその分の半分でもいいので積み上げるような形をとっていけば、財政上はよくなっていく。

だから、そのためにやっていくこととして、いろんな行革を具体的な項目でやってほしいし、定員管理計画についてもやはり人に合わせるのではなくて、きちんと仕事量を決めていって、その仕事量に合わせて対応していくといった考え方

に立っていただきたいということをお願いして、この件は終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、商工費に関連してアウガについて。

営業保証金は青森駅前再開発ビル株式会社の運転資金と分けて管理するべきと思うが、考えをお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○増田一経済部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）営業保証金のお尋ねにお答えいたします。

青森駅前再開発ビル株式会社の負債であります営業保証金は、同社がテナント等からの賃貸料の支払いや原状回復が行われない場合などの担保として、テナント等の出店の際に預かっているものであります。

営業保証金は、テナント等の退店に伴い同社が返還義務を負うものであり、市は、資金が逼迫している中で、営業保証金を同社の経営資金として使用し、結果として同社の資金だけでは営業保証金を返還する見込みがなくなったことについては、適切な状況ではないと認識しております。

しかしながら、営業保証金は運用上他の資金と区分して管理しなければならないものではなく、同社は営業保証金を含めて資金運用しているというところでありま

す。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 平成 21 年 12 月の段階でも、非常に資金繰りが厳しくなって債務超過になりそうになった。そこで 5 億 6000 万円の D E S を行って 2 億円の融資をして、そこでリセットして、アウガはそこから改善ができるという流れになったと思います。しかし、結果としてはできなかったという状況であります。

その中で確認をしたいのですけれども、平成 21 年以降の話で結構です。2 億円の追加融資の後、現預金残高が営業保証金を下回ったのはいつでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○増田一経済部長** お答えいたします。

平成 21 年の 2 億円の貸し付けの後で申し上げますと、平成 27 年の 7 月であります。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** それでは、市長にお伺ひいたします。

市長はその当時、代表取締役会長だったかと思ひます。この段階でも営業保証金を青森駅前再開発ビル株式会社の運営資金として利用していますが、営業保証金が戻ってくるという確証はあったのでしょうか。教えてください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 戻ってくる確証というよりも、営業保証金は今、担当部長が申し上げますように、当然退店の際に返還する義務を負うものでありますので、その時

点では資金運用としてそうしておりましたが、そのうちに資金運用して当然回収をしていくという経営計画の中で、これを進めてきたと認識しております。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 市長は、運転資金に使った営業保証金が返ってくるという認識のもとで対応してきたということが理解できたと思います。

その上で再度確認したいのですけれども、この営業保証金の流用をしたことによって、その残高が現預金と比較して少ないとか多いとかがあると思うのですけれども、その辺というのは、タイムリーに平成27年7月以降テナントや地権者にはきちっとお示しをしていたのでしょうか。お答えください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○増田一経済部長** お答えいたします。

テナント、地権者等に説明をしていたかどうかということではありますが、その辺については青森駅前再開発ビル株式会社がやっているかどうかのことなので、済みませんが確認しておりません。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 青森駅前再開発ビル株式会社がやっていたので、わからないということでは、その当時会長だったので、市長はおわかりでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 大変恐縮ではありますが、そういう情報提供等をどういう形でしたのか、今手元に資料がありませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** その辺からして経営の体をなしていないのがよくわかると思います。それでは、続けたいと思います。

こういう状況であることをやはりテナントとか地権者には、きちっと示すべきだと思います。これは、後でお答えしていただけるということですが、これを例えば仮に示してあったとすれば、当然青森駅前再開発ビル株式会社の状況が大変になるということで、リスクがあるということを経営者や地権者は認識していたと思います。仮に示していたとすれば、そういう認識があるかどうか。その辺は経済部長に聞いたほうがいいかな。お答えしていただければと思います。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○増田一経済部長** 仮に、テナント及び地権者に情報提供していた場合には、リスクを認識していたのではないかというお尋ねでありました。

営業保証金そのものをそのまま補填できれば青森駅前再開発ビル株式会社としてもいいのかもしれませんが、なかなか補填できていない現状を仮に報告しているとすれば、経営がちょっと不安定になっているという認識は持っているのだらうと思います。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 当然ですよ。それはそうしなければ、基本的にはリスクを抱えながらきていたということは当然あると思います。それでは、修繕積立金のほうに戻したいと思います。

市長は、3度目となりますが、ここまでではきちっと修繕積立金で対応したいということを、お話しになっていました。この修繕積立金を流用して対応するということは、準公金を流用してと。それはアウガを利用して商取引をしているテナントや地権者に対する運転資金なども入っています。市長にお聞きしますけれども、テナントや地権者の生活を守ることに重きを置いて、その辺をしっかりと守るために、修繕積立金の取り崩しで対応しようとしているのか。そこをお答えください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 今回提案申し上げております修繕積立金の取り崩しは、第25期損益見込みに基づく資金不足額と、この資金不足額の積算の一つとして地権者等にお支払いする賃借料、地代等も含まれております。また、営業保証金も積算として見込んでおります。したがって、テナントさん、地権者への対応ということが、今回の取り崩しの中に含まれております。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 含まれているのは誰でもわかるんですけども、重きを置いたのかどうかとお聞きしているんです。その辺は重きを置いているのでしょうか。お答えください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 重要なものだと認識していることから、そういう内容で今回試算したところであります。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 青森駅前再開発ビル株式会社は、第三セクターとはいえ民間の企業です。民間の企業という観点で再度確認しますけれども、修繕積立金は、公平性や公正性の観点から将来のアウガの大規模改修に利用すべき、公共化すれば市が使うべき金になります。そういったお金を特定の既得権者に対して使用することは、やはり一般の血税を払っている市民に対する市長の背任行為に当たるのではないのでしょうか。市長、その辺をお答えください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 私の背任行為に当たるのではないかという御指摘ではありますが、今回の御提案申し上げております修繕積立金の取り崩しは、今後市がアウガを公共化していくために必要な青森駅前再開発ビル株式会社の整理等に要する経費。それは、弁護士費用もそうありますが、整理をすることによって公共化を進めていく、それは結果としてアウガの灯をともし続けることにつながる。それは市民にとってプラスになるという認識をいたしておりますので、背任という認識はありません。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。



**○赤木長義委員** それは一般質問のときのお答えと一緒にです。

ただ、多分多くの議員が心配しているのは、特別清算という言葉は使わないので整理の仕方はソフトランディングしていくという言い方にしますけれども、その言い方をした場合に、要は平成 29 年 3 月末までできちんと済むのか。交渉がうまくいかなくなって、また修繕積立金を新たに平成 29 年 3 月以降も入れてくるのではないのか。そこが多くの議員が心配している点だと思います。

私はそのことを考えるならば、やっぱりこれについては入れるべきではない。1 回入れてしまえば、まだずるずると続けられるだろうと。だから、先ほど山脇委員も言いましたけれども、明らかになったらその方向性、いつまでやるのだというのをきちんと出せということと言われるのだと思います。そういうことをしなければ、多分我々としても一般市民の血税を入れることについては賛成できない。

ですから、市長がどうお答えするかはわかりませんが、要は来年 3 月以降も地権者の皆さんに、または残ったテナントに対しても、なかなかうまくいかない場合はさらにそういった修繕積立金を取り崩して、支払いを続けるという考えがあるのかどうか、そこをお答えしていただきたいと思います。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** ただいまの御質問についても何度か御答弁申し上げたと思いますが、再度お答えさせていただきます。

青森駅前再開発ビル株式会社から、商業施設及び同社の整理時期について言及することは、今後同社が行うテナントとの協議の支障となるという見解が示されており、したがって、商業施設、また同社の整理時期、それが来年 4 月以降という場合の対応についての答弁は差し控えさせていただきます。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** それ以上は言いません。それでは別の角度から。

先ほど市長が代表取締役であった平成 27 年 7 月から現預金残高は営業保証金残高を下回ると。したがって、結果として何カ月間はあなたが代表取締役をやって、そのままあなたの無策が準公金である修繕積立金を利用して、今回損失補填をすることになるのではないかと懸念があります。その辺については、どう思いますか。お答えください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 昨年の 7 月からことしの 2 月までであったと思いますが、私自身も会社の代表取締役会長としての経営の任に当たらせていただきました。したがって、結果として経営に関する結果責任は、その間の会長である私にもあると認識いたしております。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** ですから、その責任の部分を今回修繕積立金で補填しようとする考え方でよろしいんですね。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 今回の修繕積立金につきましては、今後の青森駅前再開発ビル株式会社の整理、それに必要な期間、そこに必要な弁護士等の費用等を見込んだものがあります。これまでの経営の中で、確かに債務超過となった結果があります。その債務超過の結果ということを考えていきますと、現在のこれまでの商業施設としての再生ということについては困難であるということでの会社側と市とでの認識のもと、整理をしていかざるを得ないという観点での今回の修繕積立金の取り崩しの提案ということでもあります。これまでの経営の状況を踏まえて、今回の提案ということにさせていただきます。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** いずれにしろ、打つ手が遅いということがはっきりしたということです。

別な角度からします。佐々木前副市長がこのアウガの関係でやめられた理由というのは、平成 27 年度決算の赤字と 23 億 8500 万円の債務超過を理由にしていると認識しております。その認識でよろしいでしょうか。お答えください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 私自身も佐々木氏からそういう理由で辞職をしたいということでお話をいただきましたので、その認識でよろしいかと思えます。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 今定例会の多くの方の一般質問で、副市長の後任の人選という段階には至っていないということでした。また、あわせてこの難局を乗り越えるために、職員の皆さんが一丸となって市政の持続的な発展のために頑張るというお話を市長がされました。

おやめになった 2 人の副市長が退任後、いろいろとお話を伺いました。そこで確認しますが、今後後任の副市長が決まれば、今までを踏まえるならば、どちらかに青森駅前再開発ビル株式会社の社長をお願いすることになるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 今後、副市長がお二人決まれば、そのうちの一人がというお話でありました。

現在、後任の副市長の人事については検討いたしておりますが、まだ人選にまで至っておりません。したがって、現時点でその方をどうのこうのというのは申し上げる状況にはありません。しかし一方で、これまで副市長を取締役として推薦してきたという経緯がありますので、今後副市長の人選をする——もちろんそれは議会の御同意をいただいた上での話ではありますが、人選をされていけば、その方の一人を青森駅前再開発ビル株式会社に取締役として推薦をするということがこれまでの市の対応でありますので、もし副市長が人選をされていけば、そういう考え方で今

後進めていくと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 副市長の人選が決まれば、その方は青森駅前再開発ビル株式会社の社長をお願いするということであったと思います。

市長に確認しますが、佐々木前副市長は現在同社の社長を無報酬でやっています。そのことは御存じですか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 社長として無報酬ということの御質問だと思いますが、それはそのように認識いたしております。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** それであれば、一日でも早く副市長を見つけて社長にするべきではないでしょうか。急ぐのか急がないのか、その辺の認識をお答えください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 急ぎたいけれども、まさに人選でありますので、そういう点ではまだそこまでに至っていないということであります。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 佐々木さん、大変ですよ。後任が見つかるまで市長自身が青森駅前再開発ビル株式会社の社長をやって、佐々木さんを社長から解放してあげたらどうですか。お答えください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 私が社長ということではありますが、前にも申し上げたかと思いますが、社長は基本的に取締役、株主総会等一連の手続を経て決定をされる人事であります。したがって、私が佐々木氏にかわって社長にという考えには至っておりません。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 見つけたくても見つけられない。そのかわりは自分ではしない。まさにトカゲのしっぽ切りですよ。ひどくないですか。やっぱり佐々木さんも人生があるわけで、無報酬でやっていくということを踏まえるならば、早急にあなたが社長を兼務すべきです。そしてアウガの対応に全責任を負うという対応を私はすべきだと思います。そうでなくてもできるというかも知れません。

もう一度聞きます。佐々木さんのかわりに社長つくべきだと思いますけれども、考えをお示しください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 先ほど申し上げたとおりであります。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 先ほどと同じ答えだと思います。

まだ時間が若干あるようなので、アウガ問題を総括するために、今後の市政運営

のために確認をしたいと思います。

市長の認識ですが、あなたが任命した2人の副市長がやめられたということは、異常事態だと認識していますか。お答えください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 私が任命したお二人の副市長であります。

お一人はアウガの債務超過ということでの責任をとられて佐々木氏はやめられました。加賀谷氏の辞任の理由は、アウガということではありません。しかし、健康上の事情での辞任ということでありましたが、結果としてお二人の副市長がお二人とも現在は不在、空席。そして任期途中での辞任でありますから、これは私にとりましても市政全般にとりましても、市政として重要な問題を抱えている今の状況の中で必要なため、お二人の副市長を条例上認めていただいているわけですから、その2人とも今空席になっているわけでありますので、そういう点では私にも極めてこの状態というのは重要な場面だと。また、これをこのまま続けていいとは考えておりません。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 重大な事態として捉えられているということが確認できましたので、安心しました。早く2人の副市長を見つけるのか、それとも御自分でこの事態を打開するために決断をするのか、それは御自分のお考えだと思います。今までの流れとして、時期的にもう副市長が2人不在のままの状況であるのが私は異常だと思います。そういったところで、このことについては決断を促したいと思えますけれども、その前にもう一度確認をします。

2人の副市長がやめた原因は、結果として市長が負うべき責任を2人が負ったものと認識していますが、市長の認識をお答えください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 私が負うべき責任をお二方が負ってやめられたという認識でよろしいかということであったかと思いますが、先ほど申し上げましたように、佐々木氏の辞任の理由は債務超過での責任ということであります。また、加賀谷前副市長につきましても、アウガという問題ではなくて、別な御自身の事情という理由であります。したがって、それぞれのやめられた事情というのは異なっております。その中で、私が負うべき責任をお二方が負ったというようなことを、私自身はそうは考えておりません。

ただ、債務超過の部分については、私も会長として一時期、経営の一翼を担わせていただきましたし、そしてもちろん、最大債権者、最大株主である市としてアウガの債務超過に至ったことについては、市長としての責任を私自身も痛感をいたしております。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 私がお二方からお話をいろいろ聞いた中で、お二方がやめた原因

はガバナンス、いわゆる市の意思決定、合意形成のシステムにおいて調整力を働かそうとしてもできなかったことというように感じております。その辺は市長、どのように感じておりますか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** お二人から赤木委員がどういうお話を伺ってそういう認識を持たれたのか、それは私には推測する由もありません。ただ、私自身は両前副市長とも絶えず議論、協議をし、そして物事を判断し決定してまいりました。その決定過程においては、いろんな議論があったということは当然であります。しかし、決定をした後にはその決定したことについて、両前副市長も私もそれぞれの職務、職責を全うすべく努力してまいりました。

したがって、今の委員からのそういう御指摘は、委員の御見解は御見解としてあろうかと思いますが、私自身はそういう認識は持っておりません。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 見解の相違で構いませんけれども、ただいろいろお話を伺った中で、その日に決めた話が次の日の朝によくひっくり返る。それも市長の決断においてだというお話もいただきました。どちらからとは言いませんけれども。そういったことで、調整力が発揮できないのだということを私は述べたのだと思います。

それともう1つ、最後に確認ですけれども、2人がやめた原因というのは、その調整力を働かそうとしても働かせられなかったことと、あなたの統治能力、マネジメント、要は経営においてきちんとした統治能力が示せなかったからではないですか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。鹿内市長。

**○鹿内博市長** お二人からどういうお話を伺っているのか、先ほど申し上げたように私からは推測のしようもありません。ただ、赤木委員から言われているような認識は、私自身は市長として持っておりません。先ほども申し上げましたが、何度も両前副市長と議論をし、そして決定をし、もちろん変更の場合もしかりであります。そういう両前副市長、そしてそれは協議の過程では、先ほども申し上げましたようにいろんな議論があったことは事実であります。しかし、結果として今、委員から言われるようにお二人からそんなお話を伺ったということは、私は伺っておりませんし、私自身そういう認識をいたしておりません。両前副市長を信頼し、そして両前副市長に感謝しておりますし、そして両前副市長の辞任、退任を私自身最も残念に思っております。

**○館田瑠美子委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 時間がありません。要望して終わります。

やはり、決断すべき時期は決断すべき時期です。それだけは申し上げて終わります。ありがとうございました。

**○館田瑠美子委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時からといたします。

## 午前11時54分休憩

---

### 午後1時再開

**○館田瑠美子委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑に先立ち、先ほどの赤木長義委員への答弁について、鹿内市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。鹿内市長。

**○鹿内博市長** 先ほどの赤木委員のアウガについての御質問のうち、お答えできなかった営業保証金の残高状況をテナントや地権者に示していたのかについての御質問にお答えいたします。

営業保証金の残高状況に関するテナントや地権者への説明等の有無について、当時説明等は私自身していなかったと記憶はいたしておりましたが、念のため青森駅前再開発ビル株式会社を確認いたしましたところ、テナントや地権者に対して営業保証金の残高状況に関する説明を行った事実はありませんでした。

先ほど、即座にお答えできませんでしたことをおわび申し上げます。

**○館田瑠美子委員長** 質疑を続行いたします。

次に、藤田誠委員。

**○藤田誠委員** それでは、お食事の後にひとつよろしくお願ひします。

アウガのことについて、あとは聞くことがないので、聞こうと思ったけれどもやめて、補正予算に関連するかしないか微妙ですが、早速質問したいと思います。

今、台風第16号の被害が九州、四国でも出ています。そういう意味で防災・減災も含めて少し興味がありまして、質問することにしました。

先週の土曜日に沖館市民センターで防災訓練がありました。藤本防災士の独演会で2時間半があつという間に過ぎて、途中で飽きたら抜けようと思っていたけれど2時間半びっちり防災訓練を受けさせていただきました。今まで知らなかったこと、それからこれまでの救命救急法が今は違ってきたことも含めて、大変勉強させていただきました。多分午前9時半からでしたので、その前に準備やら大変だったろうと思います。

一番感心したのが、アルファ米が予想以上においしかったと。前に職員だったときに期限切れは試しに食わされたことがあり、全然おいしくないというイメージだったんだけど、今の非常食は大変おいしいです。ぜひとも一度期限切れ前のやつを定期的に各地区でやっていただければと思います。

いわゆる小学校、中学校、市民センターの避難所です。近いうちにその部分を質問したいと思いますが、何にも質問しなくても、私は防災に関しては関係者がちゃ

んとやってくれていると思っています。今回、いろんな災害現場で見ていると、鬼怒川の氾濫もそうでしたが、某消防署で119番が鳴っても出られません、そういう報道がされていました。台風も最近ちょっとおかしな方向から北東北に入るといふ、これも地球の気候の何かの影響かと思うのだけれども、緊急車両は雨が降ったからきょうはお休みですというわけにいかないのだから、青森市の消防車両の能力はどうかお聞きしたいと思っています。

道路が冠水しても走行が可能か、現状をお知らせください。お願いします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。吉崎総務部理事、消防長。

**○吉崎宏二総務部理事** 藤田委員の消防車両の能力についての御質問にお答えいたします。

現在消防機関が使用する車両につきましては、一般に販売されている車両をベースに消防活動や救急活動に必要な機能を装備しているものであります。特に救急自動車につきましては、ベースとなる車種は限定されているところであります。

自動車メーカーによりますと、冠水した道路における緊急車両の走行機能は、各車両とも水深がマフラーの設置位置までが限界とのことであり、救急自動車につきましてはおおむね水深30センチメートル、消防ポンプ自動車等につきましてはおおむね水深40センチメートルが走行限界とのことであります。

なお、マフラーを高い位置に変更してもエンジンや電気配線の位置はほぼ変わりませんことから、冠水した道路における走行限界も差異はないとのことです。

道路冠水時の消防活動につきましては、大雨により河川の水があふれることにより道路に濁った水が流れ込んだ場合、道路と路肩の境界の区別がつかなくなり、走行時は十分注意を要することとなります。消防活動時も脱輪等により緊急車両が走行不能となるおそれが高くなります。

このことから青森地域広域事務組合消防本部では、車両の進入が困難と判断した場合は保有するボートなどの水難救助資器材を活用し、現場へ向かうこととしております。また、流れが急でボートが近づけない地域におきましては、防災ヘリコプターによる上空からの救助を要請するなど関係機関と連携し、迅速かつ効果的な活動を実施することとしており、藤田委員御提案の道路冠水時においても走行できる緊急車両につきましては現在のところ考えておりませんが、今後も自動車メーカーの車両の開発状況の推移をしっかりと見守ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。

先般うちの家内が救急車に乗りまして、普通の車両で大変乗り心地が悪かったと言っておりましたが、やっぱり普通の車両だとどうしてもボディが重くなるのでクッションもかたいのかと思います。雨の日の119番に、行けませんとならないよう、できる限り多分、避難準備命令、準備何とかが出たときには対応しているかと

思います。この前の8月末に、柳川庁舎の4階に電気がついていました。御苦労さんでした。青森の地形を考えると、冬に雪が降る地形で、三方を山に囲まれて、台風が来ても少しはずれてくれたり、いいところだと思っています。ただ、これまでの台風とは違って大変勢力が強く、ルートも変わってきたということでは、これまでのような考え方ではなく、たしか昭和45年か昭和46年に堤川が氾濫し、護岸工事がそのあとにされてそれから氾濫はないわけだけでも、コンクリートも弱ってきますし、いろんな面でもう台風が来るということで被害を想定していただければと思います。

青森市の場合はいろいろ災害が予想されるときは体制をとっているけれども、消防のほうも多分とっていると思うんですが、消防の体制がよくわからないので、災害の想定がされたときに消防本部はどういう体制をとっているかお知らせください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。吉崎総務部理事、消防長。

**○吉崎宏二総務部理事** 大雨や台風により被害が見込まれるときの消防の体制についての再度のお尋ねであります。

消防本部では、気象情報、降雨量、台風の進路等を勘案し、早期に職員の招集を行い、河川及び急傾斜地、崩壊危険箇所などの調査を実施し警戒体制の強化を図ることとしております。

また、風水害等の災害が発生し、あるいは災害が発生するおそれがあると認められる場合は、その状況により消防本部に消防災害対策本部を設置し、情報の集約、消防活動の指示、関係機関との連絡調整などに努め、迅速・的確な災害対応に当たることとしております。なお、このたびの台風第10号における消防本部の対応につきましては、大雨、洪水、暴風、波浪警報発令と同時に消防災害対策本部を設置し、市民に対する注意喚起の広報活動、また河川、沿岸、急傾斜地崩壊危険箇所の調査を実施するとともに、屋根トタンの飛散などの危険排除など災害対応に当たったところであります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 吉崎総務部理事、ありがとうございました。あと関連してちょっと要望があります。

今年の9月の「広報あおもり」に藤本防災士が載っておりまして、まあまあ独演会では現物より写真写りがいいのかな。この9月号ですが、最近、台風が早いので、できれば早目に出してほしいと思います。さきの市民意識調査の中で「広報あおもり」をどの程度読んでいますかという調査がありまして、ほぼ毎号読んでいるが55.8%。すばらしい、視聴率ならスポンサーからたっぷり来る。年代別に言うとこれは30代から徐々に上がっていくんです。30代が51%、70代以上になると68.9%が「広報あおもり」を読んでいる。すばらしいと思うのだけれども、実際はなかなか市民の皆さんに情報が伝わっているのかという思いがあります。そういう



意味ではいろんな場面で台風、防災に関してもぜひとも周知をしていただければと思います。

それに関連してです。最近の台風情報があったときに避難所が開設されて、沖館市民センターには誰も来なかったのは幸いでしたが、夜に高潮警報が出ていて、町会長が言うておりましたが、多分危機管理課の職員が2人見に来ていたとのことで、偉いと感じていました。

最近の避難所の話、東日本大震災もそうだけれども熊本でもあったと記憶しています。避難所の体制は別として、避難所に行ったはいいが薬を持っていくのを忘れた、薬がないというのが必ず出てきます。多分1人か2人なんだろうけれども、報道がそれを取り上げている。私も血圧の薬を飲んでいますがけれども、毎日薬を飲まないと命にかかわる病気も多々あるので、そういう意味では災害時に避難された方で服用されている薬を忘れた、持ってこなかったという場合、市ではどのような対応をするのかお聞きします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 藤田委員の避難者への対応のうち、薬を携帯していない避難者への対応についてのお尋ねにお答えいたします。

薬の調剤についてであります。医師法及び薬剤師法におきましては、処方箋が必要とされる医薬品につきまして、医師が診療等を実施し、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合、処方箋を交付し、薬剤師はその処方箋に基づき医薬品を調剤することとされております。

災害発生時などにおきます避難者への対応といたしましては、医師による診療等を実施するため、医師会を初めとする関係機関の協力を得まして、医師や薬剤師等による救護班を組織し、応急的に医療を施す必要がある方に対し、診療等を実施することとしております。

また、必要な医薬品の調達に当たりましては、近隣の医療品等卸売業者からの購入や県知事または隣接市町村長に対しまして、調達のあっせんを要請し、必要となる医薬品を救護班に支給することとしております。

しかしながら、大規模災害時におきましては医療機関へ救急患者が殺到するなどの混乱も予想されるほか、災害発生から数日間は物流や生産活動が停滞し、医薬品の調達に時間を要することが予想されます。

このことから、市では市民みずからも災害に備えていただくために、持病などにより服用している薬などがある方については、非常持ち出し品の一つとして準備していただくよう「広報あおもり」や市ホームページ等で周知しており、引き続き日ごろからの防災意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。

確かに医者の方箋がなければ薬は処方できないですが、いろんなことを想定して各自治体でやっているのならいいけれども、なぜか被害があった避難所ではその話が出ると。「広報あおもり」を読まれている方の率もさっき言いましたけれども、どれだけそのいろんな項目が理解されているのか。今の「広報あおもり」は大変きれいな雑誌みたいなので、人によってはこんなの無駄だという人もいるし、余りにも細かくてごちゃごちゃしているという方もいます。そういう意味で、これは広報を出すときにはいろんなことを載せたいという気持ちもあるし、私はいいい悪いは言いませんけれども、いかに読んでもらって、いかに薬を持ち出すようにと徹底してやっていただければと思います。市がいろんな体制をとっても、いまだにそういうことが起きるということでは、やはりもう余り役所に頼らない、みずからが薬を持ち出すのだという意識をぜひともいろんな場面で持たせていただきたいと思います。私は2週間単位で薬をもらうんだけど、あと二、三日となれば行ってしまいます。1週間前にもらうとなれば1週間常にプールされているので、そうすれば問題ないのしょうけれども、なかなかそうするとレセプトに引っかかったりするのしょうから、そこはぜひとも広報に努めていただきたいと思います。

次に、この懲戒処分に関わって、きのう懲戒処分や市の組織体制のことを考えているときに、竹山委員やら小倉委員の質疑の中で感じたことがあります。いわゆる公共サービスの確保の話になるんですが、この公共サービスの確保のことが頭をよぎりました。地場産業の育成や質の確保のために、公契約条例の制定が必要だと今強く感じています。この前八戸市で公契約条例についての講演会がありまして、その先生が、市の仕事で落札率が80%を切るようでは、それ以下では質の確保は難しいんだという話をしておられて、いわゆる入札価格なり最低価格に5%上乗せすれば工事の安全の確保やら安全教育にも経費をかけられる、技術者の技術力の向上、待遇改善が図られて地場産業の育成にもつながる。その中で多くの首長、自治体の職員が勘違いされていると言っていました。私もその一人ですが、公契約条例を制定すると、財政支出が多くなって実施事業が少なくなると思っている。それで自治体職員の多くはこの条例の目的を勘違いしていると強調されていました。公契約条例の本来の目的は、働く人の賃金を上げることではなくて、公共サービスの質を確保して、本来の目的である住民サービスを向上させるような条例であるという言い方をしておりました。その5%上乗せすれば会社側の工事の安全の確保といったいろんな経費にかけられる、そして雇用の拡大にもつながると先生はおっしゃっていました。

別な視点で今考えると、公共サービスの外部化によって働く人が少なくなっている。また同じ話をするのだけれども、第三セクターが指定管理者にされて正規職員が少なくなると非正規職員がふえて、青森市全体で働ける職場を自治体が先んじて減らしている。民間には雇用拡大を要請しているが、ちょっと筋が違っているのではないかと思います。

将来に不安のない職場をつくるのも自治体の仕事だと思いつつ、全然前後合わないけれども、懲戒処分について。きのう聞きながら、ぱっとここは思い立ったので、脈絡はないのだけれどもこれを質問してしまいました。

本題に入りますが、新聞報道によって教科書会社が本来見せてはならない検定中の教科書を教職員に見せた問題で、全国版で放送されましたけれども、その対象者が県教育委員会にもいる。それで、教科書会社から不適切な日当や旅費を受けていたこの処分について、利益目的で接したのではなく、贈収賄、受託収賄罪などの法令違反にも当たらない、教科書の採択に影響を確認できないことから、懲戒処分の対象となる服務義務違反にも当たらない、すばらしいね。例えば、ここにいる企業局長が経済の関係で、おいでおいでと、旅費出すから、日当出すからと関係ない東京に行って、帰ってきて関係ないというのは何かちょっと違うような気がします。だけれども、県の教育委員会はこういう処分内容を発表しました。それでは、市役所でもそういうことあればどうなるのか。もし市役所職員が同じように、こんな最終決定等にかかわらない供与を受けた場合にどのように処分するのか。総務部長、大変でしょうけれども答弁していただければと思います。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** お答えいたします。市において、いわゆる教科書謝礼問題の類似の事案が発生した場合の市の見解というお尋ねであります。

不祥事事案が発生した場合の懲戒処分等の検討・決定に当たりましては、その事案に応じて経緯、事情、理由等を調査し、任命権者が職員懲戒等審査委員会へ諮った上で、その検討結果を踏まえまして、最終的に任命権者が決定することとなります。

このことから、このたびの教科書謝礼問題と類似した事案が本市において発生したと仮定した場合、今回の県教育委員会の判断と同様の結果となるか否かについては、一概に判断できるものではありません。また、今後の対応に予断を与える可能性もありますので、事案の経緯、事情、理由等を勘案せずに仮定の話としてお答えするのは差し控えるべきものと認識しております。

そうは言いましても、地方公務員法におきましては、職の信用を傷つけ、または職員・職全体の不名誉となるような信用失墜行為は禁止されておりまして、このことは公務員として遵守しなければならない服務上の義務でありますことから、市民の誤解を招くような行為は厳に慎み、市職員としての自覚を持って行動するよう、職員に対しましては機を捉え、注意喚起を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 大変難しい答弁でちょっと難しいな。任命権者が違うので処分の仕方も違うのでしょうか。いわゆる個人的な依頼を受けて、休みに旅費をもらって、この記事によると5万円は返したと。だけれども旅費は返したのか、銀座で一

杯飲まされたのもあるのでないかという思いはあるけれども、県の教育委員会の見解です。私は当初、県の人事委員会の見解だと思って、えらいことしてくれた、これは市役所職員は喜ぶと一瞬思いましたが、普通に一般に金をもらって、最終決定に加わらないからという話になったら、競争入札にかかわってくれば何をやってもいいことになってしまいます。競争入札は最後に決める決定権はその札によるわけだから、途中で何していても最終決定には加わらないことになるので、これはいかなものかと思ひまして質問したんです。

結果としては今話を聞くと、難しい判断ですけれども、こういうことしたらだめだと私は理解しました。市の職員がえらい拡大解釈をして、そんなことはないと思うけれども私なら拡大解釈しそうですので、ぜひともそんなことはないように。これに関して文書を出せと言っても出せるものでもないし、いろんな場面で綱紀粛正を図っていただければと思います。

斎藤憲雄委員がいっぱい時間を余してくれたのですが、あとはないので終わります。ありがとうございました。

**○館田瑠美子委員長** 次に、館山善也委員。

**○館山善也委員** 自民清風会、館山善也です。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

議案別冊、平成28年度青森市一般会計・特別会計補正予算から、86ページ、7款商工費1項商工費3目観光費より、冬季観光推進について御質問させていただきます。

先日、決算特別委員会でも工藤健委員が取り上げておりましたが、青森南高校の総合的学習の時間を利用し、「あおもりに生きる」について考え、青森市議会議員とワークショップを行い、青森市の課題について考えていただきました。

3回にわたり行われた初回の5月には鹿内市長もお越しいただき、御講話していただきました。ほか青森市議会議員7名も御参加してくださり、9月には三村知事も御講話してくださいました。生徒からは政治家の方と直接話す機会ができ、政治に興味湧き、大変身近に感じたということであり、生徒にとっても貴重なよい体験になったと思います。この場をかりて青森南高校PTAの一人として感謝申し上げます。ありがとうございました。

私の担当したクラスでは、ウィンタースポーツの推進から、冬季観光の推進をテーマに話し合いました。そこで出た生徒のアイデアで、モヤヒルズにスノーチュービングを楽しめる専用のコースを設置し、冬季観光の推進を図ってはいかがかと提案がなされました。

チュービングとは、大きなゴムのタイヤチューブのことで、水上式もありますが、今回は雪上式、雪の上でのスノーチュービングを提案させていただきます。

タイヤチューブに乗りまして坂道をおりる形になるんですが、特性上チューブを握る形になりますので、握る本人は頭が下向きになりながら滑降していく、滑り落

ちていくという形になります。そりはおおむけになりますが、そりとは違い形的にはうっ伏せの状態落ちていきます。斜面とかなり顔が隣接しますので、非常に体感速度も速く感じられ、また、そりとは違ってチューブの特性上なかなか操作性がないような形ですので、逆に言うと余り技術も必要がないということで、大人から子どもまで楽しめるものになっているということでした。

全長 150 メートル規模のコースをつくると、これは日本一になるということであり、当然坂道を下りますので、上るまでのツールとしましては通常のリフトを使いまして、リフトの背中にチュービングを乗せると、リフト上の安全性も保たれるということでした。コースにはいろんなアトラクションを設けまして、1 つには、ハーフパイプのような形をつくったり、またトンネルのような形の中にデコレーションで電気をつけるなどして演出をするなどを加えますと、大人も楽しめるイベントになるのではないかとということでした。

現在でもこのスノーチュービング、鱒ヶ沢地区で行われているという情報がありました。実用化に向け取り組めないかと思った次第であります。

以上を申し述べて、質問させていただきます。モヤヒルズでスノーチュービングを楽しめる専用のコースを設置し、冬季間の観光に資するべきではないかと思いますが、市のお考えをよろしくお願いいたします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○坪真紀子経済部理事** モヤヒルズにおけるスノーチュービングについての御質問にお答えいたします。

スノーチュービングとは、ただいま館山委員からも御紹介がありましたが、タイヤチューブのような丸型のもので斜面を滑走するもので、特別な技術を必要とせず子どもから大人まで楽しめる雪遊びであります。

モヤヒルズでは、平成 22 年度と 23 年度にスノーチュービングのコースを設置し、有料で、1 月と 2 月の 2 カ月間、土曜日、日曜日、祝日に実施しておりました。その際の検証として、スノーチュービングの実施に当たりましては、運営中に滑走者を補助するため 6 名のスタッフをコース中に配置する必要があること。チューブコースの幅は圧雪車の使用ができない狭い幅で、人力でのコース設置となること。ゴール地点に完全にとまるためのバンクを造成することなどの点で、スタッフを多く要することから、指定管理者では収支に見合わない判断し、平成 23 年度で終了しております。

このようなことから、新たにスノーチュービングコースを設置しシーズンを通して運営することは、現段階では市としても困難と考えております。

しかしながら、スノーチュービングはスキーやスノーボードを行わない方でも気軽に楽しめ、このような方がウィンタースポーツに親しむきっかけとなったり、家族でスキー場を訪れるなどの効果が期待されると認識しております。

このため、まずはウィンターフェスティバルなど期間限定での実施や既存のそり

ゲレンデの活用など、現状の体制の中で行える方法がないか、指定管理者とともに検討してまいります。

**○館田瑠美子委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 御答弁ありがとうございました。

一度取り組まれていたということでありました。ゲレンデの設置に人力がかかり、経費と合わないということで残念だということでありました。

例えば、安全面としましては、このスノーチュービング、その時の担保はできていたのでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○坪真紀子経済部理事** 再質問にお答えいたします。

当時の設置状況といたしましては、ロープ等の乗り場やおりに職員を配置したり、あとコースアウトする場合を想定いたしまして、左側、右側にそれぞれ1名ずつ職員を配置、またチューブの運搬を補助する職員、また何かあったときのための交代要員として1名ということで6名を配置していたということでありました。

また、お子様の場合スキーブーツでチューブに乗る場合が多いので、そうしますと私どものほうのチューブが破損することが多かったため、モヤヒルズで用意した長靴に履きかえてもらうなどの手間もありましたが、館山委員御指摘のとおり安全面には十分配慮して実施したものであります。

**○館田瑠美子委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** ありがとうございます。

安全面は担保できるということでありました。当然経費、費用対効果というのは大切なところではありますが、やはりそりなどで時間を要する場合を想定しても、このスノーチュービングは新たなイベントとして頑張れるのではないかと私自身は思っております。

安比高原のほうでは、コースの半分程度を仕切りまして、当然クッション性のある空気の入った柵を作りまして、その中でそりをする、ほかで遊ぶ等しながらスノーチュービングもやっているという情報がありますので、ぜひとも前向きな検討をしていただくことを要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○館田瑠美子委員長** 次に、村川みどり委員。

**○村川みどり委員** 日本共産党の村川みどりです。

大野小学校の放課後児童会について、まず質問します。

現在、大野小学校では2カ所で放課後児童会を開設していますが、1カ所は大野保育園、そしてもう1カ所は久我貸店舗というところで放課後児童会を開設しています。そこで実施している放課後児童会について質問します。その放課後児童会は和式のトイレが1つしかなくて、子どもたちがトイレの前に並んでいる状況だという話が聞こえてきました。こうした状況を早急に改善すべきと思いますが、どう

でしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。健康福祉部長。

**○能代谷潤治健康福祉部長** 村川委員の大野放課後児童会のトイレの混雑状況の改善についての御質疑に、お答えさせていただきます。

大野小学校の放課後児童会につきましては、小学校内に余裕教室等で開設場所を確保できないことから、学校近隣の民間施設で実施している大野放課後児童会と大野保育園で実施している大野第二放課後児童会の2カ所で開設しております。うち大野放課後児童会につきましては、平成26年度までは南奥野市民館において開設していたところではありますが、登録児童数がふえて手狭になったため、平成27年度から現在の場所に開設しているところでもあります。

大野小学校周辺には、一定規模の面積を備えました公的施設及び賃借できる民間施設が少ない中で、現在の施設を確保して開設しているところではありますが、当該施設はもともと貸し店舗でありまして、委員御指摘のとおり男女共用の和式のトイレが1つしかなく、また開設当初に比べ利用児童数も増加いたしましたことから、日常的にトイレに並ぶ児童の姿が見受けられ、利用児童数に比べてトイレの数が不足しているものと認識しているところでもあります。

このため大野放課後児童会につきましては、当該施設が民間から借り上げているものでトイレの増設工事等については難しいことから、近隣の施設等の状況の把握に努めながら、放課後児童会の分割による開設や移転も視野に入れて検討しているところでもありますけれども、引き続き小学校の近隣施設等の情報を収集いたしますとともに改善方策につきまして、関係機関・部局と協議・相談しながらトイレ渋滞を早期に解消し、環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** ぜひ分割あるいは移転を含めて早急に取り組んでいただきたいと思います。ここはトイレだけではなくてもともと倉庫だったところなので、天井の上に細い窓しかなくて電気を消せば真っ暗な状況です。そういう環境の中で夏になれば30度を超えて本当に暑いし、風通しも悪いということで、トイレだけではなくて、そういう窓もない環境の中で子どもたちが夏休みも含めて、放課後も含めて過ごしているということを考えれば、一刻も早く何とかしてほしいと思っています。私も含めていいところがないか力を尽くしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

次に、面会交流援助についてです。

DV被害にあって離婚して3人の子どもをひとりで育てているシングルマザーの方がいます。離婚調停の際に、月に1回父親に面会させることを条件に離婚の合意がなされました。

彼女は今、DVに長年苦しめられて不安症を抱え、治療しながら親子4人での暮らしを取り戻すため、暴力を振るわれた元夫と子どもを面会交流させることが嫌で

も一刻も早く離婚したいという思いから、その条件を受け入れざるを得なかったというのがあります。

当時年長だった子どもも調停員に対して、自分もお父さんにいろんな虐待をされたりしたんだけれども、自分の正直な気持ちを言えばお母さんがまた何か被害に合うのではないかということで、調停員に本当のことを言えなかったということもあって、最終的にはその月1回の面会に合意しました。そして現在、その家族がそのことに大変苦しめられているということがあります。

しかも面会交流の日時を決めるやりとりは、当事者間で行われています。面会交流の催促や日時の指定も、たたかれた元夫とシングルマザーの方と行っているため、本当に毎月ストレスにさいなまれています。

何とかしてこの親子をストレスから解消してあげることができないかという思いで、子どもの権利相談センターに行ったり法テラスに行ったりとかしてきました。青森市でもさまざまな支援団体はあるんですけども、民間ではこうした面会交流援助事業というのは、青森市内・県内では行っていない状況でした。

そこで民間がやっていない、こうしたすき間の部分を行政として何とか手を差し伸べてあげることができないものかという思いで質問したいと思います。

離婚後の面会交流時の父または母の心理的負担を軽減するため、市として面会交流を援助すべきと思うが、市の考えを示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。健康福祉部長。

**○能代谷潤治健康福祉部長** 面会交流支援についての御質疑にお答えさせていただきます。

面会交流につきましては、離婚後の子の監護に関する事項の定め等を規定いたしました民法第766条が平成23年に改正され、協議上の離婚をする際に協議で定める子の監護について必要な事項の具体例として、父または母と子との面会及びその他の交流、いわゆる面会交流が明示されますとともに、子の監護について必要な事項を定めるに当たっては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない旨が明記されたところであります。

面会交流は、離婚により子どもと離れて暮らしている父や母が、子どもと定期的または継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することでありまして、このことにより子どもが父母からの愛情を実感でき、子どもの生活や精神面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長につながるものと認識しているところであります。

一方で実情といたしましては、離婚した父または母に子どもを会わせたくない、父または母が面会交流の打ち合わせをしたくないなどといった相手に対する複雑な感情や心理的な葛藤を有していることが多いため、父母間のみでは子どもとの面会交流を実施することが困難な場合があるとも言われているところであります。

このような状況を受け、国におきましては、相手に対する感情や葛藤が理由で面



会交流を実施できない父母に対しまして支援することにより、面会交流の円滑な実施を図ることを目的に、平成24年度から母子家庭等就業・自立支援事業における1つのメニューとして、面会交流支援事業を実施しているところであります。

当該事業につきましては、支援の条件として子どもがおおむね15歳未満であること。同居の親が児童扶養手当の支給を受けており、かつ別居の親が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。または同居の親及び別居の親とも児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること等が定められているところであります。

また支援の内容といたしましては、面会交流支援員の配置、事前相談の実施、支援計画の作成、子どもの受け渡しや付き添い、連絡調整などのほか、必要に応じて面会交流の場所もあつせんするものとなっているところであります。

支援期間につきましては最長1年間、面会交流援助の実施頻度は原則として月に1回までと定められているところであります。

本市では、これまで離婚に伴う養育費や面会交流などに関する相談につきましては、青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センターの母子・父子自立支援員や、青森市子どもの権利相談センターの子どもの権利擁護委員などが対応しており、より専門的な知識や経験が必要な相談内容につきましては、市が月1回実施している弁護士による無料法律相談や法テラスなどを紹介しているほか、厚生労働省が面会交流などの相談支援業務を委託により実施しております養育費相談支援センターや、調査研究事業として開設しております面会交流専門のかるがも相談室を紹介し、面会交流の円滑な実施につながる支援を行っているところであります。

面会交流支援の実施につきましては、専門的な知識や経験、ノウハウを有する人材等が必要であり、調停や審判を経ているものなど対応が難しく、家庭裁判所等関係機関との連携等も重要でありますことから、市といたしましては今後、既に支援を実施しております自治体あるいは民間団体における取り組み状況、支援内容や関係機関との連携方策などについて、研究してまいりたいと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** なかなか難しいものだとは思いますが、できることから一つ一つやっていってほしいと思っています。先ほど健康福祉部長も紹介したように、援助の中身としては、付き添い型や、受け渡し型、連絡調整型、短期援助など、さまざまな援助の中身があるので、できるところからぜひやれるように検討していってほしいと思いますので、要望して終わります。

次に、萱野茶屋のトイレについてです。

萱野茶屋にあるトイレですけれども、老朽化しています。しかも車椅子のトイレもありません。改修すべきと思いますが市の考えを示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○坪真紀子経済部理事** 村川委員の萱野高原のトイレについての御質問にお答え

いたします。

十和田八幡平国立公園にある萱野高原には、市が管理する公衆トイレ1棟のほか、県が管理する公衆トイレが2棟、萱野高原に出店している3軒の茶屋にそれぞれトイレが設置されております。

この市が管理するトイレにつきましては、昭和48年に設置、その後昭和63年に簡易水洗化工事を行っております。

設置後約40年以上経過しておりますが、そのほか消耗部品を交換するなどして、維持修繕を行ってきたところであります。

八甲田地区にある市が管理するほかの公衆トイレにつきましても、設置後相当の年数を経過しておりますことから、これらも含め、地元事業者などの関係者へ御意見を伺うとともに、萱野高原全体のトイレの利用実態や、有利な財源などを調査いたしまして、八甲田を訪れる方が快適にトイレを利用できる環境づくりを検討してまいります。

**○館田瑠美子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** ぜひ前向きに検討していただきたいということをお願いしてこれは終わります。

さっき言ったように車椅子用のトイレもないですし、最低そういう障害者用のトイレも設置してほしいので、それもあわせて要望しておきます。よろしく願いいたします。

次に、旧西部学校給食共同調理場の解体について、解体に係るスケジュールを示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○石澤幸造教育委員会事務局教育部長** 村川委員の旧西部学校給食共同調理場の解体スケジュールについての御質問にお答えします。

教育委員会では、旧西部学校給食共同調理場の解体撤去の方針に基づき、これまで具体的な解体作業の検討を進めており、現在解体工事の工期などを考慮し、施設の解体工事の設計を今年度実施するため、この設計に要する委託料につきまして今定例会に補正予算案を御提案し、御審議いただいているところであります。

解体工事設計委託業務は、御議決をいただければ速やかに発注し、平成28年度内に委託業務を終える予定であります。

また、解体工事につきましては、平成29年度中を予定しているところであります。

以上でございます。

**○村川みどり委員** 地元の人からも、いつまでああしておくんだという声がたくさんあります。平成29年度中に解体できるということなので、着実に進むように要望して終わります。

次に、教育行政について質問したいと思います。教育行政は4点です。

まず、中学校の体操着について質問していきたいと思います。

市内に中学校は19校あるのですけれども、19校中18校で体操着の色分けを実施して、1年生は赤とか、2年生は青とか、3年生は緑というように色分けしているのですけれども、学年別色分けを見直すように働きかけるべきと思いますがどうでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○石澤幸造教育委員会事務局教育部長** 村川委員の中学校の体操着についての御質問にお答えいたします。

各中学校における学校指定の体操着のデザイン等の変更の際は、各学校が保護者と相談しながら決定しております。教育委員会といたしましては、今後各学校において体操着の更新を検討する場合には、保護者と十分に話し合い可能な限り保護者の負担軽減に努めるよう、市PTA連合会や小・中学校長会との情報交換会において意見を聞いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 更新時に保護者の意見を聞いて検討するようというところでした。

私も県内の状況を調べてみたのですけれども、弘前市は色分けしていない、外ヶ浜町も色分けしていない、東北町もしていない、三沢市も色分けしていない。ただ、三沢市は学年ごとに名前刺しゅうの色を変えている。七戸町も中学校が3校あるけれどもそんなことは聞いたこともない。黒石市は4校中1校だけで色分けしているそうです。五所川原市も五所川原一中は今やっているのですけれども、これも今やめる予定だそうです。八戸市も一部やっているところがあるらしいのですけれども、ほとんどやっていない。内履きの色で学年別の色分けをしていると。十和田市もやっていないというような状況でした。逆に何で色分けする必要があるんだと、他の市町村はそういう認識を持っているということが、私自身問い合わせをしてびっくりしました。

何でこのような質問をするかと言えば、兄弟同士で着回しできないということと買い換えなければならない、保護者にとっても負担になっているということとか、あるいは地域の人たちにあげるのも制限があるということも考えれば、色分けをしないで同じ色にして、例えばさっき言ったようにズックの色で学年の色分けをするなどといった対応をしてほしいというのが、今、市内のお母さんたちの声としてたくさん上がっています。そこで、一気にかえるということではできないと思うので、ぜひ更新の際にはそうした保護者負担の軽減を考えて、兄弟間でも着回せるように、あるいは融通できるような仕組みとか、方針を持っていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、総合的な学習の時間における自衛隊の職場体験についてです。第2回定例

会で質問したんですけれども、今年度の自衛隊の職場体験の実績をお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 総合的な学習の時間における自衛隊の職場体験についての御質問にお答えいたします。

総合的な学習の時間における職場体験は、望ましい勤労観や職業観を形成するために、各中学校において生徒の将来の職業に対する興味・関心を踏まえて、複数の職種の中から生徒自身に選択させて行っているものであります。

その中で今年度自衛隊を職場体験先として選択し、職場体験を行った中学校と生徒の数は7校53人となっております。

**○館田瑠美子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 1学期の実施校ということでよろしかったですか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

これは1学期と2学期で全て終わっていますけれども、ことし全部でこうなったということです。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** わかりました。昨年度と比較した場合の今年度の実績の変化について示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 昨年度の実績との比較でお答えいたしますと、先ほど申し上げましたように、今年度は7校53人、昨年度は13校137名となっております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** わかりました。第2回定例会の6月14日に私はこの質問を取り上げました。そうしたら早速、教育委員会で6月16日付で各中学校長に「職場体験（見学）実施における事業所と家庭との連携強化について」という通知をすぐに出していただきました。

それには、保護者に対する同意書を用いるなどして、生徒や保護者の思いや考えを把握することということも記入されているんですけれども、この通知を出した後の取り組み状況についてお知らせください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 同意書等についての再度の御質問にお答えいたします。

今年度7校が実施しておりますけれども、そのうち5校は同意書をとっており、2校は電話等で直接保護者に確認をとっております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** ありがとうございます。

この職場体験は、自衛隊に限らずなんですけれども、実施するに当たって現場の先生方が本当に大変な思いをして実習先を確保しているという話を聞いています。先生たちがいろんなところに頭を下げをお願いして、やっと場所を確保しているという状況の中で考えれば、私は市役所での職場体験を受け入れるべきだと思います。市民図書館では、今やっているそうなんですけれども、市役所の庁内とか教育委員会とかいろいろな施設がありますが、先生方が苦勞しているということを考えれば、自衛隊に行くよりは市役所で職場体験を実施させてあげればいいのではと思っていますのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 職場体験先についての再度の御質問であります。

現在市民図書館だけでなく、言ってみれば小学校も 10 校ほど入っておりますし、それから、そのほか——ちょっと今、私、きちんとした資料を持っていないのですが、消防署だとか、実は市の施設は幾つか選ばれて体験はしているところがあります。例えば、この市役所の本庁舎はなかったような気がいたしますけれども、そういう意味では青森市が保有している施設は幾つか挙げられていたということがあります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 今の子どもたちである小学校とか中学校の人たちが書いた将来の夢とか、将来なりたい職業とかを見れば、大体公務員とかが多いですよ。教育長が前に、子どもがそこに行きたいと言ったら断れないという話をしていましたけれども、そういうことも考えれば自分がなりたい職場に行かせるというのが 1 番ベストなのではないかと思います。消防とか小学校に行っているのも知っています。それ以外にも市の関係する施設で職場体験をさせてあげれば、先生たちもとても助かると思いますし、子どもたちにとっても利益につながるのではないかと思いますので、市とも連携して相談しながら進めていってほしいと思います。よろしく願いいたします。

次に、先に三内小学校の樹木についてです。

近隣住民から小学校の裏の木を伐採してほしいという苦情が寄せられています。市教育委員会の見解をお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○石澤幸造教育委員会事務局教育部長** 村川委員から御指摘のありました三内小学校の樹木につきましては、水路沿いに立っており、苦情内容は水路への落ち葉によるもので、今年度の 5 月に水路の清掃で対応したところであります。

今後とも関係部局や学校と連携を図り、清掃のみならず剪定等を含めた対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 体育館のすぐ裏に、体育館より大きい木が5本くらい生えているんですけども、カラスも巣をつくるし、葉っぱも落ちてくるということで清掃で対応してもらいたいんですけども、もし必要なければ伐採も視野に考えてほしいと思うので、よろしくをお願いします。

最後に、浪岡中学校の事故についてです。

浪岡中学校の死亡事故後、不安を抱えている生徒に対し、教育委員会や学校はどのような支援を行っているのか示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 浪岡中学校の死亡事故後、不安を抱えている生徒に対する教育委員会や学校の支援についてお答えいたします。

浪岡中学校において、とうとい命が失われるという悲しい事故があり、生徒に不安が広がっていることを踏まえ、教育委員会では生徒一人一人の心身の状況に応じたきめ細かな手当てにより心の安定が図られるよう、事故発生の直後から学校現場での実務経験のある事務局職員を2名、その後1名増員の3名を派遣し常駐させ、学校全体の教育相談体制の強化を図るとともに、県教育委員会にスクールカウンセラーの緊急派遣を要請いたしました。

このことにより、事故翌日から4名のスクールカウンセラーが当該学校に出向き、全校生徒を対象に心の健康調査を実施するとともに、学級担任による教育相談を行っているところであります。

とりわけ不安を訴える生徒が多く在籍する学年に対しましては、全ての生徒を対象としてスクールカウンセラーによるカウンセリングを行っております。

また、学校は心の教育の充実を根底に据えながら、人間的な触れ合いや一人一人を大切とした学校・学年・学級づくり、何でも言い合える楽しい雰囲気づくりに努めるとともに、土曜日や日曜日につきましても、主に学級担任が家庭訪問や電話相談を実施することで家庭での様子を把握し、子どもが抱えている不安な気持ちの解消を図るように努めているところであります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** ことし3月に策定された青森市いじめ防止基本方針については、私もパブリックコメントにいろんな意見をたくさん出したのですが、特にこの第2章の5にある重大事態への対処の項は、実際に私は効力を発することがなければいいと思っていたんですけども、残念ながら現実にはこの基本方針が生かされる結果となってしまったことは非常に残念ですし、同じ中学生の娘を持つ母親としても御家族の心境を考えるといたたまれない気持ちですし、本当に心が張り裂けそうな気持ちになりました。それと同時に連日のテレビや新聞での今回の事故の

報道のあり方に非常に違和感を持ちましたし、住民感情を逆なでする、分断するような報道に怒りさえ覚えています。過去に幾度となく繰り返されてきた自殺報道をめぐって、WHOが2000年に自殺を予防する自殺報道のあり方についてというガイドラインを公表しています。責任ある報道とはということで11の項目で訴えています。

特に重要だと思ったのは、写真や映像を用いることにはかなりの慎重を期するとし、自殺の手段、方法、場所もはっきりわからせるものは使ってはならない。遺書も掲載すべきではないと警鐘を鳴らしています。

また、日本自殺予防学会も以前報道各社に対して、子どもの自殺事件報道についてという要望書を出しています。そこにも、自殺事件のセンセーショナルな扱いは同じ問題を持つ子どもたちに著しい暗示効果があり、自殺の模倣と流行を招く結果となります。自殺報道は情緒的に不安定にさせるとともに、極めて危険な状態を醸し出すことになりまますと指定各社に要望書を出しています。

昨年策定された青森市いじめ防止基本方針にもこの情報発信、報道の対応についてという項目があります。これにもやはり「子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。」ときちんと明記されています。

教育委員会、市から言うことは難しいかもしれませんが、いま一度メディアの皆さんには不安を抱えている生徒に対する十分な配慮と、それから自殺報道のあり方ガイドラインの徹底を私からもお願いしておきたいと思います。

そこで今回、いじめに関してはこれで終わるんですけども、SNSを利用した中傷があったと報道されています。教育長は情報モラル教育を徹底していくという答弁をしていました。子どもたちに教育することも当然必要なんですけども、市の職員、それから教職員にはどういう対応をとっているのかという問題です。

ことしの6月28日に私のところにある人からお手紙が来しました。それは、名誉既存損害賠償請求事件の訴状が送られてきました。これは市の職員がある人に対してSNSを使って誹謗中傷を行ったということで、訴えを起こされているというもののコピーです。これを送ってきた人は、最初は公務員であることは知らなかったけれども、2カ月近くも逃げ続け反省も誠意も感じられず、調査会社を使って調べた結果、青森市の職員であることがわかった。民間人であれば訴えなかったけれども、公務員であることがわかり、その責任を果たしてもらわなければ気が済まないと言っていました。

いま一度、市職員に対するSNSの使用に関する注意喚起や綱紀粛正を図る必要があると思いますが、答弁を求めます。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** お答えいたします。

職員がSNSというものを所持または利用するに当たって、職務上持ち合わせる

ものではありません。防災関係で携帯もしくはスマートフォンを持ったりはしているのですけれども、それが一連の村川委員から御紹介のあったようなものは個人的な機械、もしくは個人的な物になろうと思います。それらの使い勝手等については、一般的にはその個人の社会人の常識の範囲内ということになろうかと思えます。

そういった意味で公務員倫理の一般的な話として、職員には機会をみて周知していきたいと思えます。

**○館田瑠美子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 今回は相手側、原告が和解することになったので、大きな問題にはならなかったんですが、やはり子どもたちへのモラル教育も大事ですけれども、いま一度市職員へのそういった教育も必要ではないかと思えます。

一方で教職員です。以前子どもと教師のメールを使ったやりとりについて、取り決めがあるのかと聞いたら、不登校などの問題がある子に対しては柔軟に対応しているというようなお話でした。

まず、教師と子どもの間でのSNS利用に関する教育長の認識、あるいは教育委員会での取り決めについてお尋ねします。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** SNSを使った生徒と教員のやり取りということですが、あくまでも生徒に対する教員の指導は、直接的に対面してやるのが基本であろうと考えております。そういう意味でいわゆるSNS等を使っての指導については、あくまでも慎重に、できるだけ直接面談する中でやるべきであってと思えますけれども、以前答弁しているように、なかなか学校に出て来れないような子どももおります。そこは管理職ときちんと話し合いをした上で、ケースに応じて適切に対応してまいりたいと思えますが、基本余りそういうものの指導はやらないべきかと考えているところであります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 私もケース・バイ・ケースが必要だとは思っています。ただ昨年、実はある中学校教師の自分のSNSを使った情報発信により、子どもが傷つけられたというような相談がありました。その子は今、県内で1番の高校に行っているのですけれども、自分が傷つけられた教師には絶対になりたくないというように心の傷を負っています。今も中学校では、メールやLINEで部活の時間とか場所とかをやりとりしているということが現実にあるのですけれども、やはり市職員も、そして教職員に対しても、いま一度その使い方やルール、それからモラルの教育ということの徹底が求められているのかと思えますけれども、最後に教育長の見解を示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 情報モラルに関する見解ということですが、教



育委員会では今年度から、学校に出向いて直接3年計画で全部の学校の教職員、生徒、そして参加できる保護者を対象に情報モラルについての出前講座を実施しているところでありまして、今年度は23校において実施する予定になっております。

また、情報教育担当の教員を集めての研修等もありますし、生徒指導担当の教員を集めての研修も1年に2回ほどあったかと思っておりますので、それらの場を通して具体的な例を挙げながら、適切な形での指導、それから情報機器を活用した際の留意点などの指導を徹底したいと考えているところでありまして。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** ぜひ市職員、そして教職員の皆さんにも改めて綱紀肅正を求めて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○館田瑠美子委員長** 次に、工藤健委員。

**○工藤健委員** 市民クラブの工藤健です。よろしくお願いします。

まず、教育について2点質問します。10款教育費1項教育総務費1目事務局費、スクールバスの柔軟運用についてであります。

青森市の東部、滝沢地区の子どもたちですけれども、小学校は東陽小学校、中学校は東中学校に通っています。東陽小学校への通学はスクールバスで行っておりますが、中学生は約6キロメートル離れた東中学校へ、スクールバスがないために自転車では約40分、時々歩くと1時間、真冬の間はバスの料金補助制度を使っていますが、ただダイヤがうまく合わず、余り使っていません。ことしの夏、東部地区に熊が出たこともありまして、防犯、事故、熊被害の懸念から2学期から滝沢地区からの子どもたち、中学生も東陽小学校用へのスクールバスを利用可能にいただきました。ありがとうございます。

ですけれども、結局東陽小学校から東中学校まで2キロメートルありまして、その間を自転車で行くのですけれども、帰りはまた東陽小学校に自転車を置いてバスで帰る。そうすると土日・祭日は自転車が使えなくなるので、結局現在利用に至っていない現状であります。

現在8名の生徒が滝沢地区から東中学校に通っています。自転車で通学できる間はいいのですけれども、雨の日であるとか冬はやはり親の車に今までも頼ってきたということです。途中の道路は、ちょっと夜遅くなると人けのない道路もありますし、街灯のない部分もあります。先ほども言いました、時には1時間歩いて帰るといふこともあるようですが、現在滝沢地区と東陽小学校の間のスクールバスを、さらに滝沢地区から東陽小学校経由で東中学校までの運用にしていきたいのですが、その検討についていかがお考えでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○石澤幸造教育委員会事務局教育部長** 工藤委員の滝沢・三本木地区からの中学生

に対するスクールバス等の通学支援についての御質問にお答えいたします。

これまで滝沢・三本木地区におけるスクールバスの運行につきましては、平成 15 年度に開校した東陽小学校へ通学する児童を対象としたスクールバスが運行されており、東中学校へ通学する滝沢・三本木地区の中学生を対象としたスクールバスは東中学校が設立された昭和 45 年度から運行はされておりましたが、先ほど御紹介のありましたように、公共交通機関を利用した場合には通学費の全額を支給することとしております。

教育委員会では、東中学校までの通学距離が 6 キロメートル以上と遠距離通学となることから、委員御案内のとおり今年度の 2 学期より、既に運行を行っている東陽小学校スクールバス滝沢コースを活用した通学支援を、滝沢・三本木地区に居住する中学生を対象として行っているところであります。

教育委員会としましては、御質問のことしの冬に東陽小学校スクールバス滝沢コースを東中学校まで延伸させることにつきましては、新たな財政負担を伴うこととなりますことから現在のところ困難であると考えておりますが、日が短くなる秋季の下校時及び冬季間の通学の状況等を踏まえ、通学に係る安全を確保するためにどのようなことができるのかを今後、関係部局と協議・検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 今すぐというのは難しいということで、できれば次年度からの予算でぜひお願いしたいと思いますが、過去の実績から秋になると、やはりトウモロコシを狙って熊が出ます。この地域も過去には何度も熊が出た地域でありますので、できるのであれば早急に考えていただきたいと思いますが、これは要望にしておきたいと思います。

次に、10 款教育費について、統廃合した小・中学校の歴史記録などの保存についてであります。少子化とともに小・中学校の統廃合が進んでいます。この流れは、もちろん今後もしばらく続くのだらうと思いますけれども、統合された小・中学校の資料、歴史的なものも記録もさまざまあると思いますが、どのような基準でどこに保管されているのかお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○石澤幸造教育委員会事務局教育部長** 工藤委員の統廃合された小・中学校の歴史的資料の保存についての御質問にお答えします。

廃校となる小・中学校の資料のうち、公文書につきましては、文書編さん基準に基づき統合先の小・中学校に引き継がれております。

また、備品につきましては、青森市財務規則に基づき統合先の小・中学校に引き継いでおり、統合先の小・中学校で使用しない備品につきましては、他の小・中学校に使用するかどうかを確認し、適宜、引き継ぎされているところであります。

これら以外の卒業アルバム、文集や記念誌といった学校の歴史を記した資料など、公文書や備品には当たらないものは規則等に定められておりませんが、統合先の小・中学校に保管するよう指導しております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** その中で例えば、各校の校歌はどのような形で保存されていますか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○石澤幸造教育委員会事務局教育部長** 再度の御質問にお答えいたします。

統廃合となった小・中学校の校歌につきましてもの御質問にお答えします。

平成20年の基本計画策定以降、小学校では8校、中学校2校、計10校がこれまでに他校と統合しているところではありますが、これらの小・中学校で歌われていた校歌の楽譜につきましては、統合先の各小・中学校のほか青森市教育研修センターに保管されております。

教育委員会としましては、統廃合となった小・中学校の校歌を保管することにつきましては、その校歌が地域の自然や歴史を歌っている長い歴史に培われた学校を象徴するものであると認識していることから、今後統廃合があった場合には、統合先の小・中学校におきまして、校歌を保管していくよう指導するとともに、教育委員会でも引き続き保管するよう努めてまいります。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 公文書としてのさまざまな資料、あるいはアルバム、文集は統合先の小・中学校に基本的には引き継がれていくということですね。これからも統廃合は進むのだらうと思えますけれども、やはり廃校となる小・中学校の資料——統合先というのはわかるのですが、その統合先がまた統合すると、その前の前のものも持っていったりして、結構煩雑になっているようです。

やはり一番いいのは、どこか1カ所が窓口になって、そこに一元的に集めておくというのが一番だと思いますけれども、そういう一括保存する仕組みはこれから考えていかないものなのか、どうでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○石澤幸造教育委員会事務局教育部長** 再度の御質問にお答えいたします。

引き継がれて統合統合となった場合は、市教育委員会の教育研修センターに保管の部屋がありますので、そちらで保管したいと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** やはりその辺は仕組みにして、きちんと基準をつくって保管すべきだと思います。

結構な量にもなるのでしょうけれども、今はデジタル時代ですからデジタルアーカイブという方法もありますので、特に校歌については昔はなかなか無理だと思い

ますけれども、楽譜というよりも、今は録画・録音がすぐにできますので、これからの小・中学校に関してはきちんとその生徒が歌った音源を保存していくのが一番いいのだらうと思います。これは要望にしておきます。ありがとうございます。

次に、2款総務費4項選挙費に関連しまして、決算特別委員会で市民クラブの奈良委員が指摘しました債務負担行為の設定についてであります。

市長は辞意の意思表示をしました。辞任ということは任期満了前にみずからやめるということですので、当然にして今年度中に市長選挙が行われるものと思います。そうであれば、あらかじめ選挙費用の債務負担行為を設定すべきと思いますが、そのお考えをお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。財務部長。

**○仁藤司史財務部長** 選挙費の債務負担行為の設定についてのお尋ねにお答えいたします。

御質問の趣旨としては、市長が辞意を表明しているもので、いつ選挙になっても必要な準備ができるように予算執行ができるようにということで、債務負担行為の設定をしておくべきではないかという趣旨だと思われませんが、選挙が行われることが決定した場合に、まずすぐに急がなければならない準備といたしましては、投票所の入場券ですとか投票用紙の印刷、それからポスター掲示場の設置委託などと思われれます。

これら急がれる準備経費につきましては、もともと来年4月に市長の任期満了を迎えることになっておりますことから、今年度当初予算に印刷経費等について計上しております。また、ポスター掲示場設置委託等につきましても年度内に契約ができるように債務負担行為を設定しておりまして、すぐに準備に取りかけられるのかという御懸念につきましては、対応可能な状況となっております。

なお、今年度の予算計上額に不足する分は大体約7200万円ぐらいを想定しておりますけれども、それにつきましては選挙管理委員会におきまして選挙執行日が決定し次第、補正予算を専決処分にて対応する予定としております。

仮にこれから債務負担行為を設定しても、債務負担行為はあくまで債務を負うことが目的でありまして、支出に当たっては改めて歳出予算に計上するという必要がありますことから、債務負担行為とは別に支払いのための必要な予算については、同様の手続によって補正予算の対応とする必要がありますので、現時点におきましては債務負担行為の設定というものは必要ないだらうと考えております。

**○館田瑠美子委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 当初から選挙の日程が来年の4月であるということで、ある程度その準備を含めて当初予算に入れたということですね。不足分の約7200万円は補正として専決をするということですか。どちらにしても、トップが辞任するという発言の重さはやはりありますので、その辺はもう一度認識していただきたいと思います。わかりました。

最後に、要望を1件お話ししたいと思います。

先月の末ですか、新聞紙上に本市の有形文化財であります歩兵第5連隊の八甲田雪中行軍遭難事件の後藤伍長の銅像、こちらの台座裏の銘板がほとんど読めなくなっているということが掲載されました。このことを聞こうとは思ったのですが、けれども、既に観光課で研磨してコーティングしているということでもあります。ですけれども新聞紙上では、これは取材での言葉のあやかもしれませんが、現時点で補修の予定はないと掲載されていたことから市民からも苦情がありまして、その辺どうなんだということで確認しましたら既にやっていると。それはありがとうございます。

後藤伍長の銅像は、八甲田山を背に青森市街地を見渡しているような青森市の貴重な観光資源の一つであります。これが観光客から指摘されるということはできれば避けていただきたいし、このようなほかの観光資源・施設があった場合には、やはりふだんからのある程度定期的なチェックとメンテナンスが必要だと思いますので、それもあわせて維持管理をお願いして質問は終わります。

**○館田瑠美子委員長** 次に、木戸喜美男委員。

**○木戸喜美男委員** 自民清風会の木戸喜美男でございます。よろしく願いいたします。

市民バス大釈迦経由浪岡線について、その利用者の方から、ダイヤの改正があるのではないのでしょうか、またいろいろと調べているみたいですが、その後どうなっているんでしょうかという問い合わせがありましたので、市民バス大釈迦経由浪岡線を花岡プラザへ乗り入れさせることについて、これまでの検討状況をお知らせください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○金子牧子都市整備部長** 木戸委員の花岡プラザへの市民バスの乗り入れについてのお尋ねにお答えいたします。

大釈迦経由浪岡線の花岡プラザへの乗り入れの検討につきましては、今年度、花岡プラザを利用するための公共交通機関利用の需要などについて把握することとし、市民バス大釈迦経由浪岡線を初め、浪岡地区コミュニティバス下石川線の乗降調査を実施し、青森地区及び浪岡地区間における市民バスの利用状況のほか、花岡プラザ最寄りのバス停の花岡公園や乗り継ぎが可能であるバス停の浪岡駅前における利用状況につきまして、調査しているところであります。

また、こうした需要把握のほか花岡プラザへの乗り入れにつきまして、どのような経路が運行可能なのか、そして乗り入れに当たっての支障となることがないかなどの運行条件について確認することも重要であると考え、検証を進めているところであります。

**○館田瑠美子委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** ありがとうございます。

まず、周辺路線についての調査、そして市民バス大釈迦経由浪岡線の乗降者の利用状況、また乗り入れの転回場所などの検証をしているとのことでありまして、ぜひ乗り入れできるように要望してこの項は終わります。

次に、ごみについてお願いいたします。

一般廃棄物最終処分場に仮置きしたごみの処理の進捗状況について、お知らせください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○木村敏幸環境部長** 木戸委員の一般廃棄物最終処分場に仮置きしたごみ処理の進捗状況についてのお尋ねにお答えいたします。

まずは、ごみを仮置きした経緯についてであります。青森市清掃工場において、焼却炉内で多量の灰の付着や熔融スラグが詰まるなどのふぐあいによりまして、計画外停止が発生したことに伴い、ごみの搬入量に対して焼却処理が追いつかず、ごみピット内に貯留しきれなかった可燃ごみを緊急避難としてやむを得ず、隣接する一般廃棄物最終処分場に搬入し、合計 3780 トンを仮置きしたものであります。

この仮置きごみの処理については、市内の民間処理施設で行うことといたしまして、委託者として一般廃棄物処理の責任を負う本市、受託者として処理を実施する事業者、支払い者として処理費用の全てを負担する運営事業者の青森エコクリエイション株式会社の 3 者で本年 5 月 20 日に契約を締結したところであります。

本業務につきましては、仮置きごみの飛散・悪臭・火災対策等のため、まずは一旦、一般廃棄物最終処分場内に埋め立て処理を行った後、翌 6 月 6 日から当該ごみの掘り起こし・選別・積み込み・運搬・破碎処理・焼却処理という一連の処理業務を行っておりまして、その進捗状況については今月 16 日現在で仮置きしたエリアの約 96%相当のごみを撤去しております。処理量といたしましては約 5500 トンとなっております。

仮置きした当初のごみの重量 3780 トンに比較いたしまして、実際の処理量が増大しておりますが、これは長期間にわたる仮置きによりごみに降雨等の水分が含まれたこと、また飛散防止等の目的でごみに覆土をしたため、ある程度の混入土砂とともに処理をせざるを得ないことなどによるものであります。

今後の作業ですが、残り約 4%相当の仮置きごみの撤去と仮置き場の原型復旧等全ての処理を今月末までに終了する予定としております。

**○館田瑠美子委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** ありがとうございます。

まず仮置きごみが 3780 トンで、そしてその処理については、約 96%がされている、残り約 4%は今月中に終了とのことで、まず安全に無事に完了することを要望して、この仮置きのごみについては終わらせていただきます。

あと、ごみ減量化の進捗についてお知らせください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○木村敏幸環境部長** ごみ減量化の進捗状況に係るお尋ねにお答えいたします。

本市では、ごみの減量化・資源化の推進につきましては、市民の皆様と一丸となって解決すべき喫緊の課題であるとの認識のもと、さまざまな施策・事業に取り組んでいるところであります。

平成 26 年度に、青森地区の可燃ごみの排出量について、平成 26 年度の減量分約 3900 トンを加え、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で約 1 万 4300 トンを削減するという減量目標を掲げたところでありまして、平成 27 年度は減量目標の 2600 トンを約 770 トン上回る約 3370 トンの減という実績となっております。

また、今年度の状況についてであります。4 月から 6 月までの第 1 四半期の排出量は 2 万 653 トンでありまして、昨年同時期と比較して 2049 トンの減となっております。

今年度におきましては、指定ごみ袋制度への完全移行に伴う減量効果などを見込んで、減量目標を 4200 トンと設定いたしておりますが、ただいま申し上げたように、6 月末時点で 2049 トンの減となっておりますことから、この流れで推移すれば、目標の達成は可能であろうと考えております。

いずれにいたしましても、市としては今後においても気を緩めることなく、可燃ごみの排出状況を精査しながら、時々の状況に適した施策・事業を推進していくことを通じまして、できるだけ早期に青森市清掃工場ですべてのごみが処理できるよう、引き続きごみの減量化・資源化を推進してまいります。

**○館田瑠美子委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** ありがとうございます。

青森地区では平成 27 年度から 5 年間で約 1 万 4300 トンを削減する目標を掲げている中で、ごみ全体では昨年同時期から見れば少なくなっているということだと思います。また、ことしの 4 月から黄色の指定ごみ袋に完全移行して、ある程度市民もなれてきたかなと思っております。燃えるごみには出さない、大切な資源という形で、黄色い袋にもいろいろ宣伝されておまして、ごみ減量につながるものとして一生懸命職員の皆様頑張っているものと思っております。

ごみ減量化のこれまでの取り組みをお知らせください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○木村敏幸環境部長** ごみ減量化のこれまでの取り組みに係るお尋ねにお答えいたします。

本市では、これまでごみの減量化・資源化の取り組みとして、5 つの事業を柱に取り組んできたところであります。

1 つには、ごみ出しマナーの向上を図るとともに、ごみの減量化・資源化を進めるため、出前講座、施設見学会、市民一掃きデー等の場における市民啓発活動。2 つには、生ごみ減量に対する意識向上を図るため、段ボールコンポスト講習会の開催や、生ごみコンポスト購入者への一部助成の実施、さらには電気式生ごみ処理機

の貸し出し。3つには、有価資源物を自主的に回収し、地域ぐるみのリサイクルに取り組む集団回収活動の促進を図るため、集団回収を行う団体への支援及び参加しやすい環境づくり。4つには、分別収集の推進を図るため、平成24年度からその他のプラスチックを市内全域に拡大したほか、平成26年度からは衣類の拠点回収を実施したこと。5つには、事業系ごみ対策として事業系一般廃棄物多量排出事業者対策の実施のほか、拡散検査の実施回数の拡大及び不適正排出事業者への訪問指導等々であります。

これら5つの事業に加えまして、平成26年度には、ごみ減量化・資源化ハンドブックを市内全世帯に配付いたしましたほか、青森市ごみ問題対策市民会議における御意見を踏まえ、ごみの減量化・資源化に資するさまざまな事業に取り組んでおります。また、平成27年度には、11月から指定ごみ袋制度を導入したほか、市内全小学生へ配付するための児童向けごみ啓発下敷きを作成するとともに、テレビCMや新聞広告などによる意識啓発等に取り組まれました。さらに、青森市ごみ問題対策市民会議と連携しながら、放送局とタイアップして生ごみの減量方法について市民の皆様へ御提案する「あおり素材まるごとエコごはん」と題したイベントを開催いたしました。今年度4月1日から指定ごみ袋制度に完全移行したところでありまして、今後は市内の小学4年生から6年生まで全員を対象として、ジュニア版ごみハンドブックを配付する予定としております。また、地元のスポーツクラブとタイアップして、若年層をターゲットとして意識啓発を図るため、コラボタンブラーを作成・配付いたしましたところであり、今後は昨年度に引き続き「あおり素材まるごとエコごはん」のイベントも開催する予定としております。

このように、市ではこれまでごみの減量化に資するさまざまな事業に取り組んできたところでありますが、今後も喫緊の課題であるとの認識のもと、ごみの減量化・資源化がより一層促進されるよう鋭意取り組んでまいります。

**○館田瑠美子委員長** 木戸委員。

**○木戸喜美男委員** ありがとうございます。

まず、ごみ減量化・資源化の取り組みとして、ごみ出しマナー、そして生ごみに対する段ボールコンポスト——皆さんの家庭で肥料にさせてもらうというものだと思います。そしてまた、有価資源物の古紙・金属類などの自主回収、その他のプラスチックの分別、そして清掃工場での拡散検査、さらにはごみ減量化・資源化ハンドブックを市内全域に配付、また全町会を対象としてごみに関する説明会を開催している。また、行政からのものだと思いますが、町内のごみ置き場に大きなポスターが掲示されて皆さんそれを見るたびに、ごみを減量化しないといけないね、分別しなければいけないねというような一つの流れができてきております。職員の皆さんもこれからますます大変とは思いますが、アイデアをいっぱい出しながら、今後も市民と行政が一緒にごみ軽減化に向けて取り組んでいくことを要望して終わります。

ありがとうございます。



○**館田瑠美子委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 3 時 25 分からといたします。

## 午後 2 時 51 分休憩

---

## 午後 3 時 25 分再開

○**館田瑠美子委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、中村節雄委員。

○**中村節雄委員** 新政無所属の会の中村節雄でございます。

民生費に関連いたしまして、パーキングパーミット制度についてお尋ねいたします。

パーキングパーミット制度導入について、市はどのように考えているのかお示しください。

○**館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○**浦田浩美健康福祉部理事** 中村節雄委員のパーキングパーミット制度についての御質問にお答えいたします。

パーキングパーミット制度は、障害者等用駐車スペース——以下、専用駐車スペースと述べさせていただきます——この専用駐車スペースを必要とする対象者に利用証を交付することにより対象者を明確化し、専用駐車スペースへの不適正な駐車を抑止することを目的とした制度であります。

この制度は、平成 18 年 7 月に佐賀県が導入したもので、現在 35 府県と 3 市で実施されており、東北地方では、岩手県、山形県、福島県が実施しているところです。

利用証の交付対象者の範囲は、自治体により異なりますが、車椅子を使用している肢体不自由の障害者のほか、心臓機能障害などの内部障害者、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、精神障害者など、一定の等級以上の障害者手帳所持者となっており、自治体によっては難病患者、妊産婦、要介護度 1 以上の高齢者、けがにより車椅子やつえを利用する方にも利用証を交付しているところでもあります。

本市といたしましても、これまで既に本制度を実施している自治体の状況等について調査・研究してきたところであり、制度を導入した場合、障害のない人による専用駐車スペースの不適正利用が減少することや、利用証を掲示することで内部障害者も専用駐車スペースを利用しやすくなるなどのメリットがある一方で、利用対象者が多くなることから、これまで利用していた車椅子使用者などが専用駐車スペースを利用しにくくなるということや、専用駐車スペースには限りがあり、新たなスペースの確保が難しいということ。また、不適正な駐車は本来モラルの問題が

あり、制度導入後も不適正利用はあるなどのデメリットが上げられているところです。また、既に制度を導入している自治体からは、制度導入に当たっては、利用者の交付数に応じた駐車スペースの確保が可能かということや、広域利用や優先利用のあり方を十分検討するなど、慎重に検討すべきとの御意見をいただいたところがあります。

このようなことから、市といたしましては、現段階において本制度を導入する考えはありませんが、改めて市ホームページ等において専用駐車スペースの適正利用を呼びかけてまいりますとともに、現在作業を進めている（仮称）青森市障がい者の権利に関する条例の制定や、障害者差別解消法における取り組みなどを推進し、専用駐車スペースの適正な利用の促進につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 中村節雄委員。

**○中村節雄委員** パーキングパーミット制度のメリット、デメリットはもちろんあります。そういう中で、今、専用駐車スペースと浦田健康福祉部理事のほうから言われましたので、私も専用駐車スペースということで述べさせていただきますけれども、市の公共施設において専用駐車スペースがあるところは何カ所で、台数としては何台分があるのかお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

**○浦田浩美健康福祉部理事** 再度の御質問にお答えいたします。

市の所有する公共施設といたしまして、市民センター等の社会教育施設、文化会館等の市民文化系施設、市民体育館等のスポーツ・レクリエーション施設、庁舎等の行政系施設や駐車場等を含めまして、597 施設のうち専用駐車スペースがある施設は 66 施設で 178 台分となっております。

**○館田瑠美子委員長** 中村節雄委員。

**○中村節雄委員** ありがとうございます。

597 施設のうちで、専用駐車スペースがあるところが 66 施設ということで、トータル 178 台分ということでありました。

通常の障害者用の駐車スペースというのは、もちろん青字に白の車椅子のマークをつけた、例えば車にでも掲示してあるような一般的に知られたところのマークであります。その通常の車椅子マークの看板ではなくて、体の不自由な方、それから身体内部に障害のある方、妊娠中の方などという表示がある看板が、実は市役所等でも設置がされております。

それで、私は市役所の本庁舎でも見たことがあるんですが、車椅子マークだけではない看板がかかっております。これが、公共施設に現在何枚——先ほど 66 施設 178 台ということでお伺いしておりましたけれども、公共施設において現在何カ所に現在何枚設置されているのかお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

**○浦田浩美健康福祉部理事** 再度の御質問にお答えいたします。

ただいま中村節雄委員から御紹介のあった看板が、公共施設で何施設で何枚設置されているかとの御質問でした。

専用駐車スペースのある公共施設 66 施設のうち、委員御紹介の看板は、まず本庁舎に 2 カ所あります。そして、アウガ駐車場に 5 カ所あります。あと、青森駅前公園地下駐車場に 1 カ所、新青森駅西口駐車場に 2 カ所、同じく南口駐車場に 1 カ所で、合わせて 11 枚設置されているという状況にあります。

**○館田瑠美子委員長** 中村節雄委員。

**○中村節雄委員** 私も、アウガと市役所の本庁舎だけは設置されているのを知っておりましたけれども、今聞いたら合計 11 枚設置されているということでもあります。

もちろん公共施設の中でも使用頻度が高いところなどは、このような専用駐車スペースの看板などを設置して、周知を徹底していくことが必要であると思っております。先ほど 66 施設ということでしたが、これも設置するとなると、やはりお金の部分があります。その前に、先ほどの中では、(仮称)青森市障がい者の権利に関する条例の制定や、それから障害者差別解消法がそのように法律で決まって、その取り組みなどを推進していくということでもありますので、その際にあわせて専用駐車スペースの適正利用促進の周知とかを図っていくべきであると思っております。

そういう部分で、どのような形で周知を徹底していくことが必要であると考えているのかお示してください。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

**○浦田浩美健康福祉部理事** 再度の御質問にお答えいたします。

専用駐車スペースの周知について、今後どのように行っていくかとの御質問でありました。

専用駐車スペースにつきましては、まずは先ほど答弁でも申し上げましたが、市ホームページ、また「広報あおもり」等を含めて、改めて周知してまいりたいと考えておりますし、障害者週間にあわせたパネル展や啓発の講演会なども予定しておりますので、そういった場での周知なども考えてまいりたいと思っております。

**○館田瑠美子委員長** 中村節雄委員。

**○中村節雄委員** さまざまな機会を利用して、専用駐車スペースということを周知徹底していただくよう要望いたします。

まず、パーキングパーミット制度は 35 府県と 3 市でそれがああるということで、全国的にも取り組みがされているところでもありますけれども、メリット・デメリットがこのパーキングパーミット制度にももちろんある。ただ、市役所の公共施設やそういうところにおいては、既にそれと同じような形で 11 枚の看板が設置されているということでもあります。

ただし、パーキングパーミット制度というのは行政が主体としてやっているわけ

ですけれども、これに民間の参加も呼びかけているというのが実情でありますので、そういう中では、民間でこのような専用駐車スペースの看板を設置しているところは青森県内にまだ1つもないはずであります。そういう意味においては、先行している青森市ではこの看板を11枚設置してありますので、今後予算的なめどがつかまりましたら、やはりこのような部分を周知徹底していく部分と、看板類をまずふやしていくということを始めなければいけないものと私は考えております。

さらに、青森市の普通の商業施設やいろんなところの障害者駐車スペースを見ますと、実際不法駐車をしている方がいまだに見受けられるということ。それからやはりそういうところに違法駐車、不法駐車をしないように、商業施設やそういうところでも水色の塗料に白の車椅子マークをつけて、まずそのような障害者用の駐車スペースを設けている施設がだんだんとふえてきました。これも私たちが障害者団体を通じながら、そういう要望をいろいろとしてきたものが広がりを見せてきたものと思われまます。

そういう中ではだんだん減ってきたんですが、冬になり屋外駐車場にやはり雪が降ると、その積雪量によるものの、いきなりその路面の駐車スペースが見えなくなった途端に一般の方々やらがとめたりなどと、そこが障害者用の駐車スペースである見えなくなっている部分もあつたりしますので、やはりそういうのも見受けられているというのが実情であります。

ですから、先ほど述べましたとおりにパーキングパーミット制度導入に当たっては、やはりメリット・デメリットの中では、本市で広げていくというのはなかなか難しいところがありますけれども、将来的には先ほど見せましたこの専用駐車スペース用看板は、行政でできる部分で設置を進めていただきたい。

それから、私たちもまた私たちの運動の一環でもありますので、そのような説明をしながら、それを利用するであろう障害者団体や障害者の方々や、いろんな方々に、また普通の商業施設等民間施設にもこれと同じような看板の設置を今後依頼していきたいと思っておりますので、市のほうでもぜひともこういうものに予算をつけながら広めていくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

**○館田瑠美子委員長** 次に、渋谷勲委員。

**○渋谷勲委員** 自民清風会、渋谷です。

市長、やはりそこに両名がいなければ何となく寂しいですね。事前に余りやるなどか、さまざまな伝言は来たものですよ。でも、きょうは思いっきり質問させていただきます。

まず今年度も敬老会、きのうで恐らく終わったと思います。私も平成2年の初当選以来、いろいろな地域にお招きをいただきまして、その都度祝辞を述べてまいりました。ただ、このごろ自分なりに痛感しているのは、うちの会派の方々にはちょっと言ったことがあるんだけれども、きのうも市長代理あるいは社会福祉協議会の会

長代理と。ずっと聞いていて、やはり 75 歳以上の方々が来ているわけですね。それでどこに行っても女性の方々が非常に多いわけです。それで市長、やはり代理として出る職員の方々には、ただ秘書課でもって、あるいは議会事務局でもって書いている原稿だけではなくして——悪いとは言いませんよ——我々もそうですけれども、やはり出る職員が何か主体性だとか、今にまつわる、あるいは大先輩に対しての感謝、あるいは健康志向、これらの話をすれば本当に笑うし、よく聞くんだよ。私のがいいというわけではないけれども。

私もきのう何を話したかといえ、今、市内には 100 歳以上の方々が 77 名いるんだね。それで、恐らく誰も気がつかないと思うんだけど、健康福祉部にお願いをして東西南北に分けてみました。そうしたら県庁から私が住んでいる地域が一番多い、34 名。上磯以西がたった 2 人なんだよ。東部地区は、やはり戸崎だとか、戸山だとか、市長の出身の地域だとか、これも結構多い、22 名だったかな。やはり荒川に嫁に来てよかったなと言え、皆さんただ笑うもんでない。こういう発想は余りないでしょう。

そして、これまで言ったことは、今はないから言ってもいいと思うけれども、この柳町に昔大坂の家具屋さんがあったでしょう、大坂正道さんってね。このことを私はよく言ったものだよ。この方は同じライオンズクラブで、何歳のときだったか、がんを患った。でも、彼は 20 年以上だったか、達者で生きたと思いますよ。あるとき私に言ったことは、私が何でこれまで生きてこられたかという、食べ物なんだね。ほとんど 365 日納豆だとか、豆腐だとか、おつゆだとかというのは必ず食べたと言っていた。だから、その話もいろいろな地域で言えば、書く人もいるし、感謝するんだな、特に高齢者の方々は。ということで、自分なりにこのごろ本に載っていることだとかそういうやつは余り言わないで、そういったことを言えば、とても皆さんが親近感というのか、とても熱心に聞くし、笑う。

そういうことで、できたらこれからも職員は市長代理、あるいはその他もろもろで行ったら、その話の間には、そういうことを若干入れたほうが私はいいと思う。

そういうことで早速、質問に入りたいと思います。

まず、りんごセンター。1 つ目は、ここ 3 年間の利用状況。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○金澤保農林水産部長** 渋谷委員のりんごセンターのここ 3 年間の利用状況についてという御質問にお答えいたします。

青森市りんごセンターの過去 3 年間の利用状況につきましては、最大収容能力 20 万箱に対しまして、平成 25 年度は 8 万 9326 箱で利用率 45%。平成 26 年度は 11 万 2588 箱で利用率 56%。平成 27 年度は 12 万 8393 箱で利用率 64%となっております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 農林水産部長、私が何でこれを聞くかといえば、今、農林水産部長が述べたとおり 20 万箱なんだよ。この3年間というのも特にりんご農家の話を聞けば、農林水産部長もわかるとおり、とてもよかったらしいんだよ。とてもりんごも肥大する、津軽の言葉で言えば「箱むれる」わけだよ。例えばこれまで1000箱とっている人が1200箱とるとか、1300箱とるとか。今、農林水産部長の説明の中に45%、56%、ようやく今64%と。頑張っている。これには私も納得するよ。でも、これまで余りにも、農林水産部が悪いのか、あるいはJAの協力のなさが今日に至ったのか。数量的にも今、私が言ったようにかなりとれている。PR効果が足りなかったのか、これは私も一概には言えませんよ。でも今、担当が変わって、このごろ高く評価をしたい。

しかしながら依然として、私から見たJAそのものの協力のなさが今日に至っている。この状態ならば、契約更新が来たならば、私は考えるべきだと思います。ましてや小倉委員の話を聞いていけば、農林水産部長はこのごろわかったでしょう、当初の契約と全然違うんだよ。ましてや既存のものを直したり、少し改築したり、何も協力の姿勢がなかったわけでしょう。それがゆえに、たった初年度だけだよ、あとは次年度から全部1300万円前後で、真っ赤っかなわけだよ。

市長そのものは、市政各般・万般にわたって、県都だから目が届かなかったのかもしれない。しかしながら、これはこうしておれない。まだまだ危機感を持ちながら、ましてやこれからは中国だとか台湾だとかベトナムまで、このりんごそのものが出荷されつつあるわけでしょう。私はここに来て、20万箱のガス冷蔵庫は宝物だと思っています。それがゆえに、ここ幾度か質問させていただいている。もし、協力できなかったJAであるならば、私は契約更新時点で見直しをかけたほうがいいと思います。

2つ目として、今年度、これまで行った利用率向上のための施策、どうぞ。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○金澤保農林水産部長** 再度の御質問にお答えいたします。りんごセンターの利用率向上に向けた取り組みについての御質問でした。

利用率向上に向けた取り組みといたしましては、平成27年度におきましては、指定管理者である青森農業協同組合と連携いたしまして、また渋谷委員のアドバイスも受けまして、浪岡地区では新聞への折り込み広告によるPR活動の拡充。青森地区では、りんご生産者に対して新規利用のお願い。青森市内のりんご移出業者への利用の呼びかけなどを行ったところであります。

これらの取り組みによりまして、先ほど申し上げましたけれども、平成27年度の利用率は64%という結果となり、過去2番目に高い利用率となっております。

平成28年度におきましては、さらなる利用率向上ということで、平成27年度の取り組みに加え、新たに市外のりんご移出業者への利用の呼びかけを行うなどPR活動の強化を図っております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 私も以前、市長だと思っただけけれども、副市長にもお願いをされて、何とかこのガス冷蔵庫を満床に、満タンにならないかということで、農林水産部長がおわかりのとおり、私のほうの中央卸売市場の仲卸さんを通して、埼玉県だとか東京都の業者に——今、結構、青森市場も大根だとかゴボウがすごいんですよ。特にゴボウだよ。今これから冷蔵庫に入れて、来年2月、3月に出荷するわけでしょう。その際、何とか使わせてほしいというようなことを、農林水産部長おわかりのとおり承って、何か農林水産部次長を先頭に県に行ったら、あと3年間ぐらいは用途変更できない、まだ7年ぐらいしかたっていないと。これはいいですよ、私も理解する。でもその間の苦しみ。私は、一旦言ってしまったもの。向こうの業者もいって言うんだもの。それを断るのが大変よ。ちょっと怒った経緯もあるけれども、そうなんだ農林水産部長。こう質問した以上、自分でもっての責任だとか考えながらやっているんだから。さっき農林水産部長が言ったように、私も聞いたもの。できれば全部使いたいと言うんだもの、ゴボウじゃないよ、りんごでもって。そういう話を私は聞いています。

そこで今、農林水産部長が言ったとおり、この赤字解消のためにはあらゆる手段を使っていたら——担当課の職員の方々は今3人くらいいるのかな。あの連中は優秀だよ、やる気があるもの。そういうことで、今後赤字解消のため、ただ基本となる農家を念頭に置いて、進めていただきたい。必ずや、そうもうけなくていいから赤字解消の一端として、何とか頑張っていたいただきたい。これを要望させていただきたいと思います。

次に、中央卸売市場。中央卸売市場の整備の方向性と施設の修繕の状況、そして青果低温倉庫の対応等について、ひとつよろしくお願ひしたい。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○金澤保農林水産部長** 中央卸売市場の今後についての3点の御質問に順次お答えいたします。

初めに、中央卸売市場の整備の方向性についての御質問にお答えいたします。

青森市中央卸売市場の整備につきましては、農林水産大臣がおおむね5年ごとに策定する中央卸売市場整備計画に基づき、施設の増改築や改修を順次行ってきたところであります。

このうち、平成23年度から平成27年度までの5年間の整備につきましては、当該期間を計画年次とする第9次中央卸売市場整備計画におきまして、青森市中央卸売市場が施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場として位置づけられたところであり、品質管理等の市場機能の強化を図るため、青果保冷庫の冷却設備の更新や震災など非常時における自家発電の整備などを行ってきたところであります。

青森市中央卸売市場の今後の整備の方向性につきましては、農林水産大臣が平成28年4月に策定した第10次中央卸売市場整備計画におきまして、青森市中央卸売市場が必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場として位置づけられたところであり、今後におきましても生鮮食料品等の流通拠点としての機能・役割を果たしていけるよう、市場関係者と一体となって検討していくこととしております。

次に、施設の修繕の状況についての御質問にお答えいたします。

青森市中央卸売市場では、市場の機能維持を図るため計画的に施設の修繕を行っており、平成27年度は駐車場や場内通路の舗装及び関連店舗の屋根の張りかえ等を実施いたしました。

今年度もこれらの修繕を実施するほか、重量シャッターや汚水升スクリーンの取りかえ等、機能維持のために必要な修繕を実施しているところであります。

今後におきましても、市場関係者と連携しながら、市場の機能維持を図るため適切な維持管理に努めてまいります。

最後に、青果低温倉庫への対応についての御質問にお答えいたします。

青果低温倉庫につきましては、青果物の低温流通に対応し、多種多様な商品に適応した温度・湿度管理により品質保持の向上を図るため、平成14年に設置したものであります。この青果低温倉庫の低温設備は、冷媒として特定フロンを使用しておりますが、その生産が平成32年に全廃される予定であり、以後の補充が不可能となることから設備更新が課題となっております。

このことから、本年6月に卸業者、仲卸業者等の関係者と情報共有のための打ち合わせを実施したところであり、引き続き関係者とともに関係手法等について検討していくこととしております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 3番目から。

何かこう、聞くところによれば、環境部も幾らか挟んで、今、国等の支援をお願いしているんですけどか。というのは、先ほど来、秋村委員も桜だとか雪だとかの話も言っておったけれども、青森中央卸売市場も青果部で、たまには大根あたりの入荷が日本一になったりするんだよ。でも、今の時代、いろんな付加価値によって名声を高められるわけでしょう。どこでもとられていない対応だね。特に、ここは雪があるわけでしょう。部長がわかっているかどうか、我々が小さいころは、ため池に行って氷を切って、それでリンゴの冷蔵庫あたりを、結構やったもんなんだよ。わからないでしょう。あなたは荒川だからわからないだろうな。

というのは、例えばこの雪処理でもってつくられた、貯蔵された大根だとか、そういうことも念頭に置きながら、私は創意工夫したほうがいいと思います。やはり付加価値の時代だもの。ただつくるではなくて、ただ貯蔵するのではなくて。せつ



かくそういうような補助金もいただけるならば——それでどうなのか。現在、幾らか国等にそういう支援、補助の話はしているのかどうか、その辺について。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○木村敏幸環境部長** 国等の補助事業に関するお尋ねにお答えします。

環境部では、省CO<sub>2</sub>型社会の構築に向けた取り組みとして、環境省が所管する補助事業である地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業を活用しまして、地域の未利用資源として、渋谷委員がおっしゃっていた雪の利活用という観点から、雪冷熱エネルギーを活用した実現可能性調査を行うこととしております。

具体的な活用対象といたしまして、青森市中央卸売市場の青果低温倉庫を調査対象として、事業化計画を策定するための可能性調査について補助申請し、調査費1470万円、これは補助率100%であります。これについて交付決定を受けたところでありまして、今定例会補正予算案として御審議をいただくものであります。

**○館田瑠美子委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** そういういいこともやっているんだよな。それと同時に農林水産部長、浪岡駅前にあるあれは何だっけ、雪室だったか。あれも結構金がかかったんだよな。この利活用について。

**○館田瑠美子委員長** 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

**○棟方牧人浪岡事務所副所長** 渋谷委員の再度の御質問にお答えいたします。

雪室につきましては、現在カシスの受け付けをしております、そこでカシスを貯蔵した上で、地区内の和菓子屋さんとかで商品開発をする際に提携しながらやっていきたいと考えております。

また、りんごも入荷次第、貯蔵したり試験をする予定になっております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** これも私は、これまでに何度か質問をさせていただいて、まだそういう段階でしょう。あれは総額10何億円かかったか、8億円だったか、ちょっと忘れたな。これももう少し我々にも、あるいは議員の方々にもアピールさせていただいて、一日も早い時期に基本となる——あれの工事をやったのはどこだったか、大青工業だったかな。主たる目的を再度我々に伝えていただいて。もちろん浪岡地区全体としてやっているのも評価はしますよ。でも、それだけではだめなんです。もう少し、いろいろな業界にも声をかけていただいてやらなければ。

今、環境部長が言った、もしそれがある程度達成したならば、やはりそこを起点として、もう少し道の駅だとか幅広い分野で、この雪を活用した結構面白いような素材すらできると思いますよ。

まして今、ふるさと納税でしょう。先般の地元紙によれば、大分いろいろ苦情も来ているし、そういうことでは、活路として一端を担えるようなものにしていただ

ければ。木村環境部長、その辺をよく心がけていただいて。市発展のために、まだまだ御尽力をされていただければと思います。

それから中央卸売市場、来年で45年だって。結構ペーパー販売も多いし、売り上げそのものにも若干支障を来している。それでもって家賃の面だとかいろいろな問題等があるでしょう、あるよな。でも、市場はある程度の収入が得られるし、ましてや市民の台所。これは先ほど来、農林水産部長が述べられていたとおり、ある程度の市場側との意見交換を交わしながら、第10次整備計画以上に、今後整備をしていただく。こういうことでひとつまた、お願いをしたいと思っております。

最後に、私、たしか市長の政治姿勢として届け出したと思うんだけど、市長は私よりは年齢、これまでの政治経験については、これは私の自負ではないですよ、いずれをとっても私よりは先輩である。これは私も認めています。あなたは市議会、県議会、市長という立場で市政に、政治に携わってこられた。これは誰でも認めるところだと私も思っております。そんな市長に対して耳ざわりの悪いお話を若干させていだきたいと思っております。

アウガに対して、公約にも掲げました。就任以来、市長が議会等を通して、市民にこれまでいろいろ約束をされてきたことは、私は多々あると思っております。しかし残念ながら、いろいろ掲げても果たせないままにきょうに至ったことも多々あると思っております。事ここに至る、さまざまな紆余曲折の責任は市長自身にあるということは、恐らくや市長自身も認めているものと私は思います。副市長の相次ぐ辞任という異常事態からも、アウガに起因する市政の混乱、もはや看過できないものと私も思っております。市長、大変悪いけれども、私から申し上げるまでもなく、政治家の出处進退をみずからが決める。これが私は政治的なスタンス、基本でもあると思っております。しかしながら、今の置かれている状況や先行きの不透明感を実感するとき、先輩政治家の鹿内市長にあえて言わせてもらえるならば、私はもはや決断すべき時期に来ているのかなと思うこともあります。

私自身、市長とは政治信条が異なりますが、同じように政治と行政に携わってきた一人として、あなたの35年有余に及ぶ政治歴の晩節を汚すことのないように、私は常に念じてやみません。このことについて、何か市長があるとすれば答えていただきたいし、なければこれで私の質問を終わりたいと思っております。

以上、ありがとうございました。

**○館田瑠美子委員長** 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第127号「平成28年度青森市一般会計補正予算」から議案第142号「平成28年度青森市郷山前財産区特別会計補正予算」までの計16件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、議案第 127 号「平成 28 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 142 号「平成 28 年度青森市郷山前財産区特別会計補正予算」までの計 16 件についてお諮りいたします。

議案第 127 号から議案第 142 号までの計 16 件については、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 村川みどり委員、何号に御異議がありますか。

**○村川みどり委員** 議案第 128 号に異議があります。

**○館田瑠美子委員長** 議案第 128 号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 128 号については、原案のおとり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○館田瑠美子委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 128 号については、原案のおとり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 128 号を除く各案件については、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 128 号を除く各案件については、原案のおとり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆さんには、2 日間にわたり終始熱心に審査していただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

**午後 4 時 17 分閉会**